

松山市国民保護計画



(令和4年1月改訂)

松 山 市

目 次

第 1 編 総論

第 1 章 市の責務、計画の位置付け、構成等	1
1 市の責務及び市国民保護計画の位置付け.....	1
2 市国民保護計画の構成.....	1
3 市国民保護計画の見直し、変更手続.....	1
第 2 章 国民保護措置に関する基本方針	3
第 3 章 関係機関の事務又は業務の大綱等	5
1 関係機関の事務又は業務の大綱.....	5
2 関係機関の連絡先.....	11
第 4 章 市の地域特性	12
第 5 章 市国民保護計画が対象とする事態	20
1 武力攻撃事態.....	20
2 緊急対処事態.....	22
第 6 章 市の国民保護ビジョン	24
1 国民保護の目的.....	24
2 国民保護ビジョン.....	24
3 国民保護ビジョンに基づく施策.....	25

第 2 編 平素からの備えや予防

第 1 章 組織・体制の整備等	29
第 1 組織・体制の整備.....	29
1 市の各部局等における平素の業務.....	29
2 市職員の参集基準等.....	31
3 消防機関の体制.....	33
4 国民の権利利益の救済に係る手続等.....	34
第 2 関係機関との連携体制の整備.....	35
1 基本的考え方.....	35
2 県との連携.....	35
3 近接市町との連携.....	36
4 指定公共機関等との連携.....	36
5 ボランティア団体等に対する支援.....	37
第 3 通信の確保.....	38
第 4 情報収集・提供等の体制整備.....	39
1 基本的考え方.....	39

2 警報等の伝達に必要な準備.....	40
3 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備.....	41
4 被災情報の収集、報告に必要な準備.....	43
第5 医療救護体制の整備.....	43
第6 研修及び訓練.....	44
1 研修.....	44
2 訓練.....	45
第2章 避難、救援に関する平素からの備え.....	47
1 避難に関する基本的事項.....	47
2 避難実施要領のパターンの作成.....	49
3 救援に関する基本的事項.....	49
4 運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等.....	50
5 避難施設の指定への協力.....	51
第3章 避難行動要支援者支援に関する平素からの備え.....	52
1 避難行動要支援者の実態把握.....	52
2 緊急連絡体制の整備.....	52
3 避難体制の確立.....	52
4 国民保護に関する啓発.....	53
5 社会福祉施設等の活用.....	53
第4章 生活関連等施設の把握等.....	54
1 生活関連等施設の把握.....	54
2 生活関連等施設の安全確保.....	55
3 市が管理する公共施設等における警戒.....	55
第5章 物資及び資材の備蓄、整備.....	56
1 市における備蓄.....	56
2 市が管理する施設及び設備の整備及び点検等.....	57
第6章 国民保護に関する啓発.....	58
1 国民保護措置に関する啓発.....	58
2 武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発.....	58
第3編 武力攻撃事態等への対処	
第1章 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置.....	60
1 事態認定前における緊急事態連絡室の設置及び初動措置.....	60
2 市対策本部への移行調整.....	63
3 武力攻撃等の兆候に関する連絡があった場合の対応.....	63
第2章 市対策本部の設置等.....	66
1 市対策本部の設置.....	66
2 通信の確保.....	79

第3章 関係機関相互の連携	81
1 国・県の対策本部との連携	81
2 知事、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長等への措置要請等	81
3 自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等	82
4 他の市町村長等に対する応援の要求、事務の委託	82
5 指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請	83
6 市の行う応援等	83
7 ボランティア団体等に対する支援等	83
8 市民への協力要請	84
第4章 警報及び避難の指示等	85
第1 警報の伝達等	85
1 警報の内容の伝達及び通知	85
2 警報の内容の伝達方法	87
3 緊急通報の伝達及び通知	88
第2 避難住民の誘導等	89
1 避難の指示の通知・伝達	89
2 避難実施要領の策定	90
3 避難住民の誘導	92
4 避難の方法	96
5 武力攻撃事態等の類型等に応じた留意事項	100
6 避難住民の復帰のための措置	102
第5章 救援	103
1 救援の実施	103
2 関係機関との連携	105
3 救援の内容	105
第6章 安否情報の収集・提供	113
1 安否情報の収集	113
2 県に対する報告	114
3 安否情報の照会に対する回答	115
4 日本赤十字社に対する協力	116
第7章 武力攻撃災害への対処	117
第1 武力攻撃災害への対処	117
1 武力攻撃災害への対処の基本的考え方	117
2 武力攻撃災害の兆候の通報	117
第2 応急措置等	118
1 退避の指示	118
2 事前措置	120
3 警戒区域の設定	120

4 応急公用負担.....	122
5 消防に関する措置等.....	122
第3 生活関連等施設における災害への対処等.....	124
1 生活関連等施設の安全確保.....	124
2 危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除.....	124
3 石油コンビナート等に係る武力攻撃災害への対処.....	125
第4 NBC攻撃による災害への対処.....	125
第8章 被災情報の収集及び報告.....	129
第9章 保健衛生の確保その他の措置.....	130
1 保健衛生の確保.....	130
2 廃棄物の処理.....	132
第10章 国民生活の安定に関する措置.....	133
1 生活関連物資等の価格安定.....	133
2 避難住民等の生活安定等.....	133
3 生活基盤等の確保.....	134
第11章 特殊標章等の交付及び管理.....	136
1 特殊標章等.....	136
2 特殊標章等の交付及び管理.....	137
3 特殊標章等に係る普及啓発.....	137
第4編 復旧等	
第1章 応急の復旧.....	138
1 基本的考え方.....	138
2 ライフライン施設の応急の復旧.....	138
3 輸送の確保に関する応急の復旧等.....	138
第2章 武力攻撃災害の復旧.....	139
1 国における所要の法制の整備等を踏まえた復旧の実施.....	139
2 市が管理する施設及び設備の復旧.....	139
第3章 国民保護措置に要した費用の支弁等.....	140
1 国民保護措置に要した費用の支弁、国への負担金の請求.....	140
2 損失補償及び損害補償.....	140
3 総合調整及び指示に係る損失の補てん.....	141
第5編 地域特性に応じた避難	
第1章 市中心部における避難.....	142
1 地区の特徴.....	142
2 地区内の重要施設.....	142
3 地域特性に応じた避難計画.....	142

第2章 周辺居住区（北部）における避難	144
1 地区の特徴	144
2 地区内の重要施設	144
3 地域特性に応じた避難計画	144
第3章 周辺居住区（西部）における避難	145
1 地区の特徴	145
2 地区内の重要施設	145
3 地域特性に応じた避難計画	145
第4章 周辺居住区（南部）における避難	146
1 地区の特徴	146
2 地区内の重要施設	146
3 地域特性に応じた避難計画	146
第5章 島嶼部における避難	147
1 地区の特徴	147
2 地区内の重要施設	147
3 地域特性に応じた避難計画	147
第6章 山間部における避難	149
1 地区の特徴	149
2 地区内の重要施設	149
3 地域特性に応じた避難計画	149
第6編 緊急対処事態への対処	
第1章 対象とする緊急対処事態及びその対処	150
1 緊急対処事態	150
2 緊急対処事態における警報の通知及び伝達	150

第1編 総論

第1編 「総論」	第1章 市の責務、計画の位置付け、構成等	1
	第2章 国民保護措置に関する基本方針	3
	第3章 関係機関の事務又は業務の大綱等	5
	第4章 市の地域特性	12
	第5章 市国民保護計画が対象とする事態	20
	第6章 市の国民保護ビジョン	24
第2編 「平素からの備えや予防」	第1章 組織・体制の整備等	
	第2章 避難、救援に関する平素からの備え	
	第3章 避難行動要支援者支援に関する平素からの備え	
	第4章 生活関連等施設の把握等	
	第5章 物資及び資材の備蓄、整備	
	第6章 国民保護に関する啓発	
第3編 「武力攻撃事態等への対処」	第1章 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置	
	第2章 市対策本部の設置等	
	第3章 関係機関相互の連携	
	第4章 警報及び避難の指示等	
	第5章 救援	
	第6章 安否情報の収集・提供	
	第7章 武力攻撃災害への対処	
	第8章 被災情報の収集及び報告	
	第9章 保健衛生の確保その他の措置	
	第10章 国民生活の安定に関する措置	
	第11章 特殊標章等の交付及び管理	
第4編 「復旧等」	第1章 応急の復旧	
	第2章 武力攻撃災害の復旧	
	第3章 国民保護措置に要した費用の支弁等	
第5編 「地域特性に応じた避難」	第1章 市中心部における避難	
	第2章 周辺居住区（北部）における避難	
	第3章 周辺居住区（西部）における避難	
	第4章 周辺居住区（南部）における避難	
	第5章 島嶼部における避難	
	第6章 山間部における避難	
第6編 「緊急対処事態への対処」	第1章 対象とする緊急対処事態及びその対処	

第1章 市の責務、計画の位置付け、構成等

1 市の責務及び市国民保護計画の位置付け

(1) 市の責務

[法第3条]

市（市長及びその他の執行機関をいう。以下同じ。）は、武力攻撃事態等において、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という。）その他の法令、国民の保護に関する基本指針（平成17年3月閣議決定。以下「基本指針」という。）及び県の国民の保護に関する計画（以下「県国民保護計画」という。）を踏まえ、市の国民の保護に関する計画（以下「市国民保護計画」という。）に基づき国民の協力を得つつ他の機関と連携協力し、自ら国民の保護のための措置（以下「国民保護措置」という。）を的確かつ迅速に実施し、その区域において関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進する。

(2) 市国民保護計画の位置付け

[法第35条]

市は、その責務に鑑み、国民保護法第35条の規定に基づき、市国民保護計画を作成する。

(3) 市国民保護計画に定める事項

[法第35条]

市国民保護計画においては、その区域に係る国民保護措置の総合的な推進に関する事項、市が実施する国民保護措置に関する事項等国民保護法第35条第2項各号に掲げる事項について定める。

2 市国民保護計画の構成

市国民保護計画は、以下の各編により構成する。

第1編 総論

第2編 平素からの備えや予防

第3編 武力攻撃事態等への対処

第4編 復旧等

第5編 地域特性に応じた避難

第6編 緊急対処事態への対処

資料編

3 市国民保護計画の見直し、変更手続

(1) 市国民保護計画の見直し

市国民保護計画については、今後、国における国民保護措置に係る研究成果や新たなシステムの構築、県国民保護計画の見直し、国民保護措置についての訓練の検証結果等を踏まえ、不断の見直しを行う。

市国民保護計画の見直しに当たっては、松山市国民保護協議会の意見を尊重するとともに、広く関係者の意見を求めるものとする。

(2) 市国民保護計画の変更手続

[法第 39 条]

市国民保護計画の変更に当たっては、計画作成時と同様、国民保護法第 39 条第 3 項の規定に基づき、市国民保護協議会に諮問の上、知事に協議し、市議会に報告し、公表するものとする（ただし、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（以下「国民保護法施行令」という。）で定める軽微な変更については、市国民保護協議会への諮問及び知事への協議は要しない。）。

第2章 国民保護措置に関する基本方針

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するに当たり、特に留意すべき事項について、以下のとおり国民保護措置に関する基本方針として定める。

(1) 基本的人権の尊重 〔法第5条〕

市は、国民保護措置の実施に当たっては、日本国憲法の保障する国民の自由と権利を尊重することとし、国民の自由と権利に制限が加えられるときであっても、その制限は必要最小限のものに限り、公正かつ適正な手続の下に行う。

(2) 国民の権利利益の迅速な救済 〔法第6条〕

市は、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を、できる限り迅速に処理するよう努める。

(3) 国民に対する情報提供 〔法第8条〕

市は、武力攻撃事態等においては、国民に対し、国民保護措置に関する正確な情報を、適時に、かつ、適切な方法で提供する。

(4) 関係機関相互の連携協力の確保

市は、国、県（知事及びその他の執行機関をいう。以下同じ。）、近隣市町並びに関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関と平素から相互の連携体制の整備に努める。

(5) 国民の協力 〔法第4条〕

市は、国民保護法の規定により国民保護措置の実施のため必要があると認めるときは、国民に対し、必要な援助について協力を要請する。この場合において、国民は、その自発的な意思により、必要な協力をするよう努めるものとする。また、市は、消防団及び自主防災組織の充実・活性化、ボランティアへの支援に努める。

(6) 高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等への配慮及び国際人道法の的確な実施

〔法第9条〕

市は、国民保護措置の実施に当たっては、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦その他特に配慮を要する者の保護について留意する。

また、市は、国際的な武力紛争において適用される国際人道法の的確な実施を確保する。

(7) 指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重その他特別な配慮 〔法第7条〕

市は、日本赤十字社が実施する国民保護措置については、その特性を考慮し、自主性を尊重するとともに、放送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する国

民保護措置については、放送の自律を保障することにより、言論その他表現の自由に特に配慮する。

また、市は、指定公共機関及び指定地方公共機関の国民保護措置の実施方法についても、指定公共機関及び指定地方公共機関が武力攻撃事態等の状況に即して自主的に判断するものであることに留意する。

(8) 国民保護措置に従事する者等の安全の確保 〔法第 22 条〕

市は、国民保護措置に従事する者の安全の確保に十分に配慮するものとする。

また、要請に応じて国民保護措置に協力する者に対しても、その内容に応じて安全の確保に十分に配慮する。

(9) 市地域防災計画の活用

市は、国民保護措置が現行の松山市地域防災計画（風水害等対策編・地震災害対策編）（以下「市地域防災計画」という。）における自然災害への対応と共通した事項が多いことから、この計画に基づく取組を活用するよう努める。

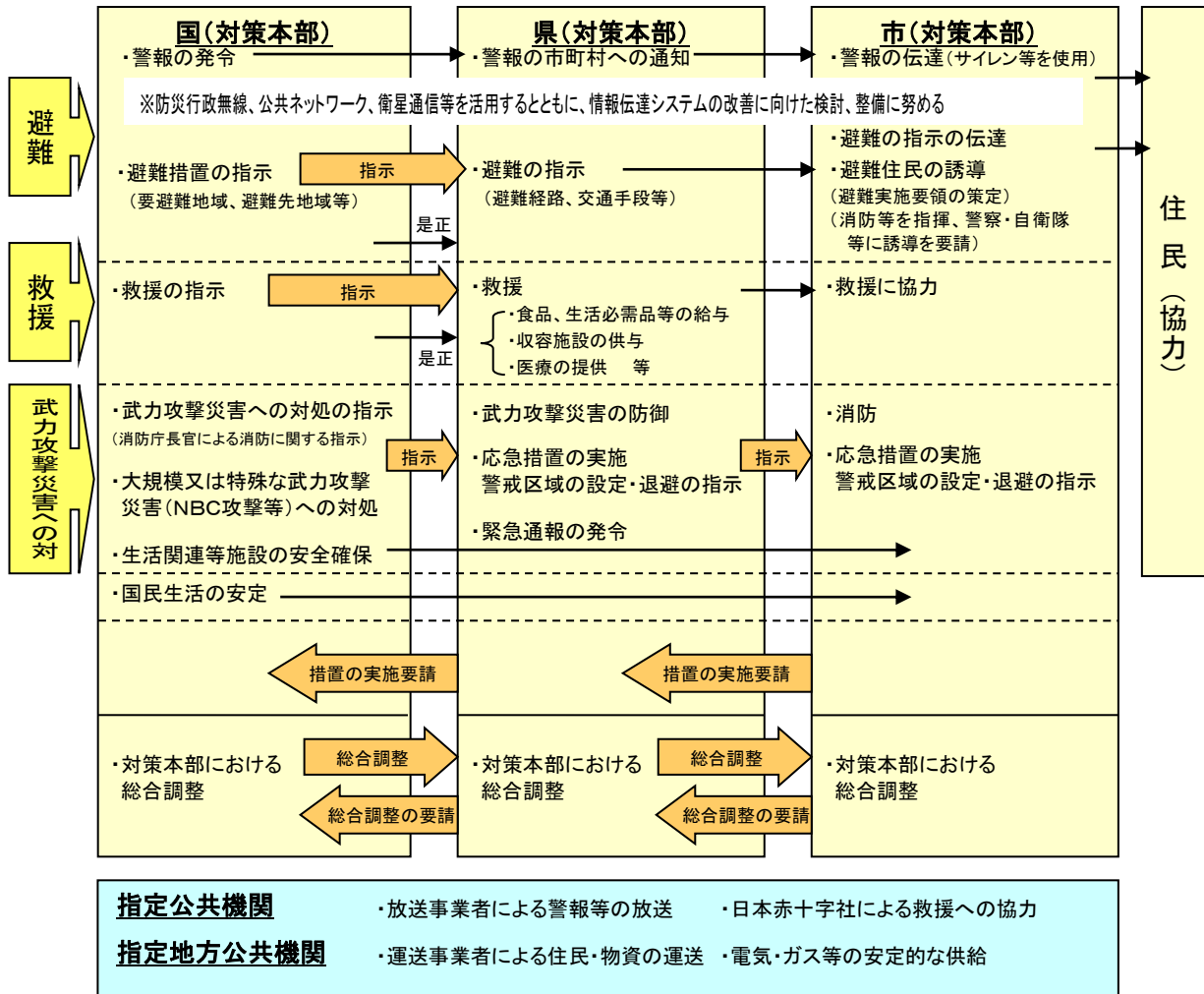
(10) 地域特性への配慮

市は、国民保護措置の実施に当たって、市全体及び市内の地区ごとの地理的特徴や社会的特徴に特に配慮する。

第3章 関係機関の事務又は業務の大綱等

国、県、市におけるそれぞれの国民保護措置の仕組みは、次の図のとおりである。

【国民保護措置の全体の仕組み】



1 関係機関の事務又は業務の大綱

市は、国民保護措置の実施に当たり関係機関との円滑な連携を確保できるよう、国民保護法における市の役割を確認するとともに、関係機関の連絡窓口をあらかじめ把握しておく。

【市の事務又は業務の大綱】

機関の名称	事務又は業務の大綱
市	1 国民保護計画の作成 2 国民保護協議会の設置、運営 3 国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部の設置、運営 4 組織の整備、訓練 5 警報の伝達、避難実施要領の策定、避難住民の誘導、関係機関の調整、その他住民の避難に関する措置の実施 6 救援の実施、安否情報の収集及び提供、その他避難住民等の救援に関する措置の実施 7 退避の指示、警戒区域の設定、消防、廃棄物の処理、被災情報の収集、その他武力攻撃災害への対処に関する措置の実施 8 水の安定的な供給、その他国民生活の安定に関する措置の実施 9 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施

【県の事務又は業務の大綱】

機関の名称	事務又は業務の大綱
県	1 国民保護計画の作成 2 国民保護協議会の設置、運営 3 国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部の設置、運営 4 組織の整備、訓練 5 警報の通知 6 住民に対する避難の指示、避難住民の誘導に関する措置、県の区域を越える住民の避難に関する措置、その他住民の避難に関する措置の実施 7 救援の実施、安否情報の収集及び提供、その他避難住民等の救援に関する措置の実施 8 武力攻撃災害の防除及び軽減、緊急通報の発令、退避の指示、警戒区域の設定、保健衛生の確保、被災情報の収集その他武力攻撃災害への対処に関する措置の実施 9 生活関連物資等の価格安定等のための措置、その他国民生活の安定に関する措置の実施 10 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施
県警察本部	11 各種情報の収集分析 12 交通規制 13 犯罪の予防・社会秩序の維持 14 住民の避難誘導

【指定地方行政機関の事務又は業務の大綱】

機関の名称	事務又は業務の大綱
中国四国管区警察局 (四国警察支局)	<ol style="list-style-type: none"> 1 管区内各県警察の国民保護措置及び相互援助の指導・調整 2 他管区警察局との連携 3 管区内各県警察及び関係機関等からの情報収集及び報告連絡 4 警察通信の確保及び統制
四国総合通信局	<ol style="list-style-type: none"> 1 電気通信事業者・放送事業者への連絡調整 2 電波の監督管理及び監視並びに無線施設の設置及び使用の規律 3 非常事態における重要通信の確保 4 非常通信協議会の指導育成 5 被災地域における電気通信、放送施設等の被害状況の把握
四国財務局 (松山財務事務所)	<ol style="list-style-type: none"> 1 地方公共団体に対する災害融資 2 金融機関に対する緊急措置の指示 3 普通財産の無償貸付等 4 被災施設復旧事業費の査定の立会
中国四国防衛局	<ol style="list-style-type: none"> 1 所管財産（周辺財産）の使用に関する連絡調整
神戸税関 (松山税関支署)	<ol style="list-style-type: none"> 1 輸入物資の通関手続
中国四国厚生局 (四国厚生支局)	<ol style="list-style-type: none"> 1 救援等に係る情報の収集及び提供
愛媛労働局	<ol style="list-style-type: none"> 1 被災者の雇用対策 2 事業者に対する二次的災害防止のための指導・監督 3 事業場における労働災害発生状況の把握 4 被災事業所用救急薬品の確保等援助措置
中国四国農政局 (愛媛県拠点)	<ol style="list-style-type: none"> 1 武力攻撃災害対策用食料及び備蓄物資の確保 2 農業関連施設の応急復旧
四国森林管理局 (愛媛森林管理署)	<ol style="list-style-type: none"> 1 武力攻撃災害対策用復旧用資材（国有林材）の調達・供給
四国経済産業局	<ol style="list-style-type: none"> 1 救援物資の円滑な供給の確保 2 商工鉱業事業者の業務の正常な運営確保 3 被災中小企業の振興
中国四国産業保安監督部	<ol style="list-style-type: none"> 1 電気事業に関する復旧促進
中国四国産業保安監督部 四国支部	<ol style="list-style-type: none"> 1 電気、ガス事業に関する災害復旧、二次災害防止のための指導・監督 2 鉱山における災害復旧、二次災害防止のための指導・監督 3 危険物等の保全

四国地方整備局 (松山河川国道事務所、 松山港湾・空港整備事務所)	1 被災時における直轄河川、国道等の公共土木施設の応急復旧 2 港湾施設の使用に関する連絡調整 3 港湾施設の応急復旧 4 応急復旧用資機材の備蓄の推進 5 関係機関との連携による応急対策の実施 6 路上障害物の除去等による緊急輸送路の確保 7 緊急輸送を確保するために必要な港湾等の計画的整備
四国運輸局 (愛媛運輸支局)	1 運送事業者への連絡調整及び輸送のあっせん 2 運送施設及び車両の安全確保
大阪航空局 (松山空港事務所)	1 飛行場使用に関する連絡調整 2 航空機の航行の安全確保 3 被災時における人員、応急物資の空輸の利便確保
大阪管区气象台 (松山地方气象台)	1 気象状況の把握及び情報の提供
第六管区海上保安本部 (松山海上保安部)	1 船舶内に在る者に対する警報及び避難措置の指示の伝達 2 海上における避難住民の誘導、秩序維持及び安全確保 3 生活関連等施設の安全確保に係る立入制限区域の指定等 4 海上における警戒区域の設定等及び退避の指示 5 海上における消火活動及び被災者の救助・救急活動、その他武力攻撃災害への対処に関する措置

【自衛隊の事務及び業務の大綱】

機関の名称	事務又は業務の大綱
陸上自衛隊 (中部方面総監部)	1 武力攻撃事態等における侵害の排除 2 武力攻撃事態等における国民保護措置の実施及び関係機関が実施する国民保護措置の支援等
海上自衛隊 (呉地方総監部)	
航空自衛隊 (西部航空方面隊)	

【指定公共機関の事務及び業務の大綱】

機関の名称	事務又は業務の大綱
独立行政法人国立病院機構 (四国がんセンター)	1 医療の確保
日本銀行 (松山支店)	1 銀行券の発行並びに通貨及び金融の調節 2 銀行その他の金融機関の間で行われる資金決済の円滑の確保を通じた信用秩序の維持
日本赤十字社 (愛媛県支部)	1 救援への協力 2 外国人の安否情報の収集、整理及び回答 3 応援救護班の派遣又は派遣準備 4 被災者に対する救援物資の配給 5 血液製剤等の確保及び供給のための措置 6 赤十字奉仕団等に対する救急法等講習の指導
日本放送協会 (松山拠点放送局)	1 警報及び避難の指示(警報の解除及び避難の指示の解除を含む。)の内容並びに緊急通報の内容の放送
日本郵便株式会社 (四国支社)	1 郵便の確保 2 郵便事業の運営
西日本高速道路株式会社 (四国支社)	1 高速自動車国道・一般有料道路の改築、維持及び修繕 2 高速自動車国道・一般有料道路の管理及び災害復旧
四国旅客鉄道株式会社 (安全推進室) 日本貨物鉄道株式会社 (松山営業所)	1 避難住民及び緊急物資の運送 2 旅客及び貨物の運送の継続 3 鉄道施設等の保全 4 被災時における旅客の安全確保 5 復旧用資機材等の確保及び人員等の配備手配
西日本電信電話株式会社 (四国支店) 株式会社NTTドコモ (四国支社愛媛支店) KDDI株式会社 (四国総支社) ソフトバンク株式会社 (総務本部総務企画部リスク対策課)	1 避難施設における電話、その他通信設備の臨時設置における協力 2 通信の確保及び国民保護措置の実施に必要な通信の優先的取扱い
四国電力株式会社 (愛媛支店) 四国電力送配電株式会社 (松山支社)	1 電力施設等の保全 2 電力供給の確保 3 被災施設の応急対策及び復旧資機材の確保 4 電力施設の武力攻撃災害予防措置及び広報の実施
ジェイアール四国バス株式会社 (松山支店) 日本航空株式会社 (松山支店) 全日本空輸株式会社 (松山支店) 佐川急便株式会社	1 避難住民の運送及び緊急物資の運送 2 旅客及び貨物の運送の継続

(松山営業所) 四国西濃運輸株式会社 (松山支店) 日本通運株式会社 (松山支店) 四国福山通運株式会社 (松山東支店) ヤマト運輸株式会社 (愛媛主管支店)	
---	--

【指定地方公共機関の事務及び業務の大綱】

機関の名称	事務又は業務の大綱
四国ガス株式会社	1 ガス施設等の保全 2 ガス供給の確保
伊予鉄道株式会社	1 避難住民及び緊急物資の運送 2 旅客及び貨物の運送の継続 3 鉄道施設等の保全 4 被災時における旅客の安全確保 5 復旧用資機材等の確保及び人員等の配備手配
一般社団法人愛媛県バス協会 一般社団法人愛媛県トラック協会 石崎汽船株式会社	1 避難住民及び緊急物資の運送 2 旅客及び貨物の運送の継続
一般社団法人愛媛県医師会 一般社団法人愛媛県薬剤師会 公益社団法人愛媛県看護協会	1 医療の確保
一般社団法人愛媛県歯科医師会	1 検視時の協力 2 医療の確保
南海放送株式会社 株式会社テレビ愛媛 株式会社あいテレビ 株式会社愛媛朝日テレビ 株式会社エフエム愛媛	1 警報及び避難の指示（警報の解除及び避難の指示の解除を含む。）の内容並びに緊急通報の内容の放送

【その他（公私の団体など）】

機関の名称	事務又は業務の大綱
一般社団法人松山市医師会	1 医療、助産等救援活動の実施の協力に関する事。 2 医師会救護班の編成及び連絡調整に関する事。
社会福祉法人 松山市社会福祉協議会	1 武力攻撃災害時におけるボランティア活動体制の整備に関する事。 2 被災者の自立的な生活再建支援のための生活福祉資金に関する事。 3 義援金品の募集、配分に関する事。
社会福祉施設管理者	施設入所者の安全確保に関する事。
病院等経営者	1 武力攻撃災害時における負傷者等の医療、助産等に関する事。 2 被災時の病人等の収容、保護に関する事。 3 避難施設の整備と避難等の訓練に関する事。
その他関係機関	それぞれの業務に関する武力攻撃災害への対処及び復旧等に関する事。

（その他（公私の団体など）の業務又は業務の大綱については、これを強制するものではない。）

2 関係機関の連絡先

関係機関の連絡先は、資料編に記載する。なお、武力攻撃事態等対策本部（以下「国の対策本部」という。）及び県の国民保護対策本部、指定行政機関の対策本部等の連絡先等については、国の対策本部等が設置された時点で通知される。

また国の関係出先機関（指定地方行政機関・自衛隊等）の連絡先については、市国民保護計画とは別個に、一覧性を持った資料として保有しておくものとする。

第4章 市の地域特性

市は、国民保護措置を適切かつ迅速に実施するため、その地理的、社会的特徴等について確認することとし、以下のとおり、国民保護措置の実施に当たり考慮しておくべき市の地理的、社会的特徴等について記述する。

(1) 地形

市は、愛媛県のほぼ中央部に位置する県都であり、瀬戸内海に突き出した高縄半島の西部及び忽那諸島等から構成されている。市街地は、三方を高縄山系や石鎚山系の1,000m級の山岳に囲まれ、石手川、重信川によって形成された松山平野の北部を中心に広がっている。西は海を挟んで広島・山口県と境を接し、北は今治市に、東は東温市に接し、南は久万高原町、松前町及び砥部町に接している。



図 松山市の地形 (数値地図 25000(空間データ基盤)を基に作成)

(2) 面積

市域は、海域を含み、東西 40km、南北 43km の広がりを持ち、面積は、429.90km² (令和 2 年 4 月 1 日現在)。

(3) 人口・避難行動要支援者・観光施設等利用者数

人口：508,371 人 世帯数：252,543 世帯 (令和 3 年 4 月 1 日現在)

表 避難行動要支援者

項目	人数
高齢者（65歳以上）※1	143,412 人
身体障がい者※2	24,902 人
知的障がい者※2	4,031 人
精神障がい者※2	3,948 人
難病患者※2	4,005 人
乳幼児（0～6歳）※1	28,742 人
妊婦※3	3,739 人
産婦※4	4,058 人
外国人登録者数※1	3,460 人
（（参考）合計）	（218,109 人）

※1 令和3年4月1日現在

※2 平成31年4月1日現在

※3 保健衛生年報（令和元年版）による平成30年度中の母子健康手帳交付数

※4 保健衛生年報（令和元年版）による平成29年中の出生数

表 避難行動要支援者

項目	人数
高齢者（65歳以上） 独居高齢者、寝たきり高齢者	6,774 人
身体障がい者（手帳1～3級）	2,045 人
知的障がい者（療育手帳所持者）	1,208 人
精神障がい者（手帳1～3級）	3,948 人
難病患者（特定疾患医療受給者証所持者）	4,005 人
（合計）	17,980 人

平成31年4月1日（保健衛生年報）

表 観光施設等利用者数（令和2年）

項目	人数
道後温泉入浴客数（本館・椿の湯・飛鳥乃湯泉）	602,143 人
松山城城閣	220,996 人
松山城ロープウェイ・リフト	546,912 人

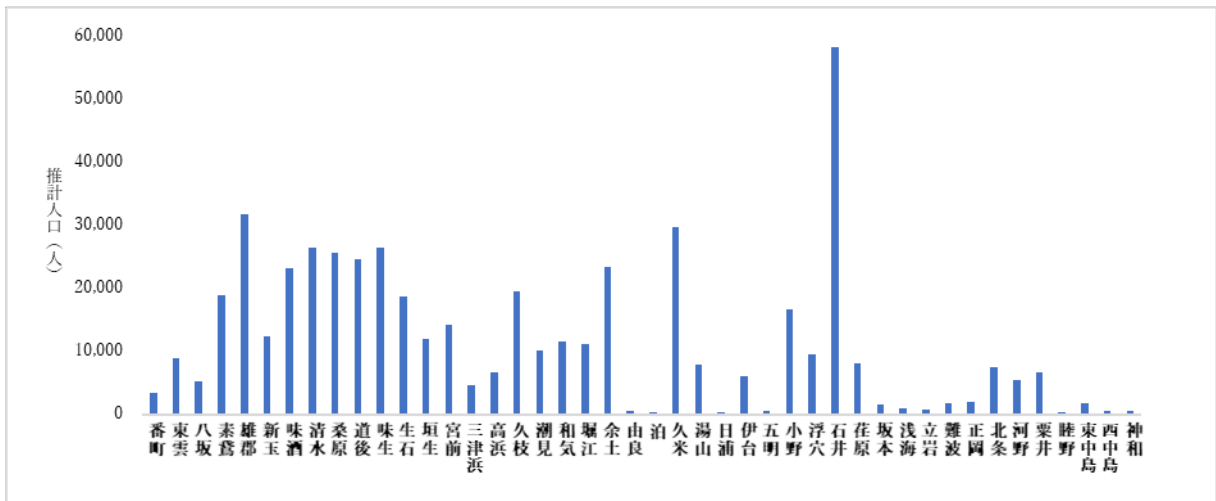


図 地区別の推計人口
(令和3年2月1日現在推計人口に基づく)

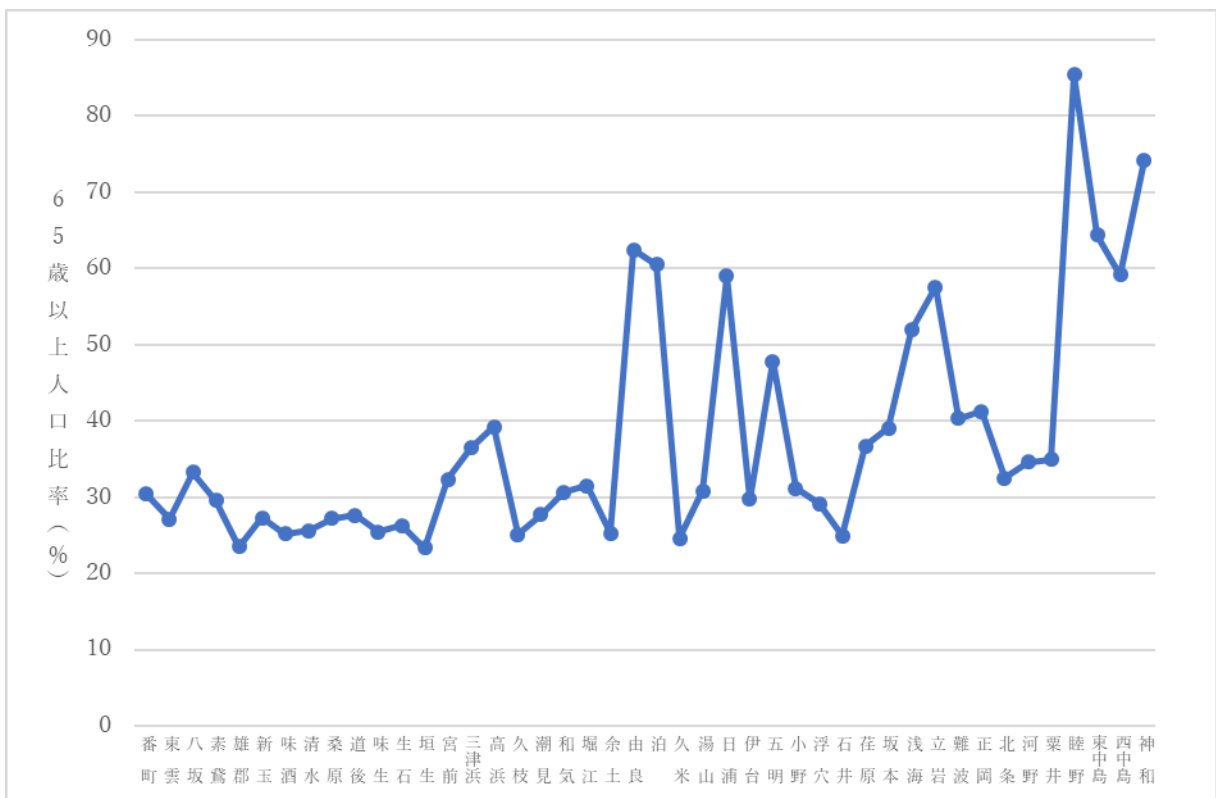


図 地区別の65歳以上人口比率
(令和3年2月1日データに基づく)

(4) 気候

気候は、四国山地と中国山地に囲まれている立地条件等から、晴天が多く、降水量の少ない温暖な瀬戸内海式気候で、過去30年の気象統計（平年値：平成3年～令和2年）によると年平均気温は16.8℃、年間降水量の平均は1,405mmである。

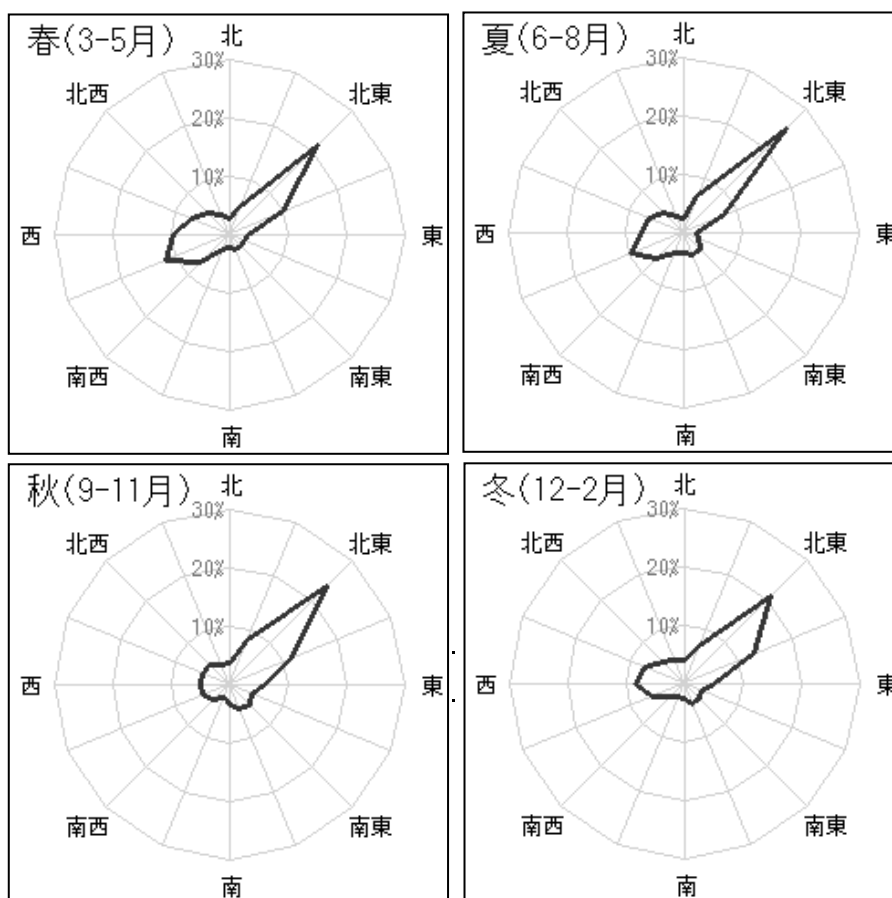
降水量は、一般に春先から梅雨、台風、秋雨時季にかけて多く、5月から7月にかけての降水量は、年間降水量の約40%強を占めている。

過去最も降水量の多かった年は、昭和18年の2,040.4mm、最も少なかった年は平成6年の696.0mmで、年によって格差がみられる。

台風による降水も高知県や徳島県、愛媛県南部に比べて少なく、穏やかで恵まれた気候条件であり、積雪はごく少量である。

風向・風速は、夏から秋にかけては高気圧におおわれ、日中は海から陸に、夜間は陸から海に向かって吹く風（海陸風）となる。冬は季節風が卓越し、風向はほぼ市内の全域で西～北西となる。特に島や沿岸では西よりの風になることが多く、風速は他の地域に比べて強くなる。年間の最大風速10m/s以上の平年値は1.5日である。

風向は、武力攻撃時の化学物質などの拡散に影響するが、発災現場周辺の局地的な風向とその変化に注意が必要となる。



松山地方気象台観測 H30.12～R2.11の2か年の毎正時の風向から算出

図 松山地方気象台の風向出現率

(出典：松山地方気象台)

(5) 交通

《鉄道・バス》

公共交通としては、予讃本線の四国旅客鉄道をはじめ、市内に伊予鉄道と各種バス路線が配備されている。

また、瀬戸大橋開通時に四国旅客鉄道も岡山・高松から松山までが全面電化開通している。

《飛行機》

松山空港では、平成6年12月には国際線ターミナルビルが完成し、従来の国内航路に加え、国際定期路線「松山ーソウル線」、「松山ー上海線」が就航、さらにインバウンド需要の高まりを受け、令和元年7月には「松山ー台北（桃園）線」が就航するなど、国際航路の路線拡大が進んでいる。

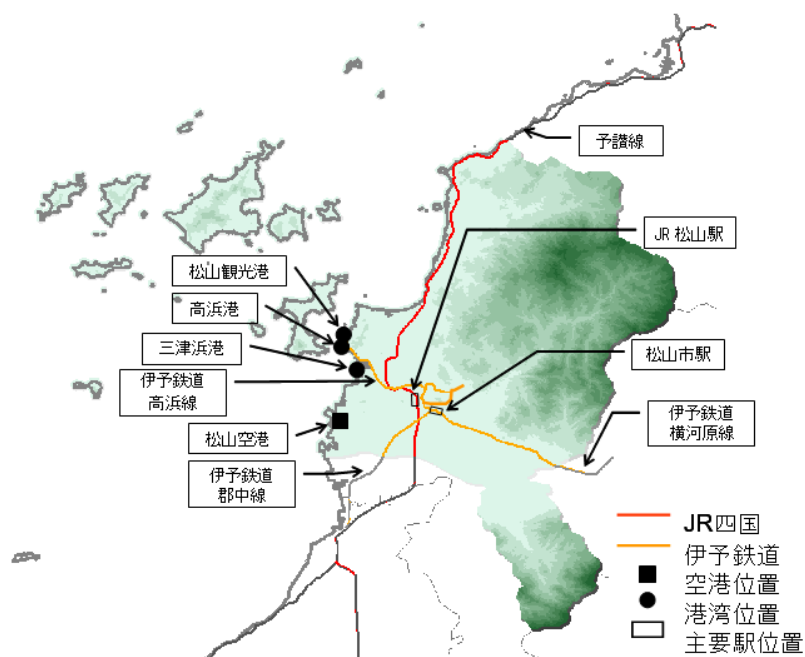


図 市内の鉄道路線図及び空港位置図等（数値地図 25000(空間データ基盤)を基に作成）

《旅客船・フェリー等》

中長距離航路の交通拠点として、松山観光港、三津浜港、高浜港などがある。中距離航路としては、広島、呉、伊保田、柳井、小倉への各便（フェリー又は高速船）が就航している。松山観光港では、平成12年10月に新ターミナルビルが完成している。

また、市域内の近距離航路として三津浜、高浜、由良、泊、釣島、睦月、野忽那、大浦、神浦、西中、上怒和、元怒和、津和地、二神、北条、安居島を結ぶフェリー及び高速船等が就航している。

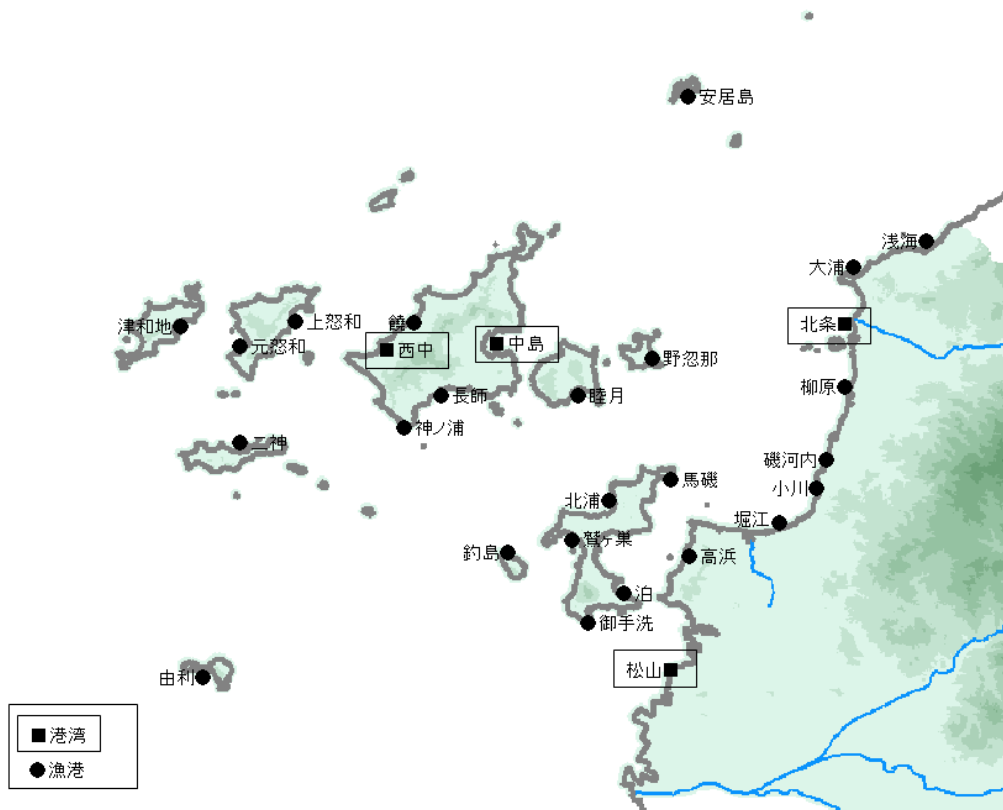


図 港湾・漁港位置図

《道路》

市の道路は、68路線、延長171.39kmの都市計画道路が決定されており、その基幹的な道路網は、中心市街地から放射状に伸びる国道等の主要幹線道路と、これを中心市街地の外周2km圏で結ぶ松山環状線、4km圏で結ぶ松山外環状道路から構成されている。

この2つの環状線は、各国道、松山空港、松山港、松山インターチェンジ等の広域交通拠点を連結し、中心市街地への通過交通の排除と集中交通の分散導入、沿線での発生交通への対応、さらに今後増大する交通量を見込んで計画されており、現在、松山環状線は全線開通し、松山外環状道路の整備に取り組んでいる。

このほか、都市計画道路の整備を図り、松山広域都市圏の活性化と、健全な発展を目指している。



図 市内の幹線道路図

(6) 重要施設（交通拠点、行政機関、大規模集客施設、生活関連等施設、自衛隊施設等）

交通拠点として JR 松山駅や松山市駅等の各鉄道駅、松山観光港、三津浜港、高浜港などの港湾、松山空港などがある。

また、城山南側の中心市街地には、県庁、市役所、日本銀行、県警察本部などの官公署等が集中している。

そのほか、市内中心部には、デパート、大型スーパー、地下商店街などの商業施設、愛媛県県民文化会館、松山市民会館、松山市総合コミュニティセンターなど多数の大規模集客施設が所在しているほか、スポーツ・文化事業で多くの市民が利用する松山中央公園には、野球場（坊っちゃんスタジアム）、プール（アクアパレットまつやま）、愛媛県武道館、多目的競技場（であいフィールド）などが集積している。

砥部町との市境には、サッカーJリーグの試合などが開催される愛媛県総合運動公園やえひめこどもの城など、スポーツ・レクリエーション等の拠点が存在する。

城北地区には、文教施設の愛媛大学や松山大学、南東部郊外に松山東雲女子大学・松山東雲短期大学、北条地区に聖カタリナ大学が所在している。

さらに、市は国際観光温泉文化都市として、多くの観光客を迎えており、観光拠点としての松山城や道後温泉本館は、国民保護上の重要施設である。

また、湾岸部の石油コンビナート、山間部の石手川ダムなどの生活関連等施設は留意すべき施設として挙げられる。

それから、自衛隊施設として市中心部に愛媛地方協力本部、市南東部には陸上自衛隊松山駐屯地があるが、避難措置（例えば市中心部から市南東部への避難措置）を行う際には、部隊の展開経路と住民の避難経路とのバッティングについても考慮が必要となる。

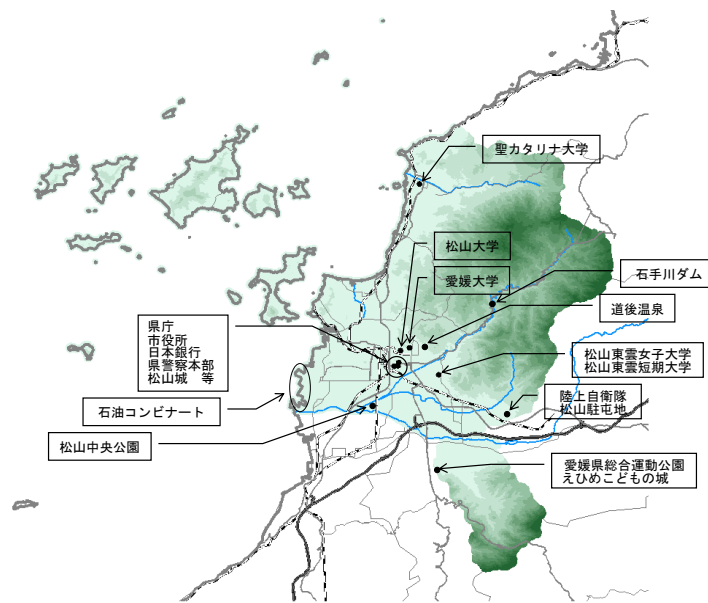


図 市内の重要施設位置図

(7) 市内における地域の類型化

起こり得る事態や被害の様相、避難時の輸送等の観点から市域をいくつかの地区に区分し、地区ごとにその特徴を踏まえて国民保護措置等を検討することが効果的である。

そこで、市国民保護計画においては、上述の観点から次の図（市域の区分のイメージ）に示すように市域を6つの地区に区分し、地区ごとの特性と避難の際の留意事項等については、第5編に整理している。

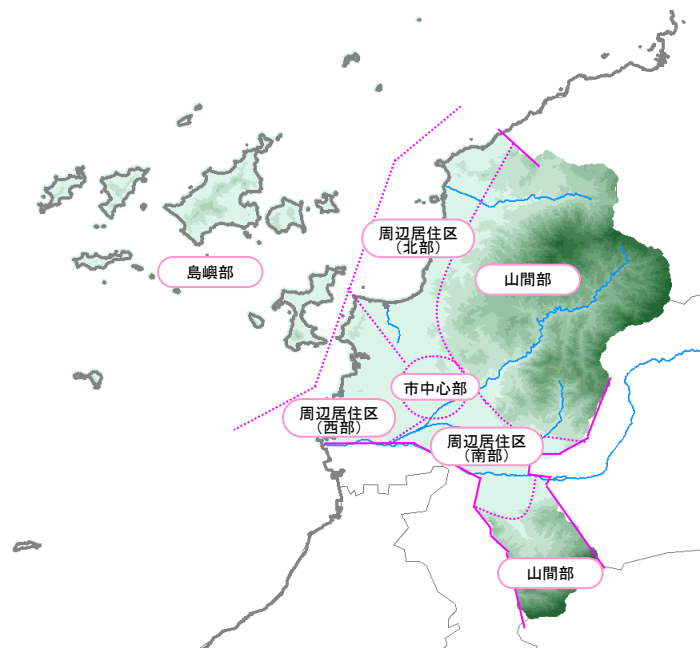


図 市域の区分のイメージ

第5章 市国民保護計画が対象とする事態

市国民保護計画においては、以下のとおり県国民保護計画において想定されている武力攻撃事態及び緊急処理事態を対象とする。

1 武力攻撃事態

市国民保護計画においては、武力攻撃事態として、県国民保護計画において想定されている事態を対象とする。

なお、基本指針においては、以下に掲げる4類型が対象として想定されている。

- ① 着上陸侵攻
- ② ゲリラや特殊部隊による攻撃
- ③ 弾道ミサイル攻撃
- ④ 航空攻撃

※これらの4類型の特徴及び特殊な対応が必要となるNBC攻撃（核兵器等又は生物剤若しくは化学剤を用いた兵器による攻撃をいう。以下同じ。）の特徴等については基本指針に記述。

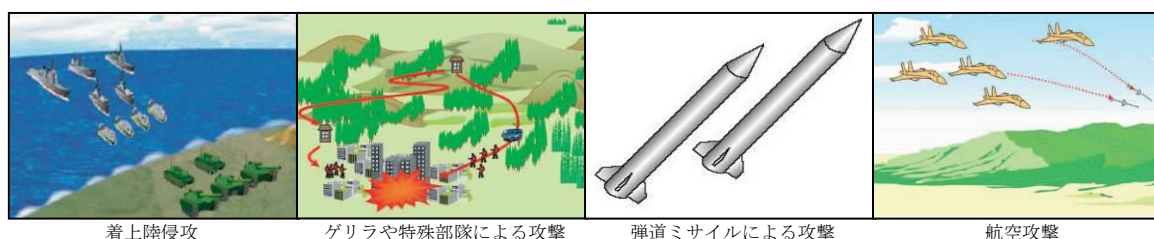


表 市において想定される事態（武力攻撃事態・着上陸侵攻、弾道ミサイル攻撃、航空攻撃）

基本指針 区分	武力攻撃事態		
	着上陸侵攻	弾道ミサイル攻撃	航空攻撃
県分析	○九州に着上陸後は、豊後水道への侵攻が想定されるが、豊後水道に面した県の海岸線等は、大規模な着上陸攻撃に適さず、また継続的な兵站補給等に制約が大きいことから可能性は低い。	○混乱や恫喝という政治目的においては、攻撃目標として政治・経済・産業の中核となる大都市や大規模工業地帯のほか地方都市等も対象となりうる。 ○通常弾頭のほかにNBC弾頭（核、生物、化学兵器）が使われることもある。	○混乱や恫喝という政治目的においては、伊方発電所等の生活関連等施設や行政施設及び市街地等に対する攻撃が想定される。
市の地域特性及び施設等	○51万都市 ○島嶼部 など	○51万都市 ○自衛隊施設 ○石油コンビナート等施設 など	○51万都市 ○自衛隊施設 ○石油コンビナート等施設 ○空港 など
想定事例	市一部地域への侵攻・占領	弾道ミサイル攻撃	都市中枢機能等への空爆
概略シナリオ（例）	①船艇等で上陸（又は航空機での飛来） ②自衛隊が防衛出動 ③市域内に侵攻	①弾道ミサイルの燃料注入を政府が察知、武力攻撃予測事態認定 ②弾道ミサイル発射 ③政府が警報発令 ④着弾予測地域が判明「数分後に石油コンビナート等施設に着弾」 ⑤港湾地域に警報発令（サイレン吹鳴）	①爆撃機の飛来 ②市中心部を爆撃
災害場所（例）	市全域	市沿岸部	市中心部

表 市において想定される事態（武力攻撃事態・ゲリラや特殊部隊による攻撃）

基本指針 区分	武力攻撃事態		
	ゲリラや特殊部隊による攻撃		
県分析	○ゲリラや特殊部隊の侵入による伊方発電所等の生活関連等施設や行政施設等への破壊工作、あるいは海峡等の一時占拠による船舶への攻撃などが想定される。 ○この場合、侵入経路としては県への直接的な侵入に限らず、他地域に侵入後、県への攻撃も想定される。		
市の地域特性及び施設等	○自衛隊施設 ○行政施設、裁判所 ○石油コンビナート等施設 ○ダム ○浄水場	○島嶼部 ○超高速大容量通信網 など	
想定事例	自衛隊への破壊工作	島嶼部への潜伏	変電所破壊攻撃
概略シナリオ（例）	①支援グループの協力により市内で攻撃準備 ②武装勢力が施設を攻撃、逃亡 ③機動隊と対峙、近隣施設に立てこもり ④自衛隊が防衛出動、鎮圧 ⑤事態の小康状態に合わせて要避難区域外への避難	①原子力発電所又は石油備蓄基地を狙った特殊部隊が中継地として市内の島に上陸 ②特殊部隊の潜入が判明 ③自衛隊が防衛出動、島を包囲 ④事態の小康状態に合わせて周辺の島嶼住民が避難	①給電指令所を占拠、変電所を破壊など ②市内全域が大規模停電
災害場所（例）	自衛隊施設とその周辺	島嶼部	市全域

2 緊急処理事態

市国民保護計画においては、緊急処理事態として、県国民保護計画において想定されている事態を対象とする。

なお、基本指針においては、以下に掲げる事態例が対象として想定されている。

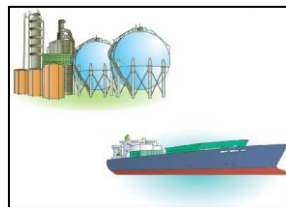
(1) 攻撃対象施設等による分類

① 危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態

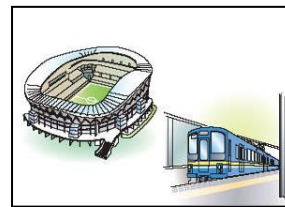
石油コンビナート・可燃性ガス貯蔵施設等の爆破、危険物積載船への攻撃、ダム
の破壊 など

② 多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態

大規模集客施設・ターミナル駅等の爆破、列車等の爆破 など



危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態



多数の人が集合する施設等に対する攻撃が行われる事態

表 市において想定される事態（緊急処理事態・攻撃施設等による分類）

基本指針 区分	緊急処理事態			
	攻撃施設等による分類			
	危険性を内在する物質を有する施設等 に対する攻撃		多数の人が集合する施設、大量輸送機関等 に対する攻撃	
県分析	○伊方発電所 ○菊間国家石油備蓄基地 ○石油コンビナート等(新居浜・波方・菊間・松山地区) ○危険物貯蔵施設 などへの破壊活動		○JR、フェリー乗り場などのターミナル駅や空港 ○航空機・列車・フェリー等の公共交通機関 ○デパートやレジャー、イベント会場施設 ○学校 などへの破壊活動	
市の地域特性 及び施設等	○石油コンビナート等施設 ○ダム など		○JR、フェリー乗り場などのターミナル駅や空港 ○航空機・列車・フェリー等の公共交通機関 ○大規模商業施設 ○文化ホール、イベント施設 ○観光施設 ○スポーツ施設 ○レジャー施設 など	
想定事例	テロリストによる石油コンビナートの占拠、爆破	ダムの破壊予告	ターミナル駅・列車の複数爆破テロ	学校占拠
概略 シナリオ (例)	①秘匿的な破壊工作を試みるが、発覚、通報 ②施設の占拠 ③有毒ガス漏洩、危険物タンク爆破のおそれ	①ダム管理事務所が武装グループに占拠される ②ダムの爆破が予告される	①市中心部のターミナル駅の複数爆破 ②市内の交通機関が麻痺	①特殊部隊が学校施設を占拠 ②爆薬を仕掛けて立てこもり ③施設を爆破、住宅地へ逃亡
災害場所(例)	港湾エリア	ダム下流域(市内広範囲)	市中心部	市内学校

(2) 攻撃手段による分類

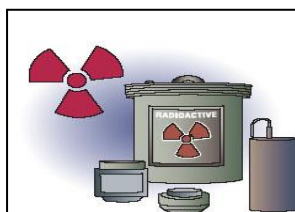
① 多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態

ダーティボム等の爆発による放射能の拡散、炭疽菌等生物剤の航空機等による大量散布、市街地等におけるサリン等化学剤の大量散布、水源地に対する毒素等の混入

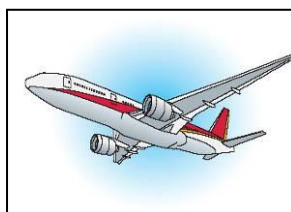
② 破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等が行われる事態

航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロ、弾道ミサイル等の飛来

※ 上記の事態例の特徴等については、基本指針に記述。



多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態



破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等が行われる事態

表 市において想定される事態（緊急処理事態・攻撃手段による分類）

基本指針 区分	緊急処理事態			
	攻撃手段による分類			
	多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃		破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等	
県分析	○市街地、公共交通機関等での NBC 拡散・散布 ○ダムや浄水場への毒物・細菌の混入 などによる破壊活動		○伊方発電所 ○菊間国家石油備蓄基地 ○石油コンビナート等(新居浜・波方・菊間・松山地区) などへの破壊活動	
市の地域特性 及び施設等	○市街地、公共交通機関等 ○大規模商業施設 ○文化ホール、イベント施設 ○観光施設 ○スポーツ施設 ○ダム ○浄水場 など		○石油コンビナート等施設 ○大規模商業施設 など	
想定事例	大規模集客施設での化学テロ	集客施設における秘匿的な生物剤(天然痘ウイルス)テロ	ハイジャックによる自爆テロ	シージャックによる自爆テロ
概略シナリオ(例)	大規模商業施設で化学剤を散布	イベント施設で感染源を散布	①離陸機が離陸直後にハイジャック ②市上空を飛行後、湾岸部に接近 ③市内繁華街に突入	①危険物積載船等のシージャック ②沿岸重要施設への突入
災害場所(例)	大規模商業施設内及び周辺地区	感染は全市、全県、全国へ拡大	市域の人口密集地	沿岸重要施設及び周辺地区

第6章 市の国民保護ビジョン

1 国民保護の目的

武力攻撃災害は、未曾有の危機である。このような危機に対しては、平素の国際協調や当事国政府間の外交交渉及び国内当局による未然防止措置の実施により、その発生を未然に回避することが何よりも重要であるが、万が一、事態が発生又は明白な危険が切迫していると認められる場合、若しくは事態が緊迫し武力攻撃が予測される場合には、武力攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護し、並びに武力攻撃の国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるよう、国、地方公共団体、指定公共機関等が連携し、国民の協力を得ながら、国全体として万全の措置を講ずることが重要となる。

市は、武力攻撃災害が発生し、又は発生するおそれが生じた場合には、国や県と連携しつつ、市域内の事業所や住民の協力を得ながら、市の総力を挙げて対応し、住民の生命、身体及び財産を保護する。

2 国民保護ビジョン

あらゆる災害（マルチハザード）から住民の安全を確保し、安心して暮らせるまちづくりを進めることは、住民にとって身近な行政機関としての市の責務である。

市は、これまでも自然災害等の危機から住民の安全・安心を確保するため、防災対策等の措置を講じてきた。

しかしながら、武力攻撃災害は人為的にもたらされる未曾有の危機であるため、従前の災害対応や事故対応などあらゆる危機対応の仕組みや経験を最大限に活用しつつ、総合的かつ実践的な対応力の確立に向けて新たな施策を講じていく必要がある。

市は、国民保護の目的及び上述の市の責務に基づき、以下に掲げる3つの観点から市における総合的かつ実践的な対応力の確立を目指す。

- 基盤づくり（ハードウェア）
 - ・被害抑制のための対策の推進
 - ・迅速な情報伝達のための情報インフラの整備
- 体制づくり（ソフトウェア）
 - ・市の体制強化
 - ・総合力及び地域力強化のための連携体制構築
- ひとづくり、ひとに配慮した施策の推進（ヒューマンウェア）
 - ・ひとの育成・強化
 - ・ひとへの配慮を重視した対策の推進

上記のビジョンの下、個別に目標を掲げ、その達成に向けて各種施策を講じるものとする。

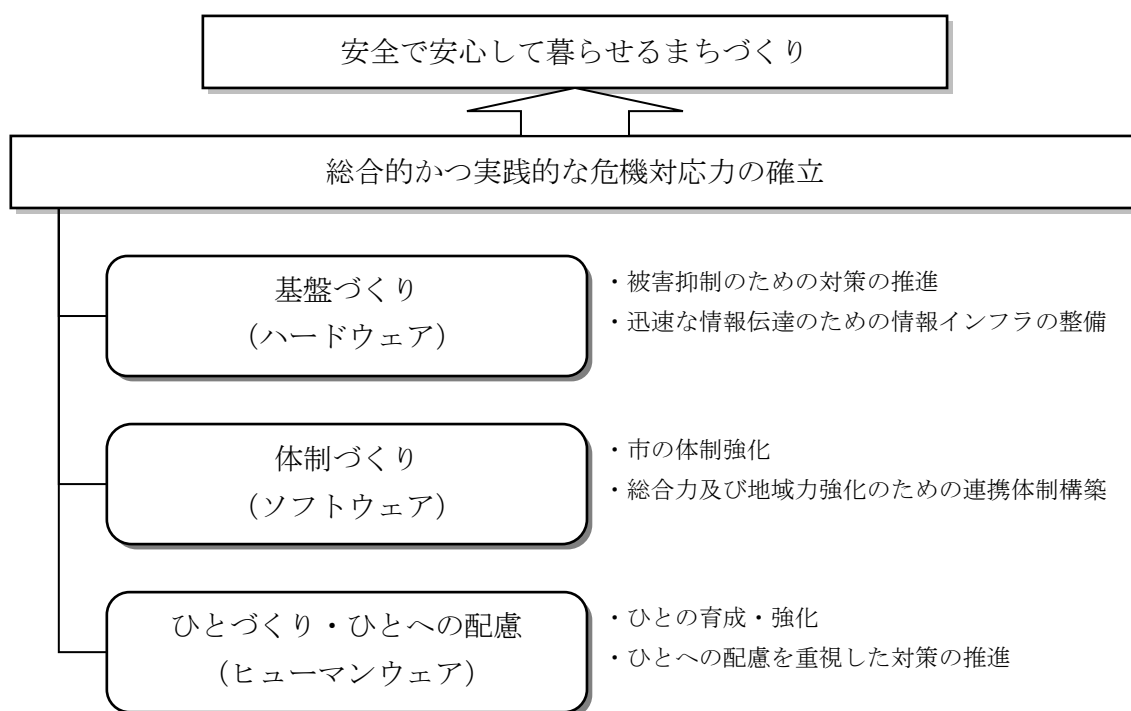


図 市の国民保護ビジョン

3 国民保護ビジョンに基づく施策

(1) 基盤づくり (ハードウェア)

【目標】

基盤づくり (ハードウェア) に関しては、武力攻撃災害による被害の抑制及び武力攻撃災害時における住民等への迅速な情報提供の観点から、次のような機能の充実に努める。

- ・武力攻撃災害時に被害が拡大しにくい機能
- ・武力攻撃災害時に迅速に正確な情報を伝達する機能
- ・国民保護措置を迅速かつ的確に判断できるような関連情報データベース機能

【施策】

目標達成のため、次の施策の強化に努める。

- ・非常通信体制の整備・点検 (多ルート化や非常用電源の確保等)
- ・光ファイバー通信網など高度な情報インフラを活用した拠点施設の整備
- ・情報収集・伝達システムの整備・点検 (J-ALERT システム、安否情報システム等)
- ・市が所有する施設・設備の整備・点検 (不燃化、堅ろう性・気密性の確保等)
- ・国民保護のための資機材の充実 (応急対策用機器・資機材、防護資機材、医薬品等)
- ・国民保護に関する情報の整理、蓄積 (生活関連等施設や避難行動要支援者、避難施設、輸送力等)

※道路・橋梁の整備・充実、防災空地の整備拡大、住宅地の防火性向上、河川・ため池の利用・整備、建築物の耐震不燃化、ライフライン施設の機能性の確保などについては、上述の目標達成のため、国民保護の施策としても必要であるが、自然災害に対する既存の施策と連携して実施する。

(2) 体制づくり（ソフトウェア）

【目標】

体制づくり（ソフトウェア）に関しては、武力攻撃災害に強い市体制（機動力や柔軟性のある市体制の構築）、総合力発揮のための関係機関の連携体制、地域力の強化のための事業所や自主防災組織による対応体制等の構築を目指し、以下のような体制の確立に努める。

- ・国民保護措置が組織的かつ効果的に実施できる市体制（機動力のある体制、柔軟性を備えた体制、平素から慣れている防災の仕組みを活用した体制）
- ・関係機関との連携による対応体制
- ・事業所との連携による対応体制
- ・自主防災組織との連携による対応体制
- ・市職員・関係機関職員と市民との信頼関係

【施策】

目標達成のため、自然災害に対する既存の防災体制を活用しながら国民保護の観点から見直しを図るなど、次の施策の強化に努める。

- ・市の初動体制の整備・強化（24時間即応体制の確立、幹部職員等への連絡手段の確保等）
- ・各部局及び国民保護対策本部体制の検討、機能向上（マニュアル策定、訓練等）
- ・消防機能の強化（消防署等の体制強化、消防団の充実・活性化の推進等）
- ・県、県警察との連携体制の充実強化
- ・近隣市町、近隣消防機関との連携体制の充実強化（各種協定の締結等）
- ・医療体制の充実強化（救護班の整備、医療機関との連携確保等）
- ・自主防災組織等との協力体制の充実強化
- ・民間事業者との協力体制の充実強化（各種協定の締結等）

(3) ひとつづくり、ひとへの配慮を重視した施策の推進（ヒューマンウェア）

武力攻撃災害に強いひとつづくりと、ひとへの配慮という2つの観点を国民保護におけるヒューマンウェアと位置付ける。

《ひとつづくり》

【目標】

ひとつづくりでは、武力攻撃災害時には自分の役割を踏まえて冷静沈着に行動できるような次のようなひとの育成を目標とする。

- ・武力攻撃災害時に中心的な役割を果たす国民保護対策本部の従事者であることを自覚する市職員
- ・武力攻撃災害時の状況に応じて、平常時の職務ではないことに対しても臨機応変に取り組むことができる市職員
- ・国民保護に関する知識を備え、武力攻撃災害時に適切に周囲の者に対して指導及び引率等ができる地域リーダー
- ・国民保護のみならず、自然災害や犯罪など、市及び市民を取り巻くあらゆる危機に興味を持ち、それらに関する知識を備えるひと
- ・身の回りの危機に対して、それを察知する能力（危機リテラシー）を有するひと
- ・武力攻撃災害時に家族や隣人等の安全を配慮し、他者と協力して助け合えるひと
- ・避難所運営、応急手当、防災機器の使用法等、災害応急対策活動の理解が深いひと

【施策】

目標達成のため、防災訓練や研修と連携しながら、以下の施策を実施し、個人それぞれの危機対応力のレベルアップに努める。

- ・市職員向けの研修、訓練
- ・自主防災組織や地域リーダー等向けの研修等の支援
- ・国民保護措置や住民がとるべき行動に関する啓発

《ひとへの配慮》

【目標】

ひとへの配慮としては、武力攻撃災害時において、ひとへの配慮を重視した措置を講じることができるよう、以下の目標を掲げる。

- ・住民の安全や健康を保持する機能確保
- ・特別な配慮を必要とする人々に必要な対策を講じることができる機能確保
- ・応急対策等に従事する要員の安全確保

【施策】

目標達成のため、以下の施策を実施する。

- ・ 安否情報の収集・提供体制の整備
- ・ 国民保護のための備蓄の充実（防災のための備蓄の活用）
- ・ 避難行動要支援者対策の充実強化
- ・ 市及び関係機関における要員の安全管理・行動管理のための仕組みの検討

※避難行動要支援者対策については、国民保護の施策としても必要であるが、自然災害に対する既存の施策と連携して実施す

第2編 平素からの備えや予防

第1編 「総論」	第1章 市の責務、計画の位置付け、構成等	
	第2章 国民保護措置に関する基本方針	
	第3章 関係機関の事務又は業務の大綱等	
	第4章 市の地域特性	
	第5章 市国民保護計画が対象とする事態	
	第6章 市の国民保護ビジョン	
第2編 「平素からの備えや予防」	第1章 組織・体制の整備等	29
	第2章 避難、救援に関する平素からの備え	47
	第3章 避難行動要支援者支援に関する平素からの備え	52
	第4章 生活関連等施設の把握等	54
	第5章 物資及び資材の備蓄、整備	56
	第6章 国民保護に関する啓発	58
第3編 「武力攻撃事態等への対処」	第1章 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置	
	第2章 市対策本部の設置等	
	第3章 関係機関相互の連携	
	第4章 警報及び避難の指示等	
	第5章 救援	
	第6章 安否情報の収集・提供	
	第7章 武力攻撃災害への対処	
	第8章 被災情報の収集及び報告	
	第9章 保健衛生の確保その他の措置	
	第10章 国民生活の安定に関する措置	
	第11章 特殊標章等の交付及び管理	
第4編 「復旧等」	第1章 応急の復旧	
	第2章 武力攻撃災害の復旧	
	第3章 国民保護措置に要した費用の支弁等	
第5編 「地域特性に応じた避難」	第1章 市中心部における避難	
	第2章 周辺居住区（北部）における避難	
	第3章 周辺居住区（西部）における避難	
	第4章 周辺居住区（南部）における避難	
	第5章 島嶼部における避難	
	第6章 山間部における避難	
第6編 「緊急対処事態への対処」	第1章 対象とする緊急対処事態及びその対処	

第1章 組織・体制の整備等

第1 組織・体制の整備

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国民保護措置の実施に必要な組織及び体制、職員の配置及び服務基準等の整備を図る必要があることから、以下のとおり、各部署の平素の業務、職員の参集基準等について定める。

1 市の各部署等における平素の業務

市の各部署等は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、その準備に係る業務を行う。

【市の各部署等における平素の業務】

各部 共通	<ol style="list-style-type: none"> 1 部内職員の動員計画に関する事。 2 関係機関との連絡体制の確立に関する事。 3 国民保護の訓練に関する事。 4 所掌事務におけるマニュアルの整備
----------	---

(各部の業務)

部 名	業 務
総務部	<ol style="list-style-type: none"> 1 特殊標章等（消防局所管のものを除く。）の交付に関する事。 2 指定行政機関等の職員の派遣（要請を含む。）に関する事。 3 不服申立、訴訟等の処理の総括に関する事。 4 情報公開及び個人情報の保護に関する事。 5 緊急物資（食料、生活必需品、燃料等）の調達に関する事。
理財部	<ol style="list-style-type: none"> 1 財政措置に関する事。 2 市税、固定資産税等の減免、納税猶予等に関する事。 3 庁舎、市有財産の管理、運営に関する事。 4 市有車両の運用計画に関する事。
総合政策部	<ol style="list-style-type: none"> 1 国民保護の総合調整に関する事。 2 国民保護計画に関する事。 3 市国民保護協議会の運営に関する事。 4 安否情報及び被災情報の収集体制の整備に関する事。 5 警報の伝達、緊急通報体制の確立に関する事。 6 国民保護に係る訓練、研修の総括に関する事。 7 国民保護に係る広報、啓発の総括に関する事。 8 避難物資等の整備に関する事。 9 災害対策用資機材の確保の調整に関する事。 10 各部との連携及び調整に関する事。 11 住民基本台帳ネットワークシステム、防災情報システム、庁内 LAN 等の運用に関する事。

	1 2 外国人への支援体制の確立に関する事。。
坂の上の雲まちづくり部	1 NPO 等の受入れ、支援体制の確立に関する事。。
秘書広報部	1 報道機関との連絡体制の確立に関する事。。
市民部	1 安否情報の提供体制の整備に関する事。。
保健福祉部	1 ボランティアの受入れ、支援体制の確立に関する事。 2 国民健康保険料及び介護保険料の減免、徴収猶予に関する事。 3 高齢者、心身障がい者、母子世帯等の援護体制の確立に関する事。 4 保育料等の減免に関する事。 5 救護所の設置及び運営管理体制の確立に関する事。 6 救急用医薬品及び医療材料に関する事。 7 生活関連等施設の安全確保に関する事。 8 日本赤十字社愛媛県支部との連絡調整に関する事。 9 感染症の予防に関する事。 10 医療救護体制の確立に関する事。 11 遺体の埋火葬等処理に関する事。 12 動物（犬、猫等）の愛護管理に関する事。。
環境部	1 廃棄物等の処理計画に関する事。。
都市整備部	1 道路、港湾施設等の状況把握に関する事。 2 運輸機関、交通機関等に関する事。。
産業経済部	1 被災商工業者に対する応急金融に関する事。 2 災害時協力企業との連絡に関する事。 3 農林道の状況把握に関する事。 4 被災農林水産業者に対する融資に関する事。 5 家畜の防疫に関する事。。
教育委員会事務局	1 学校施設の管理に関する事。 2 児童、生徒の安全確保に関する事。 3 文化財の保護に関する事。。
公営企業局管理部	1 飲料水及び生活用水の確保及び供給の調整に関する事。 2 水道料金の減免及び徴収猶予に関する事。 3 下水道施設等の状況把握に関する事。 4 下水道使用料の減免及び徴収猶予に関する事。。
消防局	1 消火、救助・救急活動体制の整備に関する事。 2 特殊標章等（消防局所管のものに限る。）の交付に関する事。 3 生活関連等施設の安全確保に関する事。 4 消防団員の動員計画に関する事。 5 非常時の通信体制の整備に関する事。。

2 市職員の参集基準等

(1) 職員の迅速な参集体制の整備

市は、武力攻撃災害が発生し、又は正に発生しようとしている場合の初動対応に万全を期するため、武力攻撃事態等に対処に必要な職員を迅速に確保できる体制を整備する。

(2) 24時間即応体制の確立

市は、武力攻撃事態等が発生した場合において、事態の推移に応じて速やかに対応する必要があるため、速やかに市長及び国民保護担当職員に連絡が取れる即応可能な体制を整備する。

特に、最終責任者である市長へ迅速に連絡でき、早急に市の組織を挙げて対応できる体制を整備する。

また、住民への初動連絡ができるよう、防災行政無線を活用する。

(3) 市の体制及び職員の参集基準等

市は、事態の状況に応じて適切な措置を講ずるため、下記の体制を整備するとともに、その参集基準を定める。

その際、市長の行う判断を常時補佐できる体制の整備に努める。

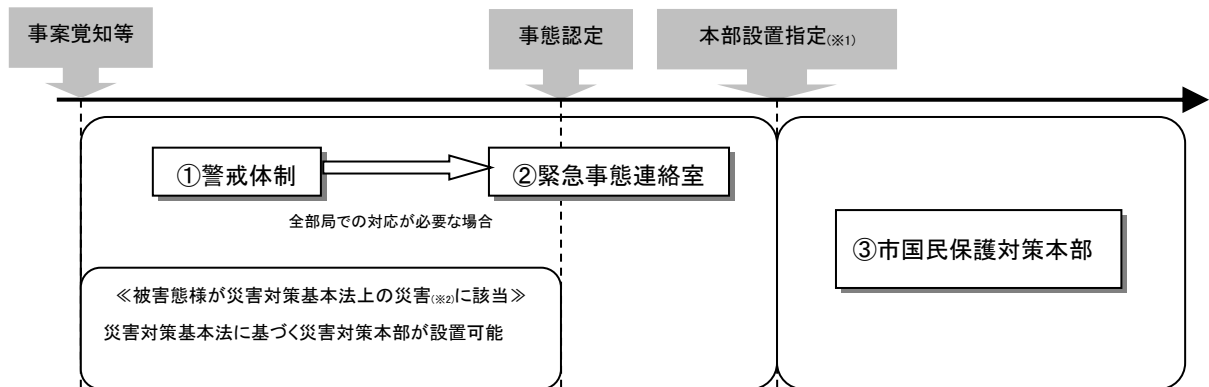
【職員参集基準】

体制	参集基準
①警戒体制	原則として、市国民保護対策本部体制の本部事務局職員を中心に参集を行うが、具体的な参集基準は、個別の事態の状況に応じ、その都度判断
②緊急事態連絡室体制	原則として、市国民保護対策本部体制に準じて職員の参集を行うが、具体的な参集基準は、個別の事態の状況に応じ、その都度判断
③市国民保護対策本部体制	全ての市職員が本庁又は出先機関等に参集

【事態の状況に応じた初動体制の確立】

事態の状況	体制の判断基準		体制
事態認定前	市の全部局での対応は不要だが、情報収集等の対応が必要な場合 (例) 市内においてテロの兆候を把握した場合		警戒体制
	市の全部局での対応が必要な場合 (例) 市内において多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合		緊急事態連絡室体制
事態認定後	市国民保護対策本部設置の通知がない場合	市の全部局での対応は不要だが、情報収集等の対応が必要な場合 (例) 他の市町村において武力攻撃事態や緊急対処事態が発生した場合	警戒体制
		市の全部局での対応が必要な場合(現場からの情報により多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合) (例) 他の市町村において発生した事案に対して事態認定がなされ、その後、市内においても類似の事案が発生したが、事態認定の背景となった事案との関連性が不明であるような場合	緊急事態連絡室体制
	市国民保護対策本部設置の通知を受けた場合	国民保護計画に定めた国民保護措置を迅速かつ的確に実施すべき場合	市国民保護対策本部体制

【事態の状況に応じた体制の移行の流れ】



※ 1 事態認定と本部設置指定は、同時の場合も多いと思われるが、事態に応じて追加で本部設置指定する場合は、事態認定と本部設置指定のタイミングがずれることになる。

※ 2 災害対策基本法上の災害とは、自然災害のほか、大規模な火災・爆発、放射性物質の大量放出、船舶等の事故等とされている。

(4) 幹部職員等への連絡手段の確保

市の幹部職員及び国民保護担当職員は、常時、参集時の連絡手段として、携帯電話、衛星携帯電話等を携行し、電話・メール等による連絡手段を確保する。

(5) 幹部職員等の参集が困難な場合の対応

市の幹部職員及び国民保護担当職員が、交通の途絶、職員の被災などにより参集が困難な場合等も想定し、あらかじめ、参集予定職員の次席の職員を代替職員として指定しておくなど、事態の状況に応じた職員の参集手段を確保する。

なお、市対策本部長である市長に事故があった場合や不在の場合の代替職員については、以下のとおりとする。

【市対策本部長の代替職員】

名 称	代替職員 (第1順位)	代替職員 (第2順位)	代替職員 (第3順位)
市対策本部長（市長）	副市長	副市長	防災・危機管理担当部長

(6) 職員の服務基準

市は、参集した職員の行うべき所掌事務を別に定める。

(7) 交代要員等の確保

市は、市国民保護対策本部（以下「市対策本部」という。）を設置した場合、防災に関する体制を活用しつつ、その機能が確保されるよう以下の項目について留意する。

- 交代要員の確保その他職員の配置
- 食料、燃料等の備蓄
- 自家発電設備の確保
- 仮眠設備等の確保 等

3 消防機関の体制

(1) 消防局及び消防署における体制

消防局及び消防署においては、市の参集基準等と同様に、消防局、消防署等における初動体制を整備するとともに、職員の参集基準を定める。その際、市は、消防局及び消防署における24時間体制の状況を踏まえ、特に初動時における消防局及び消防署との緊密な連携を図り、一体的な国民保護措置が実施できる体制を整備する。

(2) 消防団の充実・活性化の推進等

市は、消防団が避難住民の誘導等に重要な役割を担うことに鑑み、県と連携し、地域住民の消防団への参加促進、消防団に係る広報活動、全国の先進事例の情報提供、施設及び設備の整備の支援等の取組を積極的に行い、消防団の充実・活性化を図る。

また、市は、県と連携し、消防団に対する国民保護措置についての研修を実施するとともに、国民保護措置についての訓練に消防団を参加させるよう配慮する。

さらに、市は、消防局及び消防署における参集基準等を参考に、消防団員の参集基準を定める。

4 国民の権利利益の救済に係る手続等

(1) 国民の権利利益の迅速な救済

市は、武力攻撃事態等が発生した場合には、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を迅速な処理及び市民からの手続に関する問い合わせに対応するための総合的な窓口を開設し、手続項目ごとに、以下のとおり担当課を定める。

また、必要に応じ外部の専門家等の協力を得ることなどにより、国民の権利利益の救済のため迅速に対応する。

【国民の権利利益の救済に係る手続項目一覧】

		担当課
損失補償 【法第 159 条第 1 項】	特定物資の収用に関する事。【法第 81 条第 2 項】	契約課
	特定物資の保管命令に関する事。【法第 81 条第 3 項】	契約課
	土地等の使用に関する事。【法第 82 条】	道路河川 整備課
	応急公用負担に関する事。【法第 113 条第 1 項・5 項】	防災・危機 管理課
損害補償 【法第 160 条】	国民への協力要請によるもの【法第 70 条第 1・3 項、第 80 条第 1 項、第 115 条第 1 項、第 123 条第 1 項】	防災・危機 管理課
不服申立てに関する事。【法第 6 条、第 175 条】		文書法制課
訴訟に関する事。【法第 6 条、第 175 条】		文書法制課

(2) 国民の権利利益に関する文書の保存

市は、国民の権利利益の救済の手続に関連する文書（公用令書の写し、協力の要請日時、場所、協力者、要請者、内容等を記した書類等）を、松山市文書取扱規則の定めるところにより、適切に保存する。また、国民の権利利益の救済を確実にを行うため、武力攻撃災害による当該文書の逸失等を防ぐために、安全な場所に確実に保管する等の配慮を行う。

市は、これらの手続に関連する文書について、武力攻撃事態等が継続している場合及び国民保護措置に関して不服申立て又は訴訟が提起されている場合には、保存期間を延長する。

第2 関係機関との連携体制の整備

市は、国民保護措置を実施するに当たり、国、県、他の市町、指定公共機関、指定地方公共機関その他の関係機関と相互に連携することが必要不可欠であるため、以下のとおり、関係機関との連携体制について定める。

1 基本的考え方

(1) 防災のための連携体制の活用

市は、武力攻撃事態等への効果的かつ迅速な対処ができるよう、防災のための連携体制も活用し、関係機関との連携体制を整備する。

(2) 関係機関の計画との整合性の確保

市は、国、県、他の市町、指定公共機関及び指定地方公共機関その他の関係機関の連絡先を把握するとともに、関係機関が作成する国民保護計画及び国民保護業務計画との整合性の確保を図る。

(3) 関係機関相互の意思疎通

市は、個別の課題に関して愛媛県国民保護関係機関連絡会議等を活用するほか、関係機関による意見交換の場を設けることに努め、関係機関の意思疎通を図り、人的なネットワークを構築する。この場合において、市国民保護協議会の部会を活用すること等により、関係機関の積極的な参加が得られるように留意する。

2 県との連携

(1) 県の連絡先の把握等

市は、緊急時に連絡すべき県の連絡先及び担当部署（担当部局名、所在地、電話・FAX番号、メールアドレス等）について把握するとともに、定期的に更新を行い、国民保護措置の実施の要請等が円滑に実施できるよう、県と必要な連携を図る。

(2) 県との情報共有

警報の内容、経路や運送手段等の避難・救援の方法等に関し、県との間で緊密な情報の共有を図る。

(3) 市国民保護計画の県への協議

市は、県との国民保護計画の協議を通じて、県の行う国民保護措置と市の行う国民保護措置との整合性の確保を図る。

(4) 県警察との連携

市は、自らが管理する道路について、武力攻撃事態において、道路の通行禁止措置等に関する情報を道路利用者に積極的に提供できるよう、県警察と必要な連携を図る。

3 近接市町との連携

(1) 近接市町との連携

市は、近接市町の連絡先、担当部署等に関する最新の情報を常に把握するとともに、近接市町相互の国民保護計画の内容について協議する機会を設けることや、防災のために締結されている相互応援協定等について必要な見直しを行うこと等により、武力攻撃災害の防御、避難の実施体制、物資及び資材の供給体制等における近接市町相互間の連携を図る。

(2) 消防機関の連携体制の整備

市は、消防機関の活動が円滑に行われるよう、近接市町の消防機関との応援体制の整備を図るとともに、必要により既存の消防応援協定等の見直しを行うこと等により、消防機関相互の連携を図る。また、消防機関のNBC対応可能部隊数やNBC対応資機材の保有状況を相互に把握し、相互応援体制の整備を図る。

4 指定公共機関等との連携

(1) 指定公共機関等の連絡先の把握等

市は、区域内の指定公共機関等との緊密な連携を図るとともに、定期的に指定公共機関等の連絡先情報の更新を行う。

(2) 医療機関との連携

市は、事態発生時に医療機関の活動が速やかに行われるよう災害拠点病院、救命救急センター、医師会等との連絡体制を確認するとともに、平素からの意見交換や訓練を通じて、緊急時の医療ネットワークと広域的な連携を図る。

また、特殊な災害への対応が迅速に行えるよう、(公益財団法人)日本中毒情報センター等の専門的な知見を有する機関との連携に努める。

(3) 関係機関との協定の締結等

市は、関係機関から物資及び資材の供給並びに避難住民の運送等について必要な協力が得られるよう、防災のために締結されている協定の見直しを行うなど、防災に準じた必要な連携体制の整備を図る。

また、市は、市内の事業所における防災対策への取組を支援するとともに、民間企業の有する広範な人的・物的ネットワークとの連携の確保を図る。

さらに、市は、市街地における円滑な避難に資するため、警報の伝達、施設利用者の安全確保等について、不特定多数の者が利用する大規模集客施設から協力が得られるよう、連携体制の確保に努める。

5 ボランティア団体等に対する支援

(1) 自主防災組織等に対する支援

市は、自主防災組織及び町内会等のリーダー等に対する研修等を通じて、国民保護措置の周知を図るほか、組織の核となる人材を育成するとともに、防災士の資格取得を促し、組織等の活性化を促進する。

また、自主防災組織等相互間並びに消防団及び市等との間の連携が図られるよう配慮する。さらに、国民保護措置についての訓練の実施を促進し、自主防災組織等が行う消火、救助、救援等のための施設及び設備の充実を図るとともに、自主防災組織活動への女性の参加促進にも努めるものとする。

(2) 自主防災組織以外のボランティア団体等に対する支援

市は、防災のための連携体制を踏まえ、日本赤十字社愛媛県支部、市社会福祉協議会その他ボランティア関係団体等との連携を図り、武力攻撃事態等においてボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図る。また、市は、社会福祉協議会を中心に、福祉関係団体等や地域との連携によるボランティア活動、各種講座等を通じて、市民へのボランティア意識の高揚を図る。

(3) 民間事業者等に対する支援

武力攻撃災害の発生時には、事業所等における組織的な初期対応が被害の軽減に有効であることから、事業所等は、地域コミュニティの一員として、その果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、従業員、利用者等の安全を守るとともに、地域において被害を拡大することのないよう、的確な活動を行うよう努めるものとする。

また、市は、事業所等に対して地域の訓練等への積極的な参加を呼びかけ、武力攻撃災害等への対処についてアドバイスを行う。

第3 通信の確保

市は、武力攻撃事態等において国民保護措置を的確かつ迅速に実施する上で、非常通信体制の整備等による通信の確保が重要であるため、以下のとおり、非常通信体制の整備等に努める。

(1) 非常通信体制の整備

市は、国民保護措置の実施に関し、非常通信体制の整備、応急対策等重要通信の確保対策推進を図るため、自然災害その他の非常時における通信の円滑な運用を図ること等を目的として、関係省庁、地方公共団体、主要な電気通信事業者等で構成された非常通信協議会との連携に十分配慮する。

(2) 非常通信体制の確保に当たっての留意点

市は、武力攻撃災害発生時においても情報の収集、提供を確実にを行うため、情報伝達ルートが多ルート化や停電等に備えて非常電源の確保を図るなど、情報収集、連絡体制の整備に努める。

①画像を伝送するシステム

事態発生時には、高所監視カメラやモバイル端末により迅速的確に災害の状況を把握するとともに、地域衛星ネットワークシステムを利用し、消防庁や他の消防本部へ画像を伝送することにより、的確な広域応援体制を整える施設として位置付け、適正な運用管理に努める。

②防災行政無線

国により警報が発令された場合には、住民等に対するサイレン吹鳴及び音声一斉放送による警報伝達施設として、また、事態発生時には、災害情報や被災情報伝達の中心施設として位置付け、施設の適正な運用管理に努める。

③災害時優先電話

非常電源・燃料の確保等を図るとともに、加入電話回線において、重要回線を災害時優先電話として確保する。

④衛星携帯電話

通常の情報連絡手段が途絶えるおそれがある地区に対しては、住民の安否情報や被災情報の収集などを行うため、衛星携帯電話等の通信手段の確保を図る。

第4 情報収集・提供等の体制整備

市は、武力攻撃事態等において、国民保護措置に関する情報提供、警報の通知、被災情報の収集・報告、安否情報の収集・整理等を行うため、情報収集・提供等の体制整備に必要な事項について、以下のとおり定める。

1 基本的考え方

(1) 情報収集・提供のための体制の整備

市は、武力攻撃事態等の状況、国民保護措置の実施状況、被災情報その他の情報等を収集又は整理し、関係機関及び住民に対しこれらの情報の提供等を適時かつ適切に実施するための体制を整備する。また、市は、高齢者、障がい者、外国人等情報の伝達に際し援護を要する者及び通常的手段では情報の入手が困難と考えられる者に対しても、情報を伝達できるよう必要な検討を行い、体制の整備を図るよう努める。

(2) 体制の整備に当たっての留意事項

体制の整備に際しては、防災における体制を踏まえ、効率的な情報の収集、整理及び提供のほか、武力攻撃災害により障害が発生した場合の通信の確保に留意する。

また、非常通信体制の確保に当たっては、自然災害時において確保している通信手段を活用するとともに、以下の事項に十分留意し、その運営・管理、整備等を行う。

施設・設備面	・非常通信設備等の情報通信手段の施設について、非常通信の取扱いや機器の操作の習熟を含めた管理・運用体制の構築を図る。
	・武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、複数の情報伝達手段の整備（有線・無線（地上系・衛星系）系等による伝送路の多ルート化等、関連機器装置の二重化等の障害発生時における情報収集体制の整備を図る。）
	・無線通信ネットワークの整備・拡充の推進及び相互接続等によるネットワーク間の連携を図る。
	・被災現場の状況を収集し、県対策本部等に伝送する画像伝送システム等の構築に努める。
	・武力攻撃災害時において確実な利用ができるよう、国民保護措置の実施に必要な非常通信設備を定期的に総点検する。

運用面	<ul style="list-style-type: none"> ・夜間・休日の場合等における体制を確保するとともに、平素から情報の収集・連絡体制の整備を図る。
	<ul style="list-style-type: none"> ・武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、通信集中時及び途絶時並びに庁舎への電源供給が絶たれた場合を想定し、非常電源を利用した関係機関との実践的通信訓練の実施を図る。
	<ul style="list-style-type: none"> ・通信訓練については、地理的条件や交通事情等を想定し、実施時間や電源の確保等の条件を設定した上で、地域住民への情報の伝達、避難先施設との間の通信の確保等に関する訓練を行うものとし、訓練終了後に評価を行い、必要に応じ体制等の改善を行う。
	<ul style="list-style-type: none"> ・無線通信系の通信集中時の混信等の対策に十分留意し、武力攻撃事態等非常時における運用計画を定めるとともに、関係機関との間で携帯電話等の電気通信事業用移動通信及び防災行政無線、消防救急無線等の業務用移動通信を活用した運用方法等についての十分な調整を図る。
	<ul style="list-style-type: none"> ・電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等の効果的な活用を図る。
	<ul style="list-style-type: none"> ・担当職員の役割・責任の明確化等を図るとともに、担当者が被害を受けた場合に備え、円滑に他の職員が代行できるような体制の構築を図る。
	<ul style="list-style-type: none"> ・住民に情報を提供するに当たっては、防災行政無線、広報車両等を活用するとともに、高齢者、障がい者、外国人その他の情報の伝達に際し援護を要する者、その他通常の手段では情報の入手が困難と考えられる者に対しても情報を伝達できるよう必要な検討を行い、体制の整備を図るよう努める。

(3) 情報の共有

市は、国民保護措置の実施のため必要な情報の収集、蓄積及び更新に努めるとともに、これらの情報が関係機関により円滑に利用されるよう、情報セキュリティ等に留意しながらデータベース化等に努める。

2 警報等の伝達に必要な準備

(1) 警報の伝達体制の整備

市は、知事から警報の内容の通知があった場合の住民及び関係団体への伝達方法等についてあらかじめ定めておくとともに、住民及び関係団体に伝達方法等の理解が行き渡るよう事前に説明や周知を図る。この場合において、民生委員や社会福祉協議会、国際交流協会等との協力体制を構築するなど、高齢者、障がい者、外国人等に対する伝達に配慮する。また、警報の内容は、国、県からの通知に基づいてテレビ、ラジオによる緊急放送が行われるが、市では、車両広報のほか、個人の携帯電話へのメール配信システムやインターネットを活用した伝達体制の整備に努める。

(2) 防災行政無線の整備

国においては、対処に時間的余裕のない弾道ミサイル攻撃に係る警報や自然災害における緊急地震速報、津波警報等を住民に瞬時かつ確実に伝達するため、全国瞬時警報システム（J-ALERT）を運用している。

市は、全国瞬時警報システムの機器及び接続している防災行政無線の維持管理に努める。

(3) 県警察等との連携

市は、武力攻撃事態等において、住民に対する警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、県警察との協力体制を構築する。また、必要に応じて海上保安部との協力体制を構築する。

(4) 国民保護に係る住民へのサイレンの周知

市は、国民保護に係るサイレン音（「国民保護に係る警報のサイレンについて」平成17年7月6日付消防運第17号国民保護運用室長通知）について、訓練等の様々な機会を活用して住民に十分な周知を図る。

(5) 大規模集客施設等に対する警報の伝達のための準備

市は、県から警報の内容の通知を受けたときに市長が迅速に警報の内容の伝達を行うこととなる区域内に所在する学校、病院、駅、大規模集客施設、官公庁、事業所その他の多数の者が利用又は居住する施設について、県との役割分担も考慮して定める。

(6) 民間事業者からの協力の確保

市は、県と連携して、特に昼間人口の多い地域における「共助」の活動の実施が期待される民間事業者が、警報の内容の伝達や住民の避難誘導等を主体的に実施できるよう、各種の取組を推進する。

その際、先進的な事業者の取組をPRすること等により、協力が得られやすくなるような環境の整備に努める。

3 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備

市は、安否情報の収集、整理及び提供に関しては、消防庁が運用する武力攻撃事態等における安否情報の収集・提供システム（以下「安否情報システム」という。）を利用し、効果的かつ安定的な安否情報の収集及び提供に努める。

(1) 安否情報の種類及び報告様式

市は、避難住民及び武力攻撃災害により死亡し、又は負傷した住民（本市の住民以外の者で市内に在る者及び市内で死亡した者を含む。）の安否情報（以下参照）に関して、

武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令（以下「安否情報省令」という。）第1条に規定する様式により収集し、安否情報システムを用いて県に報告する。システムが使用できない場合は、安否情報省令第2条に規定する様式第3号に必要事項を記録した書面（電磁的記録を含む）を電子メールで県に送付する。ただし、事態が急迫してこれらの方法によることができない場合は、口頭や電話などでの報告を行う。

【収集・報告すべき情報】

- | |
|---|
| <p>1 避難住民（負傷した住民も同様）</p> <ul style="list-style-type: none">① 氏名② フリガナ③ 出生の年月日④ 男女の別⑤ 住所（郵便番号を含む。）⑥ 国籍（日本国籍を有しない者に限る。）⑦ ①～⑥のほか、個人を識別するための情報（前各号のいずれかに掲げる情報が不明である場合において、当該情報に代えて個人を識別することができるものに限る。）⑧ 負傷（疾病）の該当⑨ 負傷又は疾病の状況⑩ 現在の居所⑪ 連絡先その他必要情報⑫ 親族・同居者への回答（①～⑪）の希望⑬ 知人への回答（①⑦⑧）の希望⑭ 親族・同居者・知人以外の者への回答又は公表（①～⑪）の同意 <p>2 死亡した住民</p> <p>（上記①～⑦に加えて）</p> <ul style="list-style-type: none">⑮ 死亡の日時、場所及び状況⑯ 遺体が安置されている場所⑰ 連絡先その他必要情報⑱ 親族・同居者・知人以外の者への回答又は公表（①～⑦、⑮～⑰）の同意 |
|---|

（2）安否情報収集のための体制整備

市は、収集した安否情報を円滑に整理、報告及び提供することができるよう、あらかじめ、市における安否情報の整理担当者及び安否情報の回答責任者等を定めるとともに、職員に対し、必要な研修・訓練を行う。また、県の安否情報収集体制（担当の配置や収集方法・収集先等）の確認を行う。

（3）安否情報の収集に協力を求める関係機関の把握

市は、安否情報の収集を円滑に行うため、医療機関、諸学校、大規模事業所など安否情報を保有し、収集に協力を求める可能性のある関係機関について、既存の統計資料等

に基づいてあらかじめ把握しておくものとする。

4 被災情報の収集、報告に必要な準備

(1) 情報収集・連絡体制の整備

市は、被災情報の収集、整理及び知事への報告等を適時かつ適切に実施するため、あらかじめ情報収集・連絡に当たる担当者を定めるとともに、必要な体制の整備を図る。

(2) 被災情報収集のための準備

市は、県国民保護計画に基づき、収集した被災情報を報告様式により速やかに報告する。

(3) 担当者の育成

市は、あらかじめ定められた情報収集・連絡に当たる担当者に対し、情報収集・連絡に対する正確性の確保等の必要な知識や理解が得られるよう研修や訓練を通じ担当者の育成に努める。

第5 医療救護体制の整備

武力攻撃災害の発生時には、多数の負傷者等の発生が予想され、また、NBCによる攻撃を受けた際は、特殊な治療等も要求される。このため、市、県、医療機関、消防機関等の関係機関が密接に連携し、的確かつ迅速な医療活動が行えるよう、医療救護体制の整備の確立について、以下のとおり定める。

(1) 初期医療体制の整備

市は、救護所の設置及び救護班の派遣を行うための計画について、あらかじめ県と協議し、調整を図るものとする。また、NBC攻撃による負傷者が出た場合には、消防機関及び救急医療機関等は、特殊な装備等で現場に臨む必要があることから、市は、これらの機関等における防護服等資機材の整備が図られるよう努める。

(2) 傷病者搬送体制の整備

市は、医療機関及び県と連携し、救急車の活用や県消防防災ヘリコプターによる支援等、武力攻撃災害時の傷病者の搬送体制を整備する。

また、高規格救急車及び資機材の配備並びに救急救命士の養成などによる技術の高度化を推進する。

救護医療活動のために必要な医薬品等の確保に関して、医療機関等の関係機関と連携の上、流通在庫の調達方法及び備蓄についてあらかじめ協議しておくものとする。

(3) 医療活動情報の収集・連絡体制の整備

市は、医療機関の被災状況や医療機関における収容負傷者の状況、医療従事者の活動状況を把握するため、消防、医療機関等をネットワーク化した県広域災害・救急医療情報システム（えひめ医療情報ネット）の活用を図るなど、県とともに医療活動情報の収集・連絡体制の強化・充実に努める。

(4) 難病患者等の状況把握

市は、県とともに、平常時の保健医療活動を通じて、難病患者、精神疾患等の慢性疾患患者、人工呼吸器や人工透析等の在宅医療を受けている患者の状況と医療を提供できる機関に関する情報の把握に努める。

(5) 災害医療に関する普及啓発、研修、訓練の実施

市は、武力攻撃災害においても、自然災害時の医療活動を活用することが有効であることから、県と協力して、一般住民に対する救急蘇生法などの家庭看護、トリアージの意義やこころのケア等の災害時における医療救護、献血者登録等に関する普及啓発に努めるとともに、医療及び行政関係者に対する災害医療に関する研修・訓練の実施・参加を推進する。

※トリアージ：大事故や大規模災害など多数の傷病者が発生した際において治療の優先順位を決定すること。

第6 研修及び訓練

市職員は、市民の生命、身体及び財産を保護する責務を有していることから、研修を通じて国民保護措置の実施に必要な知識の習得に努めるとともに、実践的な訓練を通じて武力攻撃事態等における対処能力の向上に努める必要がある。このため、市における研修及び訓練の在り方について必要な事項を、以下のとおり定める。

1 研修

(1) 研修機関における研修の活用

市は、国民保護の知見を有する職員を育成するため、消防大学校、市町村職員中央研修所、愛媛県研修所、県消防学校等の研修機関の研修課程を有効に活用し、職員の研修機会を確保する。

職員は、日常の行政事務を通じ、積極的に国民保護のための施策を推進し、かつ、地域における国民保護に関する備えのための活動を率先して実施できるよう、次の事項について常に自己啓発に努めるとともに、職員研修等の手段をもって、知識の高揚を図る。

- ・国民保護に関する知識
- ・国民保護計画の内容と市の国民保護措置に関する知識

- ・武力攻撃災害の発生時において具体的にとるべき行動に関する知識
- ・武力攻撃災害の発生時の動員、配備体制及び任務分担
- ・家庭及び地域における備え
- ・国民保護の課題

(2) 職員等の研修機会の確保

市は、職員に対して、国、県等が作成する国民保護に関する教材や資料等も活用し、多様な方法により研修を行う。

また、県と連携し、消防団員及び自主防災組織のリーダーに対して国民保護措置に関する研修等を行うとともに、国が作成するビデオ教材や国民保護ポータルサイト、eラーニング等も活用するなど多様な方法により研修を行う。

【国民保護ポータルサイト】

<http://www.kokuminhogo.go.jp/>

【総務省消防庁ホームページ】

<http://www.fdma.go.jp/>

(3) 外部有識者等による研修

市は、職員等の研修の実施に当たっては、消防職員を活用するほか、県、自衛隊、海上保安部及び警察の職員、学識経験者等を講師に招くなど、外部の人材についても積極的に活用する。

2 訓練

(1) 市における訓練の実施

市は、近接市町、県、国等関係機関と共同するなどして、国民保護措置についての訓練を実施し、武力攻撃事態等における対処能力の向上を図る。

訓練の実施に当たっては、具体的な事態を想定し、防災訓練におけるシナリオ作成等、既存のノウハウを活用するとともに、県警察、海上保安部、自衛隊等との連携による、NBC 攻撃等により発生する武力攻撃災害への対応訓練、広域にわたる避難訓練、地下への避難訓練等武力攻撃事態等に特有な訓練等について、人口密集地を含む様々な場所や想定で行うとともに、実際に資機材や様々な情報伝達手段を用いるなど、実践的なものとするよう努める。

(2) 訓練の形態及び項目

訓練を計画するに当たっては、実際に人・物等を動かす実動訓練、状況付与に基づいて参加者に意思決定を行わせる図上訓練等、実際の行動及び判断を伴う実践的な計画とするよう留意する。

また、防災訓練における実施項目を参考にしつつ、以下に示す訓練を実施する。

- ①市対策本部を迅速に設置するための職員の参集訓練及び市対策本部設置運営訓練
- ②警報、避難の指示等の内容の伝達訓練及び被災情報・安否情報に係る情報収集訓練
- ③避難誘導訓練及び救援訓練 など

(3) 訓練に当たっての留意事項

- ①国民保護措置と防災上の措置との間で相互に応用が可能な項目については、国民保護措置についての訓練と防災訓練とを有機的に連携させる。
- ②国民保護措置についての訓練の実施においては、住民の避難誘導や救援等に当たり、町内会・自治会の協力を求めるとともに、特に高齢者、障がい者その他特に配慮を要する者への的確な対応が図られるよう留意する。
- ③訓練実施時は、第三者の参加を求め、客観的な評価を行うとともに、参加者等から意見を聴取するなど、教訓や課題を明らかにし、市国民保護計画の見直し作業等に反映する。
- ④市は、自治会・町内会、自主防災組織などと連携し、住民に対し広く訓練への参加を呼びかけ、訓練の普及啓発に資するよう努め、訓練の開催時期、場所等は、住民の参加が容易となるよう配慮する。
- ⑤市は、県と連携し、学校、病院、駅、空港、大規模集客施設、官公庁、事業所その他の多数の者が利用又は居住する施設の管理者に対し、火災や地震等の計画及びマニュアル等に準じて警報の内容の伝達及び避難誘導を適切に行うため必要となる訓練の実施を促す。
- ⑥市は、県警察と連携し、避難訓練時における交通規制等の実施について留意する。
- ⑦本市の地域的な特徴を踏まえた訓練内容とする。

第2章 避難、救援に関する平素からの備え

避難、救援に関する平素からの備えに関して必要な事項について、以下のとおり定める（通信の確保、情報収集・提供体制など既に記載しているものを除く。）。

※避難行動要支援者に関する事項については、その重要性に鑑み第3章に別記

1 避難に関する基本的事項

(1) 基礎的資料の収集

市は、迅速に避難住民の誘導を行うことができるよう、地形図、道路網のリスト、避難施設のリスト等必要な基礎的資料を準備する。

【避難に関する基礎的資料】

(1/2)

- 地形
地形図
- 人口分布
地区別夜間人口
世帯数
昼間人口
外国人登録国籍別登録者数
観光客入り込み数
避難行動要支援者
- 区域内の道路網
緊急輸送道路
緊急輸送道路の交通容量
松山市主要道路網図
- 輸送網
市内鉄道施設運行路線現況図
港湾等施設
水上・海上輸送網の現況
ヘリポート飛行場外離発着場一覧表
定期航路の現況
- 輸送力
市内鉄道施設輸送能力
水上・海上輸送力
航空輸送能力
バス輸送能力
乗用車輸送能力

- 避難施設
 - 市内避難施設の収容能力(避難施設ごと)
 - 市内避難施設の収容能力(地区集計結果)
 - 公園・緑地
 - 爆風からの一時避難場所
 - 老人福祉施設
 - 地域包括支援センター
- 備蓄物資のリスト、調達可能物資のリスト
 - 災害用備蓄物資保管場所
 - 医薬品取扱業者一覧表
 - NBC の専門知識を有する医療関係者
 - 救助隊の編成
 - 消防団組織及び消防団現有消防力
 - 救助用資機材
- 生活関連等施設、大規模集客施設
 - 生活関連等施設
 - 大規模集客施設

(2) 隣接する市町との連携の確保

市は、市の区域を越える避難を行う場合に備えて、平素から、隣接する市町と想定される避難経路や相互の支援の在り方等について意見交換を行い、また、訓練を行うこと等により、緊密な連携を確保する。

(3) 避難行動要支援者への配慮

市は、避難住民の誘導に当たっては、高齢者、障がい者等自ら避難することが困難な者の避難について、自然災害時への対応として作成している避難行動要支援者名簿を活用しつつ、避難行動要支援者の避難対策を講じる。

その際、避難誘導時において、災害・福祉関係部局を中心とした横断的な「避難行動要支援者支援班」を迅速に設置できるよう職員の配置に留意する。

※【避難行動要支援者名簿について】

武力攻撃やテロ発生時においても、避難誘導に当たっては、自然災害時と同様、高齢者、障がい者等の避難行動要支援者への配慮が必要であるが、平素から、自然災害における取組として行われる避難行動要支援者名簿を活用することが重要である。（「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組方針」（平成 25 年 8 月）参照）。

避難行動要支援者名簿は、災害対策基本法第 49 条の 10 において作成を義務付けられており、避難行動要支援者の氏名や生年月日、住所、避難支援等を必要とする事由等を記載又は記録するものとされている。

また、災害発生時に避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難支援等の実施に結び付くため、市は避難行動要支援者の名簿情報について、市地域防災計画の定めるところにより、あらかじめ避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等の実施に携わる関係者（避難支援等関係者）に提供することが求められている。

（４）民間事業者からの協力の確保

市は、避難住民の誘導時における地域の民間事業者の協力の重要性に鑑み、平素から、これら企業の協力が得られるよう、連携・協力の関係を構築しておく。

（５）学校や事業所との連携

市は、学校や大規模な事業所における避難に関して、時間的な余裕がない場合においては、事業所・学校単位により集団で避難することを踏まえて、平素から、各事業所・学校における避難の在り方について、意見交換や避難訓練等を通じて、対応を確認する。

（６）大規模集客施設との連携

市は、大規模集客施設にいる多くの人々の避難が円滑に行われるように、施設管理者に対し、武力攻撃事態等における避難対策を平素から講じるよう要請するとともに、必要に応じて指導、助言を行う。また、施設管理者等に避難等の訓練への参加を要請する。

2 避難実施要領のパターンの作成

市は、関係機関（教育委員会など市の各執行機関、消防機関、県、県警察、海上保安部、自衛隊等をいう。）と緊密な意見交換を行いつつ、消防庁が作成するマニュアルを参考に、季節の別、観光客や昼間人口の存在、混雑や交通渋滞の発生状況等について配慮し、複数の避難実施要領のパターンをあらかじめ作成する。

なお、この場合において、要配慮者のうち、避難行動要支援者の避難方法等について配慮するものとする。

3 救援に関する基本的事項

（１）県との調整

市は、県から救援の一部の事務を当該市において行うこととされた場合や、市が県の行う救援を補助する場合に鑑みて、市の行う救援の活動内容や県との役割分担等について、自然災害時における市の活動状況等を踏まえ、あらかじめ県と調整しておく。

（２）基礎的資料の準備等

市は、県と連携して、救援に関する事務を行うために必要な資料を準備するとともに、避難に関する平素の取組と並行して、関係機関との連携体制を確保する。

避難施設のリスト

- 備蓄物資のリスト
- 関係医療機関及び救護班のリスト
- 火葬場のリスト

4 運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等

市は、県と連携して、運送事業者の輸送力の把握や輸送施設に関する情報をあらかじめ把握するとともに、避難住民や緊急物資の運送を実施する体制を整備するよう努める。

(1) 運送事業者の輸送力及び輸送施設に関する情報の把握

市は、県が保有する運送事業者の輸送力及び輸送施設に関する情報を共有する。

【輸送力及び輸送施設に関する基礎的資料】

- 輸送網 (再掲)
 - 市内鉄道施設運行路線現況図
 - 港湾等施設
 - 水上・海上輸送網の現況
 - ヘリポート飛行場外離発着場一覧表
 - 定期航路の現況
- 輸送力 (再掲)
 - 市内鉄道施設輸送能力
 - 水上・海上輸送力
 - 航空輸送能力
 - バス輸送能力
 - 乗用車輸送能力

(2) 運送経路の把握等

市は、武力攻撃事態等における避難住民や緊急物資の運送を円滑に行うため、県が保有する市の区域に係る運送経路の情報を共有する。

(3) 離島における避難に関し把握すべき事項等

市内には、多数の有人島が存在するため、全島民が避難する場合を想定し、国〔内閣官房、国土交通省〕から示された「離島の住民の避難に係る運送事業者の航空機や船舶の使用等についての基本的な考え方」(平成17年12月19日閣副安危第498号内閣官房副長官補(安全保障・危機管理担当)付内閣参事官(事態法制企画担当)通知、国政調第169号国土交通省政策統括官付政策調整官(危機管理担当)通知)を踏まえ、可能な限り全住民の避難を視野に入れた体制を整備するものとする。この場合において、市は、県及び指定地方公共機関との連携協力に努めるとともに、以下に掲げる情報を把握するものとする。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">① 想定される避難先までの輸送経路② 島の全住民を避難させた場合に必要となる輸送手段③ 島外からの輸送手段を受け入れる場合の受入体制④ 島内にある港湾、ヘリポート等までの輸送体制など |
|--|

5 避難施設の指定への協力

市は、県が行う避難施設の指定に際しては、施設の収容人数、構造、保有施設等の必要な情報を提供するなど県に協力する。

市は、県が指定した避難施設に関する情報を避難施設データベース等により、県と共有するとともに、県と連携して住民に周知する。

第3章 避難行動要支援者支援に関する平素からの備え

武力攻撃災害時には、救出・救護、避難など、行政の応急対策活動は著しく困難や制約を伴うことが予想される。そのため、自ら適切な行動をとることが困難な避難行動要支援者には、自然災害時と同様に自主防災組織をはじめとした地域住民・ボランティアなどの支援が不可欠である。

市は、武力攻撃事態等における避難行動要支援者の安全を確保するため、防災の仕組みを活用しつつ、平素から地域コミュニティによる支援・協力体制を確立することで、地域住民や自主防災組織等の協力を得ながら、武力攻撃事態等を想定した緊急連絡体制、避難誘導等の体制の整備に努める。また、避難行動要支援者に対する武力攻撃災害に関する対策を講ずるに当たり、男女のニーズ等男女双方の視点に十分配慮する。

1 避難行動要支援者の実態把握

市は、避難行動要支援者についてあらかじめ民生委員・児童委員、ホームヘルパー等の協力を得て、自主防災組織や町内会等に対し、その実態を把握しておくよう要請する。

また、事前に援護を必要とする旨の申請のあった者については、避難行動要支援者名簿に必要な情報を登載し、各所管課で管理する。なお、支援機関への情報提供に際しては、必要に応じ誓約書の提出を求めるなど、個人情報の取扱いに慎重を期すものとする。

2 緊急連絡体制の整備

市は、地域ぐるみの協力の下に避難行動要支援者ごとの情報連絡・誘導担当を配備するなど、きめ細かな緊急連絡体制を整備する。

特に避難行動要支援者名簿に登載した者に対しては、民生委員・児童委員、独居高齢者みまもり員、近隣協力員、身体・知的障がい相談員や松山市障がい者団体連絡協議会等と連携を図り、安否確認・被害確認等を迅速に行える体制の整備に努める。

また、市は、自主防災組織や町内会等にも、避難行動要支援者ごとの避難支援者の配置等避難行動要支援者名簿を活用した避難対策に努めるよう促すものとする。

3 避難体制の確立

市は、避難行動要支援者の避難誘導の担当者をはじめ、自主防災組織や町内会などの協力を得て、地域ぐるみの避難誘導方法等を事前に具体的に定めておくよう努めるものとする。

また、市は、平時より地域住民、自主防災組織、消防団、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、介護保険制度関係者、障がい者団体等の協力を得ながら、避難行動要支援者に関する情報を共有するとともに、合同で実施する訓練や地域における各種活動などを通じて地域との連携を深め、避難誘導體制の整備に努める。

加えて、地域住民等に対し、「松山市避難行動要支援者支援対策マニュアル」をはじめとする避難行動要支援者支援の仕組み等について、周知徹底に努めるものとする。

4 国民保護に関する啓発

市は、避難行動要支援者が武力攻撃災害等に関する知識を深めるとともに、対応能力を高めるために、避難行動要支援者の態様に合わせた啓発を図るものとする。

5 社会福祉施設等の活用

市は、県が行う避難施設の指定に際して、避難行動要支援者のための避難所として市内の社会福祉施設に関する情報を提供するなど、県に協力し、避難行動要支援者の安全の確保に努める。

第4章 生活関連等施設の把握等

1 生活関連等施設の把握

市は、その区域内に所在する生活関連等施設について、県を通じて把握するとともに、県との連絡体制を整備する。

【生活関連等施設の種類及び所管省庁、所管県担当部局、所管市担当部局】

国民保護法施行令	各号	施設の種類	所管省庁名	県担当部局	市担当部局
第27条	1号	発電所、変電所	経済産業省	—	
	2号	ガス工作物	経済産業省	—	
	3号	取水施設、貯水施設、浄水施設、配水池	厚生労働省	県民環境部	
	4号	鉄道施設、軌道施設	国土交通省	—	
	5号	電気通信事業用交換設備	総務省	—	
	6号	放送用無線設備	総務省	—	
	7号	水域施設、係留施設	国土交通省	土木部	
	8号	滑走路等、旅客ターミナル施設、航空保安施設	国土交通省	—	
	9号	ダム	国土交通省 農林水産省	土木部 公営企業管理局	
第28条	1号	危険物	総務省消防庁	県民環境部	消防局
	2号	毒劇物 (毒物及び劇物取締法)	厚生労働省	保健福祉部	保健福祉部
	3号	火薬類	経済産業省	県民環境部	消防局
	4号	高压ガス	経済産業省	県民環境部	
	5号	核燃料物質 (汚染物質を含む。)	原子力規制委員会	県民環境部	
	6号	核原料物質	原子力規制委員会	県民環境部	
	7号	放射性同位元素(汚染物質を含む。)	原子力規制委員会	県民環境部 保健福祉部 農林水産部	
	8号	毒劇薬(医薬品医療機器等法)	厚生労働省 農林水産省	保健福祉部 農林水産部	保健福祉部
	9号	電気工作物内の高压ガス	経済産業省	—	
	10号	生物剤、毒素	各省庁 (主務大臣)	保健福祉部	
	11号	毒性物質	経済産業省	—	

2 生活関連等施設の安全確保

市は、「生活関連等施設の安全確保の留意点」（平成 17 年 8 月 29 日閣副安危第 364 号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参事官通知）に基づき、市の管理に係る生活関連等施設の安全確保措置の実施の在り方について定める。

- ・ 施設の巡回を実施するなど、自主警戒の強化に努めること。
- ・ 関係機関との連絡網の構築に努めること。
- ・ 施設への出入管理に当たっては、身分確認に留意すること。 など

3 市が管理する公共施設等における警戒

市は、その管理に係る公共施設等について、特に情勢が緊迫している場合等において、必要に応じ、生活関連等施設の対応も参考にして、県の措置に準じて警戒等の措置を実施する。この場合において、県警察及び海上保安部との連携を図る。

第5章 物資及び資材の備蓄、整備

市が備蓄整備する国民保護措置の実施に必要な物資及び資材について、以下のとおり定める。

1 市における備蓄

(1) 防災のための備蓄との関係

住民の避難や避難住民等の救援に必要な物資や資材については、従来の防災のために備えた物資や資材と共通するものが多いことから、原則として防災のための備蓄と相互に兼ねるとともに、武力攻撃事態等において特に必要となる物資及び資材を備蓄し、又は調達体制を整備する。

- ・食料品（アルファ米）
- ・飲料水
- ・生活必需品（毛布、日用品セット、紙おむつ、生理用品）
- ・応急医薬品等（災害用救急用品） など

(2) 国民保護措置の実施のために必要な物資及び資材

国民保護措置の実施のため特に必要となる化学防護服や放射線測定装置等の資機材については、国がその整備や整備の促進に努めることとされ、また、安定ヨウ素剤や天然痘ワクチン等の特殊な薬品等のうち国において備蓄・調達体制を整備することが合理的と考えられるものについては、国において必要に応じて備蓄・調達体制の整備等を行うこととされており、市としては、国及び県の整備の状況等も踏まえ、県と連携しつつ対応する。

【国民保護措置のために特に必要な物資及び資材の例】

- ・安定ヨウ素剤
- ・天然痘ワクチン
- ・化学防護服
- ・放射線測定装置
- ・放射性物質等による汚染の拡大を防止するための除染器具 など

(3) 県との連携

市は、国民保護措置のために特に必要となる物資及び資材の備蓄・整備について、県と密接に連携して対応する。

また、武力攻撃事態等が長期にわたった場合においても、国民保護措置に必要な物資及び資材を調達することができるよう、他の市町等や事業者等との間で、その供給に関

する協定をあらかじめ締結するなど、必要な体制を整備する。

2 市が管理する施設及び設備の整備及び点検等

(1) 施設及び設備の整備及び点検

市は、国民保護措置の実施も念頭に置きながら、その管理する施設及び設備について、整備し、又は点検する。

(2) ライフライン施設の機能性の確保

市は、その管理する上下水道施設等のライフライン施設について、自然災害に対する既存の予防措置を活用しつつ、系統の多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保に努める。

(3) 復旧のための各種資料等の整備等

市は、武力攻撃災害による被害の復旧の的確かつ迅速な実施のため、地籍調査の成果、不動産登記その他土地及び建物に関する権利関係を証明する資料等について、既存のデータ等を活用しつつ整備し、その適切な保存を図り、及びバックアップ体制を整備するよう努める。

3 市における物資及び資材の備蓄整備

市は、県と連携し、防災のための備蓄の品目、備蓄量、備蓄場所、物資及び資材の供給要請先等の確実な把握等に努めるとともに、武力攻撃災害が発生した場合、国民保護措置の実施のために必要な物資を迅速に供給できる体制を整備するものとする。

第6章 国民保護に関する啓発

武力攻撃災害による被害を最小限化するためには、住民が国民保護に関する正しい知識を身に付け、武力攻撃事態等において適切に行動する必要がある。このため、国民保護に関する啓発や武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発の在り方について必要な事項を、以下のとおり定める。

1 国民保護措置に関する啓発

(1) 啓発の方法

市は、国及び県と連携しつつ、住民に対し、広報紙、パンフレット、ポスター、テレビ、ラジオ、新聞、インターネット（ホームページ）等の様々な媒体を活用して、国民保護措置の重要性について継続的に啓発を行うとともに、住民向けの研修会、講演会、フォーラム等を実施する。また、高齢者、障がい者、外国人等に対しては、点字や外国語を使用した広報媒体を使用するなど実態に応じた方法により啓発を行う。

(2) 防災に関する啓発との連携

市は、啓発の実施に当たっては、防災に関する啓発とも連携し、消防団及び自主防災組織などが、地域に密着している特性も生かしながら住民への啓発を行う。

(3) 学校における教育

市教育委員会は、県教育委員会の協力を得て、児童生徒等の安全確保や災害対応能力育成のため、市立学校において、安全教育に加え自他の生命を尊重する精神やボランティア精神等の醸成のための教育を行う。

(4) 事業所等への啓発

市は、優良企業表彰、事業所等の国民保護に係る取組の積極的評価、一般の功労者の表彰等により、事業所、住民等の意識の高揚や対応力向上の促進を図る。

2 武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発

市は、武力攻撃災害の兆候を発見した場合の市長等（市長又は消防吏員、警察官若しくは海上保安官）に対する通報義務、不審物等が発見した場合の管理者に対する通報等について、啓発資料等を活用して住民への周知を図る。

また、市は、弾道ミサイル攻撃の場合や地域においてテロが発生した場合などに住民がとるべき対処についても、国が作成する各種資料（内閣官房作成の「武力攻撃やテロなどから身を守るために」など）を防災に関する行動マニュアルなどと併せて活用しながら、住民に対し周知するよう努める。

また、市は、日本赤十字社愛媛県支部、県、消防機関などとともに、傷病者の応急手当について普及に努める（なお、「武力攻撃事態やテロから身を守るために」には、応急措置等についても記載している。）。

【住民がとるべき行動例等】

○いざというときに住民がとるべき行動

《警報が発令された場合》

（屋内にいる場合）

- ・ドアや窓を全部閉め、ガス、水道、換気扇を止める。
- ・ドア、壁、窓ガラスから離れて座る。

（屋外にいる場合）

- ・近隣の堅ろうな建物や地下街など屋内に避難する。
- ・自家用車などを運転している場合は、できる限り道路外の場所に車両を止める。やむを得ない場合は、道路の左側端に沿ってキーを付けたまま駐車する。

《身のまわりで急な爆発等が起こった場合》

- ・とっさに姿勢を低くし、身の安全を守る。
- ・周囲で物が落下している場合、落下が止まるまで、テーブルなどの下に身を隠す。
- ・その後、爆発が起こった建物などからできる限り速やかに離れる。

（周囲の状況や体に異常を感じたら）

- ・口と鼻をハンカチで覆う。
- ・その場から直ちに離れ、外気から密閉性の高い場所など安全な地域に避難する。

《その後》

- ・テレビやラジオなどを通じて、行政機関からの情報収集に努める。
- ・自らの身の安全を確保した上で、周囲にけが人がいれば応急措置を行う。

《避難の指示が出された場合》

- ・避難の際には、行政機関の指示に従って落ち着いて行動する。
- ・頑丈な靴、長ズボン、長袖シャツ、帽子などを着用し、非常用持ち出し品、身分を証明するものなどを持参する。
- ・避難の際に近くに高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等がいたら、近所の人と協力して避難を援助する。

○日ごろの備え

- ・国民保護に関する知識の習得に努める。
- ・地域の国民保護訓練や防災訓練等に積極的に参加する。
- ・家族との連絡方法等を確認する。
- ・食料備蓄については、最低 7 日分、うち 3 日分は非常持ち出し用とする（地震などの災害に対する日ごろからの備えとしての非常持ち出し品や備蓄品は、武力攻撃やテロなどが発生し避難をしなければならないなどの場合においても大いに役立つものとなる。）。

（「武力攻撃やテロなどから身を守るために」内閣官房を基に作成）

第3編 武力攻撃事態等への対処

第1編 「総論」	第1章	市の責務、計画の位置付け、構成等	
	第2章	国民保護措置に関する基本方針	
	第3章	関係機関の事務又は業務の大綱等	
	第4章	市の地域特性	
	第5章	市国民保護計画が対象とする事態	
	第6章	市の国民保護ビジョン	
第2編 「平素からの備えや予防」	第1章	組織・体制の整備等	
	第2章	避難、救援に関する平素からの備え	
	第3章	避難行動要支援者支援に関する平素からの備え	
	第4章	生活関連等施設の把握等	
	第5章	物資及び資材の備蓄、整備	
	第6章	国民保護に関する啓発	
第3編 「武力攻撃事態等への対処」	第1章	初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置	60
	第2章	市対策本部の設置等	66
	第3章	関係機関相互の連携	81
	第4章	警報及び避難の指示等	85
	第5章	救援	103
	第6章	安否情報の収集・提供	113
	第7章	武力攻撃災害への対処	117
	第8章	被災情報の収集及び報告	129
	第9章	保健衛生の確保その他の措置	130
	第10章	国民生活の安定に関する措置	133
	第11章	特殊標章等の交付及び管理	136
第4編 「復旧等」	第1章	応急の復旧	
	第2章	武力攻撃災害の復旧	
	第3章	国民保護措置に要した費用の支弁等	
第5編 「地域特性に応じた避難」	第1章	市中心部における避難	
	第2章	周辺居住区（北部）における避難	
	第3章	周辺居住区（西部）における避難	
	第4章	周辺居住区（南部）における避難	
	第5章	島嶼部における避難	
	第6章	山間部における避難	
第6編 「緊急対処事態への対処」	第1章	対象とする緊急対処事態及びその対処	

第1章 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置

死傷者が発生したり、建造物が破壊される等の具体的な被害が発生した場合には、当初、その原因が明らかでないことも多いと考えられることから、市は、武力攻撃事態等（武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態）や緊急対処事態の認定が行われる前の段階においても、市民の生命、身体及び財産の保護のために、現場において初動的な被害への対処を行う必要がある。

また、他の市町において攻撃が発生している場合や何らかの形で攻撃の兆候に関する情報が提供された場合においても、事案発生時に迅速に対応できるよう、即応体制を強化しておくことが必要となることも考えられる。

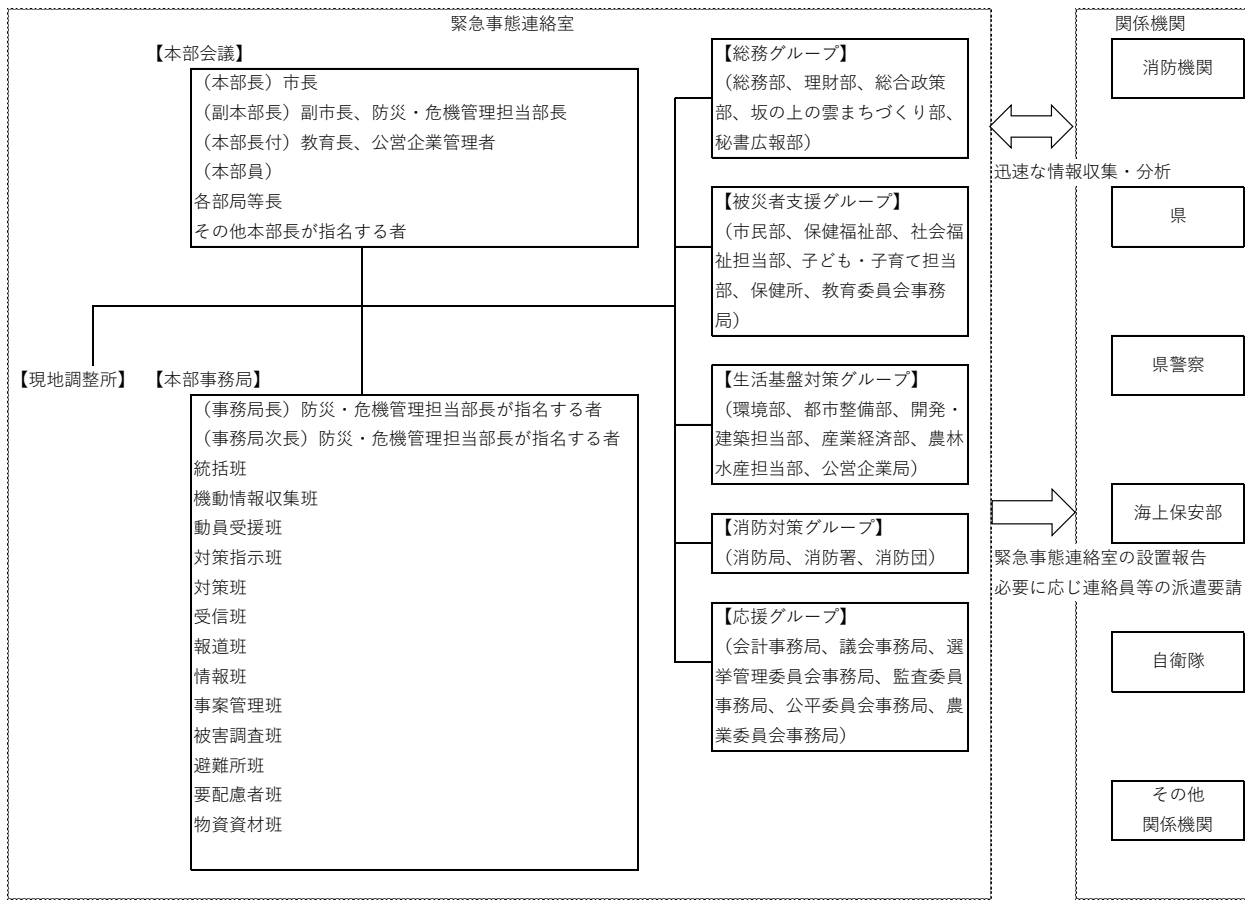
このため、かかる事態において初動体制を確立し、関係機関からの情報等を迅速に集約・分析して、その被害の態様に応じた応急活動を行っていくことが極めて重要となることから、政府による事態認定前の段階等における市の初動体制について、以下のとおり定める。

1 事態認定前における緊急事態連絡室の設置及び初動措置

(1) 緊急事態連絡室の設置

- ①市内においてテロの兆候を把握した場合など、情報収集等の対応が必要な場合は、「警戒体制」を立ち上げる。「警戒体制」は、原則として、市国民保護対策本部体制の本部事務局職員を中心に参集を行うが、具体的な参集基準は、個別の事態の状況に応じ、その都度判断する。
- ②市長は、現場からの情報により多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合においては、速やかに、県及び県警察等に連絡を行うとともに、市としての確かつ迅速に対処するため「緊急事態連絡室」を設置する。「緊急事態連絡室」は、原則として、市国民保護対策本部体制に準じて職員の参集を行うが、具体的な参集基準は、個別の事態の状況に応じ、その都度判断する。

【緊急事態連絡室の構成】



※ 住民からの通報、県からの連絡その他の情報により、市職員が当該事案の発生を把握した場合は、直ちにその旨を市長及び幹部職員等に報告するものとする。消防局においても、通報を受けた場合の情報伝達の体制を確立するものとする。

③ 「緊急事態連絡室」は、消防機関及び消防機関以外の関係機関を通じて当該事案に係る情報収集に努め、国、県、関係する指定公共機関、指定地方公共機関等の関係機関に対して迅速に情報提供を行うとともに、緊急事態連絡室を設置した旨について、県に連絡を行う。

この場合、「緊急事態連絡室」は、迅速な情報の収集及び提供のため、現場における消防機関との通信を確保する。

(2) 初動措置の確保

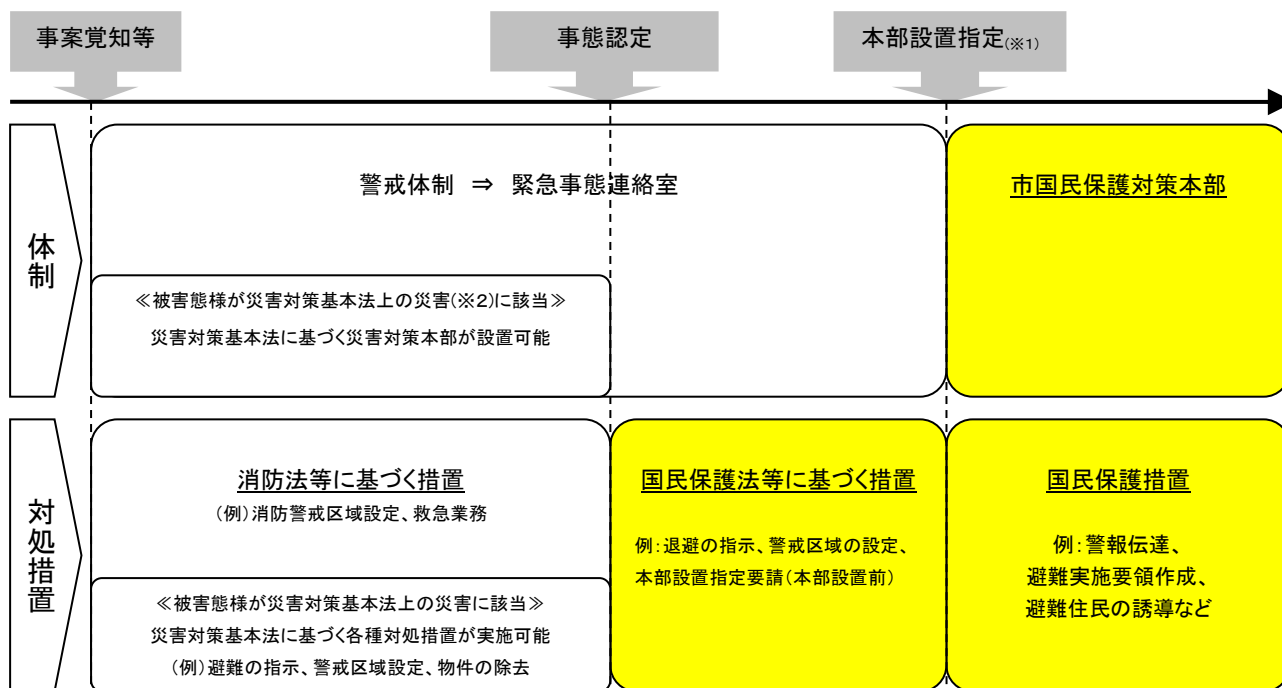
市は、「緊急事態連絡室」において、各種の連絡調整に当たるとともに、現場の消防機関による消防法に基づく火災警戒区域若しくは消防警戒区域の設定又は救助・救急の活動状況を踏まえ、必要により、災害対策基本法等に基づく避難の指示、警戒区域の設定、救急救助等の応急措置を行う。また、市長は、国、県等から入手した情報を消防機関等へ提供するとともに、必要な指示を行う。

市は、警察官職務執行法に基づき警察官が行う避難の指示、警戒区域の設定等が円滑になされるよう、緊密な連携を図る。

また、政府による事態認定がなされ、市に対し、市対策本部の設置の指定がない場合においては、市長は、必要に応じ、国民保護法に基づき、退避の指示、警戒区域の設定、対策本部設置の要請などの措置等を行う。

(3) 関係機関への支援の要請

市長は、事案に伴い発生した災害への対処に関して、必要があると認めるときは、県や他の市町等に対し支援を要請する。



※ 1 事態認定と本部設置指定は、同時の場合も多いと思われるが、事態に応じて追加で本部設置指定する場合は、事態認定と本部設置指定のタイミングがずれることになる。

※ 2 災害対策基本法上の災害とは、自然災害のほか、大規模な火災・爆発、放射性物質の大量放出、船舶等の事故等とされている。

2 市対策本部への移行調整

(1) 国から市対策本部を設置すべき通知があった場合

「緊急事態連絡室」を設置した後に政府において事態認定が行われ、市に対し、市対策本部を設置すべき市の指定の通知があった場合には、市は、直ちに市対策本部を設置し、新たな体制に移行するとともに、「緊急事態連絡室」を廃止する。

(2) 市地域防災計画等による事案への対応を行っていた場合

災害対策基本法は、武力攻撃事態等及び緊急対処事態に対処することを想定した法律ではないことに鑑み、多数の人を殺傷する行為等の事案に伴い発生した災害に対処するため、市地域防災計画に基づき災害対策本部が設置された場合、その後、政府において事態認定が行われ、市対策本部を設置すべき市の指定の通知があった場合には、直ちに市対策本部を設置し、災害対策本部を廃止する。また、市対策本部長は、市対策本部に移行した旨を市関係部課等に対し周知徹底する。

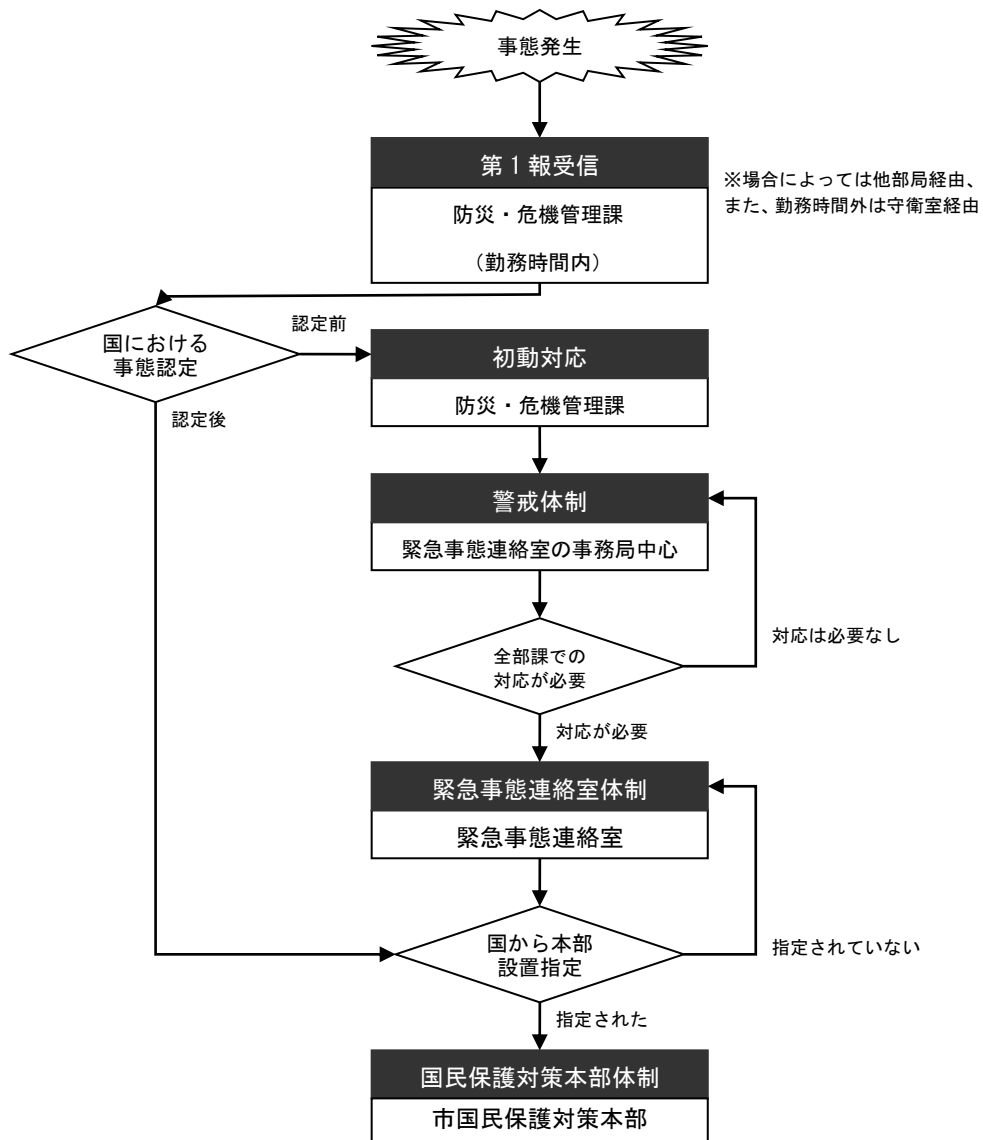
市対策本部の設置前に災害対策基本法に基づく避難の指示等の措置を講じている場合には、その措置を改め国民保護法に基づく所要の措置を講ずるなど必要な調整を行うものとする。

3 武力攻撃等の兆候に関する連絡があった場合の対応

市は、国から県を通じて、警戒態勢の強化等を求める通知や連絡があった場合や武力攻撃事態等の認定が行われたが、市に関して対策本部を設置すべき指定がなかった場合等において、市長が不測の事態に備えた即応体制を強化すべきと判断した場合には、警戒体制を立ち上げ、又は「緊急事態連絡室」を設置して、即応体制の強化を図る。

この場合において、市長は、情報連絡体制の確認、職員の参集体制の確認、関係機関との通信・連絡体制の確認、生活関連等施設等の警戒状況の確認等を行い、市の区域において事案が発生した場合に迅速に対応できるよう必要に応じ全庁的な体制を構築する。

【初動連絡体制のフローチャート】



【消防庁における体制】（参考）

消防庁は、武力攻撃等の兆候に関する情報を入手した場合においては、官邸危機管理センターの対応状況も踏まえ、消防庁情報連絡室を設置するとともに、県に対し連絡することとされている。また、発生した災害の状況が不明であり、武力攻撃等の生起の可能性が高いと判断される場合等には、消防庁緊急事態連絡室を設置するとともに、県に連絡することとされている。

【県における体制】

県は、武力攻撃事態等である可能性のある事案（以下「事案」という。）の発生を把握した場合においては、必要に応じて国民保護担当職員を参集させ、直ちに警戒体制を取ることとしている。また、県内で事案は発生していないものの、国において武力攻撃事態等の認定が行われた場合や知事が必要であると判断した場合には、県対策本部員のうち対処に必要な要員により構成する「緊急事態連絡室」を設置するとともに、消防庁を経由して国〔内閣官房〕に連絡することとされている。

第2章 市対策本部の設置等

市対策本部を迅速に設置するため、市対策本部を設置する場合の手順や市対策本部の組織、機能等について、以下のとおり定める。

1 市対策本部の設置

(1) 市対策本部設置の手順

市対策本部を設置する場合は、次の手順により行う。

①市対策本部を設置すべき市の指定の通知

市長は、内閣総理大臣から、総務大臣（消防庁）及び都道府県知事を通じて市対策本部を設置すべき市の指定の通知を受ける。

②市長による市対策本部の設置

指定の通知を受けた市長は、直ちに市対策本部を設置する（事前に「緊急事態連絡室」を設置していた場合は、市対策本部に切り替えるものとする。（前述））。

③市対策本部員及び市対策本部職員の参集

市対策本部本部事務局員は、市対策本部員、市対策本部職員等に対し、まつやま防災メール等一斉参集連絡網を活用し、市対策本部に参集するよう連絡する。

④市対策本部の開設

市対策本部本部事務局員は、本庁舎5階（本部会議：本部会議室、本部事務局：本部室）に市対策本部を開設するとともに、市対策本部に必要な各種通信システムの起動、資機材の配置等必要な準備を開始する（特に、関係機関が相互に電話、FAX、電子メール等を用いることにより、通信手段の状態を確認。）。

市長は、市対策本部を設置したときは、市議会に市対策本部を設置した旨を連絡する。

また、市対策本部担当者は、直ちに、指定地方公共機関等関係機関に対して、市対策本部を設置した旨を通知する。

⑤交代要員等の確保

市は、防災に関する資源等を活用しつつ、職員の配置、食料、燃料等の備蓄、自家発電設備及び仮眠設備の確保等を行う。

⑥本部の代替機能の確保

市は、市対策本部が被災した場合等、市対策本部を市庁舎の所定の場所に設置でき

ない場合に備え、市対策本部の予備の設置場所を次のとおりあらかじめ指定する。なお、順位については事態の状況に応じ、市長の判断で変更する場合がある。

第1順位 保健所・消防合同庁舎内

第2順位 総合コミュニティセンター内

第3順位 青少年センター内

また、市区域外への避難が必要で、市の区域内に市対策本部を設置することができない場合には、知事と市対策本部の設置場所について協議を行う。

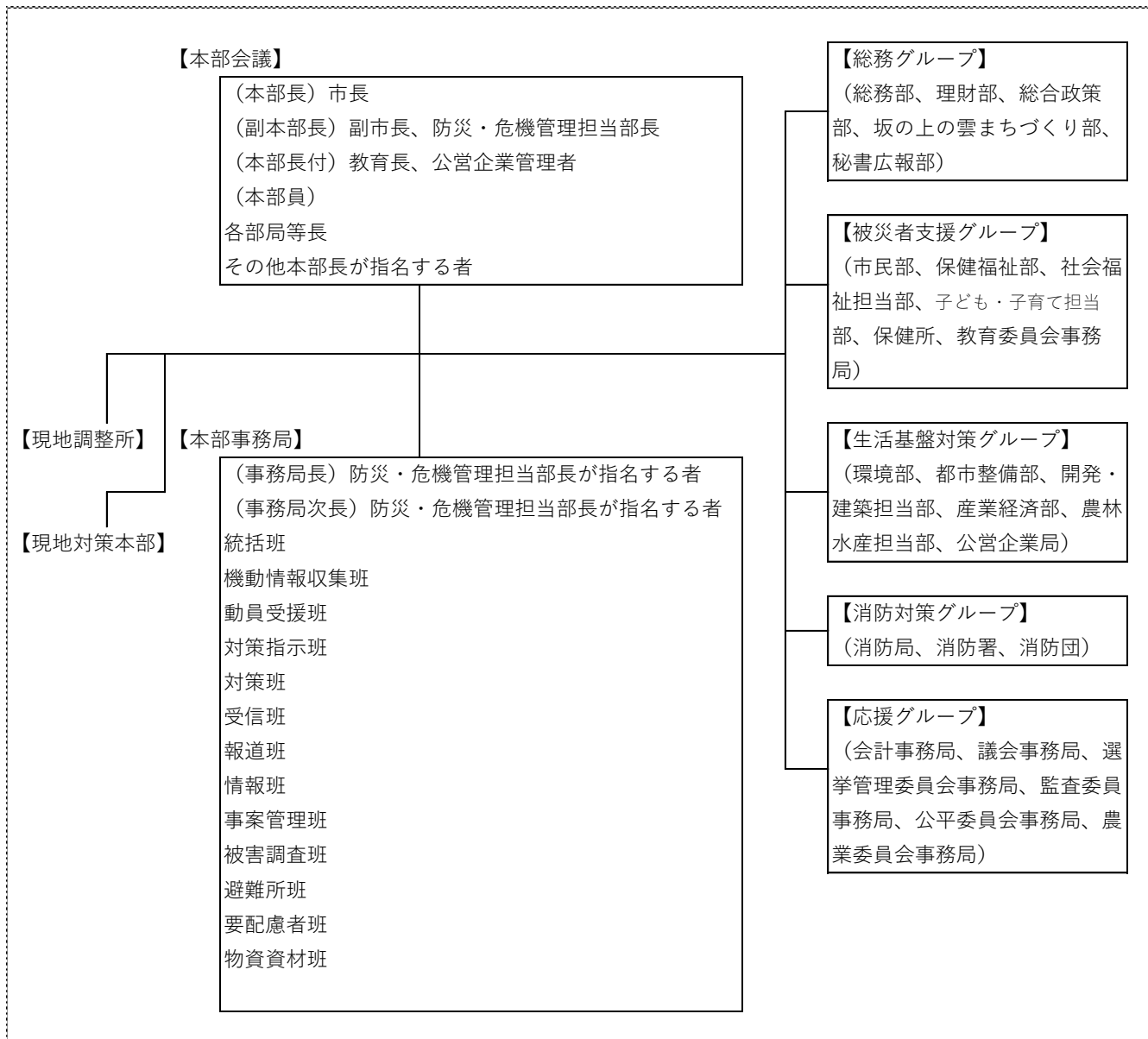
(2) 市対策本部を設置すべき市の指定の要請等

市長は、市が市対策本部を設置すべき市の指定が行われていない場合において、市における国民保護措置を総合的に推進するために必要があると認める場合には、知事を経由して内閣総理大臣に対し、市対策本部を設置すべき市の指定を行うよう要請する。

(3) 市対策本部の組織構成及び機能

市対策本部の組織構成及び各組織の機能は、以下のとおりとする。

【市対策本部の組織構成】



市対策本部における決定内容等を踏まえて、各部局長等において措置を実施するものとする（市対策本部連絡調整班には、各部から支援要員を派遣して、円滑な連絡調整を図る。）。

【事務局及びグループ機能の編成】

グループ	班・部	初動期	応急期	復旧期
本部事務局	統括班	<ul style="list-style-type: none"> ・事務局職員の動員に関すること ・本部の設置及び廃止に関すること ・本部長との連絡調整に関すること ・本部事務局各班からの情報の統括、分析及び予測並びに被害の全体像の把握に関すること ・警報の伝達に関すること ・開設する避難所の選定に関すること ・災害廃棄物処理総合調整本部との連絡調整に関すること ・内部資料（被害状況や対応状況等）の取りまとめ及び庁内の情報共有に関すること ・国（海上保安庁、自衛隊等）、県、協定事業者、中間支援組織等への支援要請及びそれらとの連絡調整に関すること ・リエゾン（現地情報連絡員）の派遣及び受入れに関すること ・事務分掌に定めのない事案への対応調整に関すること ・自主防災組織を通じての情報収集及び連絡調整に関すること ・市が行う国民保護措置に関する総合調整に関すること ・市現地対策本部及び現地調整所の設置指示に関すること ・避難実施要領の策定に関すること ・武力攻撃災害への対処の統合調整並びに、武力攻撃災害の防除及び軽減措置実施の指示に関すること ・応急公用負担に関すること ・避難実施要領の住民、関係機関への伝達に関すること 		
	機動情報収集班	<ul style="list-style-type: none"> ・武力攻撃災害が発生し又は発生するおそれのある地域への機動的な現地情報収集と統括班への報告及び警戒区域の設定に関すること 		
	動員受援班		<ul style="list-style-type: none"> ・職員の活動状況の把握に関すること ・部局間における職員応援体制に関すること ・国や他の自治体、協定事業者等からの人的・物的支援の受入調整に関すること ・特殊標章等の交付、管理に関すること 	
	対策指示班（特定被災箇所対応班）		<ul style="list-style-type: none"> ・受信した事案への対応部局及び対応内容の決定及び指示に関すること ・統括班との情報共有及び応急対策の方針に係る企画立案に関すること ・武力攻撃災害の規模に応じて特定被災箇所の選定及び応急復旧対策を実施する部局の決定に関すること ・災害応急対策の統括に関すること 	

対策班		<ul style="list-style-type: none"> ・対策指示班から指示のあった事案について応急対応の実施に関する事 ・応急対応の進捗管理と統括班への報告に関する事 ・事案管理班へ対応内容の報告に関する事
受信班	<ul style="list-style-type: none"> ・武力攻撃災害等の電話応対及び防災情報システムの入力に関する事 ・災害等連絡票の作成に関する事 ・対策指示班への取次ぎに関する事 	
報道班	<ul style="list-style-type: none"> ・定期的な報道資料の作成と公表に関する事 ・報道機関への対応に関する事 	
情報班	<ul style="list-style-type: none"> ・防災情報システムの機能確保及び情報収集のための通信手段の確保に関する事 ・関係機関のホームページ等からの防災関連情報、交通情報及びライフライン情報の収集に関する事 ・各部局等が収集した情報の集約に関する事 ・各種媒体を用いた緊急情報等の市民への情報伝達に関する事 	
事案管理班		<ul style="list-style-type: none"> ・対策班からの報告内容の防災情報システムへの入力に関する事 ・被害情報の集計及び集約に関する事 ・関係機関への報告資料の作成に関する事
(住家等)被害調査班		<p><企画調整チーム></p> <ul style="list-style-type: none"> ・住家等被害認定調査に関する事前準備、計画策定及び実施調整に関する事
		<p><調査チーム></p> <ul style="list-style-type: none"> ・住家等被害認定調査の実施に関する事
避難所班	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所の開設及び運営に係る調整に関する事 ・避難所開設状況等の防災情報システムへの入力に関する事 	
要配慮者班	<ul style="list-style-type: none"> ・避難行動要支援者の状況把握及び避難支援に関する事 ・警戒区域内の要配慮者利用施設への情報伝達に関する事 	
物資資材班	<ul style="list-style-type: none"> ・物資・資機材の調達・手配に関する事 ・指定避難所等への物資等の輸送に関する事 ・備蓄物資の防災情報システムへの入力に関する事 ・国民保護措置実施車両等の確保、配車に関する事 	

各部局等

共通事項	<ul style="list-style-type: none"> ・部局内職員の安否確認、活動状況の把握及び応援体制に関する事 ・部局内各課及び関係機関との連絡調整及び情報の集約並びに本部事務局との連絡調整に関する事
------	--

<p>こと</p> <ul style="list-style-type: none"> ・所管する施設等に係る警戒、被害状況把握、保全及び応急復旧に関すること ・所管する施設利用者の安全確保、避難等に関すること ・所管する業務に係る被害状況把握、被災者支援策の検討及び実施に関すること（支援金の給付、手数料の減免、証書類の再発行等） ・所管する事案の管理及び関連システムへの入力に関すること ・所管する業務の人的・物的支援の受入れに関すること ・避難所担当職員及び支所担当職員の配置に関すること（消防対策グループ及び応援グループを除く。） ・避難所の開設及び運営に関すること（特定職員のみ） ・住家等被害認定調査に関すること（特定職員のみ） ・武力攻撃災害で発生した土砂等の仮置き場の確保に関すること ・建設関係団体の協力要請に伴う運用に関すること ・本部長からの特命事項に関すること ・他部局等への応援協力又は応援要請に関すること 			
総務グループ	総務部		<ul style="list-style-type: none"> ・職員の配置に関すること ・職員の健康管理に関すること ・本部職員の食料、寝具等の確保に関すること ・本部の物品調達及経理に関すること ・応急食材、緊急資材、用品等の災害対応に係る物的資源の確保に関すること ・関連法令の解釈や例規の整備に関すること ・災害見舞及び視察の対応に関すること <ul style="list-style-type: none"> ・公務災害補償その他被災職員に対する給付に関すること ・災害復旧工事の請負に関すること
	理財部		<ul style="list-style-type: none"> ・市有車両の一括管理及び運用に関すること ・市有財産（普通財産）の緊急使用に関すること ・市有財産（普通財産）の被害調査及び応急対策に関すること ・庁舎内被災者の対応に関すること ・車両による武力攻撃災害の広報に関すること <ul style="list-style-type: none"> ・武力攻撃災害に伴う予算編成及び財政計画に関すること

総務グループ			と	・国等要望の取りまとめ、武力攻撃災害対応予算(財源)の確保及び取りまとめに関すること
	総合政策部 (防災・危機管理課を除く)	・各部の総合調整に関すること ・システム機能の確保に関すること ・全庁横断的に武力攻撃災害のデータが共有できる領域及び当該領域にアクセスできるネットワークの確保に関すること	・武力攻撃災害対応に係る新規拡充事業に関すること	・復興計画の立案に関すること
	坂の上の雲まちづくり部		・まちづくり協議会、町内会、自治会等を通じての情報収集及び連絡調整に関すること	
	秘書広報部		・本部長等の秘書に関すること ・武力攻撃災害に係る記録の収集に関すること	
被災者支援グループ	市民部	・管内の情報収集(現地調査を含む。)及び報告並びに本部との連絡調整に関すること		
	支所	・管内の避難者の把握に関すること	・義援金品の受付に関すること ・武力攻撃災害の相談に関すること ・応急対応に係る指示及び命令に関すること(島しょ部の支所に限る。)	・被災者台帳に関すること ・被災者の安否問合せに関すること
	保健福祉部	・高齢者等避難行動要支援者の避難対策に関すること	・医療機関への協力要請、医療機関との連絡調整に関すること ・ボランティアに関すること	・義援金品の配布に関すること ・義援金品配布委員会に関すること ・臨時保育所の開設に関すること
	社会福祉担当部 子ども・子育て担当部 保健所	・保育所及び幼稚園の子どもの避難に関すること	・日赤奉仕団その他社会福祉団体との連絡及び協力要請に関すること ・社会福祉施設等の被災状況の把握、とりまとめ、厚生労働省等への情報提供に関すること ・福祉避難所・救護所	・被災者の健康管理等に関すること ・健康診断及び予防接種に関すること ・健康診査及び健康相談に関すること ・感染症の予防に関すること ・医療救護に関するこ

被災者支援グループ	<p>保健福祉部</p> <p>社会福祉担当部</p> <p>子ども・子育て担当部</p> <p>保健所</p>	<ul style="list-style-type: none"> の開設及び運営管理に関すること ・民生委員を通じての情報収集及び連絡調整に関すること ・ひとり親家庭の調査援護に関すること ・生活保護受給家庭の調査援護に関すること ・軽微な医療薬剤及び資器材の確保に関すること ・飲料水用井戸等の衛生の確保に関すること ・遺体安置所及び遺体の埋火葬に関すること ・動物（犬猫等）の管理に関すること 	<p>と</p> <ul style="list-style-type: none"> ・健康被害者の情報の収集に関すること ・感染症患者の収容に関すること ・難病患者の避難対策に関すること ・防疫・消毒に関すること ・食品衛生監視及び指導に関すること ・飲料水等の水質検査に関すること
	<p>教育委員会事務局</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・分館有線放送を利用した災害広報に関すること ・児童及び生徒の避難及び安全確保に関すること 	<ul style="list-style-type: none"> ・公民館長及び分館長を通じての情報収集及び連絡調整に関すること
生活基盤対策グループ	<p>環境部</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・災害廃棄物処理計画（災害廃棄物処理総合調整本部）に関すること ・清掃業務に関すること ・清掃応援要請及び各種応援団体の掌握に関すること ・障害物の収集除去処 	<ul style="list-style-type: none"> ・有害物質の性状検知及び発生源の探求に関すること ・水質汚濁その他公害に係る調査、防止対策及び事故対策に関

生活基盤対策グループ	都市整備部 開発・建築担当部	<ul style="list-style-type: none"> ・道路、橋梁等の安全確保に関する事 ・港湾、漁港及び海岸の警戒防衛に関する事 ・潮位の情報連絡に関する事 ・河川水路の排水対策に関する事 	<ul style="list-style-type: none"> ・道路・海上の障害物の除去（道路啓開等）に関する事 ・交通規制等応急交通対策に関する事 ・交通関係機関との連絡調整に関する事 ・流出油災害対策（海上）に関する事 ・貯木及び在港船舶対策に関する事 ・車両による武力攻撃災害の広報に関する事 ・被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定に関する事 ・河川水路の障害物の除去に関する事 ・土石流、砂防の保全及び応急復旧に関する事 ・山崩れ、崖崩れ、地すべり等（農林水産に関するものは除く）の応急復旧に関する事 ※ただし、複合被害又は判別不能の場合は都市整備部が主体となる 	<ul style="list-style-type: none"> ・仮設道路等の建設に関する事 ・応急仮設住宅の建築及び住宅応急修理（統括）に関する事 ・市営住宅及び応急住宅等への入居に関する事 ・人員及び物資の海上輸送に関する事 ・仮設住宅の用地取得及び調整に関する事 ・開発行為及び宅地造成地の警戒及び調査に関する事 ・応急仮設住宅の建築及び住宅応急修理の設計監理に関する事
	産業経済部 農林水産担当部	<ul style="list-style-type: none"> ・漁業、農業施設及び造林、林業施設並びに農林水産物の災害対策に関する事 	<ul style="list-style-type: none"> ・農林水産物、家畜及び家きんの被害状況調査に関する事 ・農地、農道、林地及び林道の被害状況調査に関する事 ・農協、漁協等との連絡調整及び協力要請に関する事 	<ul style="list-style-type: none"> ・武力攻撃災害時協力企業との連絡に関する事 ・農道の障害物の除去（啓開）に関する事 ・非常用生鮮食料品の集荷確保に関する事

	<p>産業経済部</p> <p>農林水産担当部</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・農地の排水に関する こと ・農地崩壊による応急 復旧に関すること ・在住外国人又は外国 人観光客への情報伝 達に関すること 	
<p>生活基盤対策グループ</p>	<p>公営企業局</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・応急給水に関すること ・下水道（公共下水道及び農業集落排水処理施設をいう。）の排水対策に関すること ・職員の配置に関する こと ・上下水道に係る情報 の収集及び整理に関 すること ・取水及び送配水系統 の調整に関すること ・上下水道関係機関や 事業者との連絡調整 及び応援要請に関す ること ・車両による武力攻撃 災害の広報に関する こと ・上下水道の障害物の 除去に関すること 	<ul style="list-style-type: none"> ・上下水道に係る契約 の締結、予算措置、 補償の査定及び支払 いに関すること ・水質の管理に関する こと
<p>消防対策グループ</p>	<p>消防局</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・武力攻撃災害の警戒の広報に関する こと ・危険物及び高圧ガスの保安に関する こと ・消防活動に関すること ・行方不明者の捜索、指示に関するこ と ・医療機関等との連絡調整に関するこ と ・消防隊の出動指令に関すること ・消防無線の運用及び統制に関するこ と ・災害時の通信に関すること ・広域消防相互応援（緊急消防援助隊 によるものを含む。）の受援に関す 	

消防対策グループ	消防署	<ul style="list-style-type: none"> ・危険区域等の巡視警戒及び応急対策に関すること ・警戒区域の設定に関すること ・消防法による火災警戒区域又は消防警戒区域の設定に関すること ・武力攻撃災害の警戒及び防御活動に関すること ・人命救助及び救急活動に関すること ・行方不明者の捜索に関すること ・避難に関すること ・防災資機材の輸送配給に関すること ・情報の収集及び伝達に関すること ・車両による武力攻撃災害の広報に関すること
	消防団	<ul style="list-style-type: none"> ・本部事務局との連絡に関すること ・団員の動員に関すること ・武力攻撃災害の現場活動に関すること ・避難者の誘導に関すること
応援グループ	会計事務局 議会事務局 選挙管理委員会事務局 監査委員事務局 公平委員会事務局 農業委員会事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・議員との連絡調整に関すること（議会事務局のみ） ・本部の特命事項に関すること ・他部局等の応援協力に関すること

（４）市対策本部における広報等

市は、武力攻撃事態等において、情報の錯綜等による混乱を防ぐために、住民に適時適切な情報提供や行政相談を行うため、市対策本部における広報広聴体制を整備する。

【市対策本部における広報体制】

①広報責任者の設置

武力攻撃事態等において住民に正確かつ積極的に情報提供を行うため、報道班に広報を一元的に行う「広報責任者」を設置する。

②広報手段

広報紙、テレビ・ラジオ放送、記者会見、問合せ窓口の開設、インターネット、ホームページ、車両広報など様々な広報手段を活用し、住民等に迅速に提供できる体制を整備する。

③留意事項

- ア 広報の内容は、事実に基づく正確な情報であることとし、また、広報の時機を逸することのないよう迅速に対応する。
- イ 市対策本部において重要な方針を決定した場合など、広報する情報の重要性等に応じて、市長自ら記者会見を行う。
- ウ 県と連携した広報体制を構築する。

(5) 市現地対策本部の設置

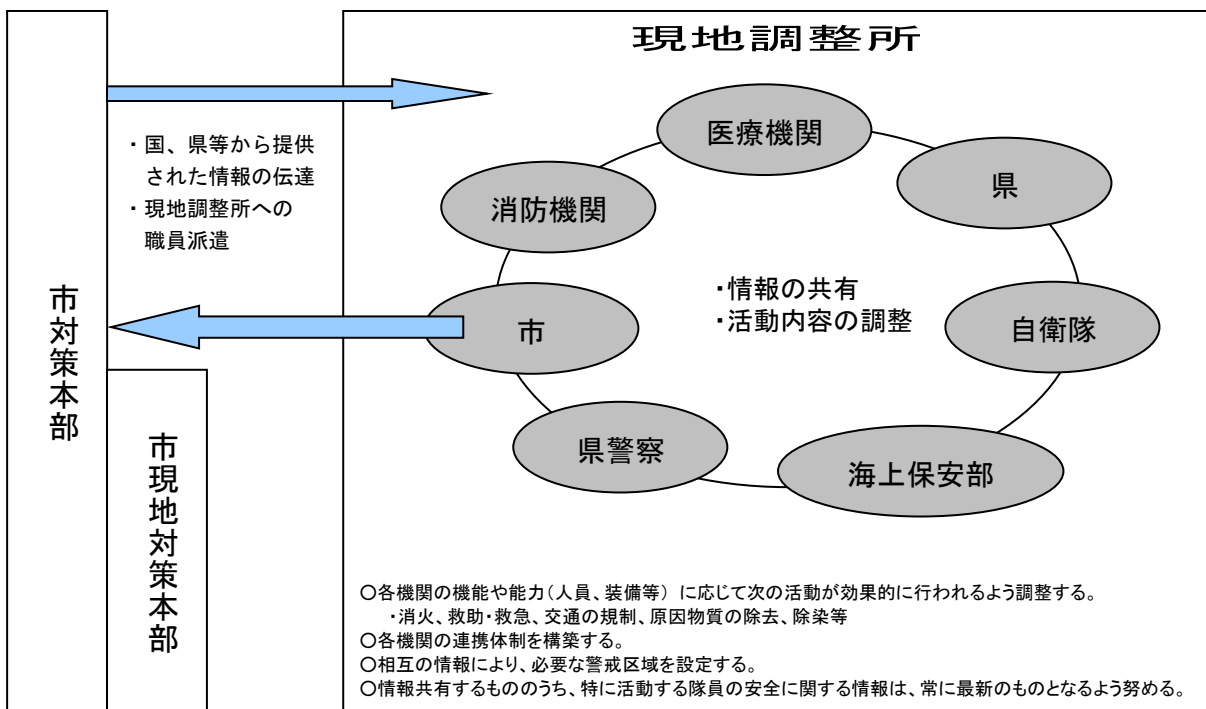
市長は、被災現地における国民保護措置の的確かつ迅速な実施並びに国、県等の対策本部との連絡及び調整等のため現地における対策が必要であると認めるときは、市対策本部の事務の一部を行うため、市現地対策本部を設置する。

市現地対策本部長や市現地対策本部員は、市対策副本部長、市対策本部員その他の職員のうちから市対策本部長が指名する者をもって充てる。

(6) 現地調整所の設置

市長は、武力攻撃による災害が発生した場合、その被害の軽減し、及び現地において措置に当たる要員の安全を確保するため、現場における関係機関（県、消防機関、県警察、海上保安部、自衛隊、医療機関等）の活動を円滑に調整する必要があると認めるときは、現地調整所を設置し（又は関係機関により現地調整所が設置されている場合は職員を派遣し）、関係機関との情報共有及び活動調整を行う。

【現地調整所の組織編成】



【現地調整所の性格等】

- ①現地調整所は、現場に到着した関係機関が原則として各々の付与された権限の範囲内において情報共有や活動調整を行い、現場における連携した対応を可能とするために設置するものである（例えば、典型的な場面として、避難実施要領に基づく避難誘導の実施に関して、関係機関による連携した活動が行われるように現地調整所で調整を行うことが考えられる。）。
 - ②現地調整所は、事態発生現場において現場の活動の便宜のために機動的に設置することから、あらかじめ決められた一定の施設や場所に置かれるのではなく、むしろ、現場の活動上の便宜から最も適した場所に、テント等を用いて設置することが一般である。
 - ③現地調整所においては、現場レベルにおける各機関の代表者が、定時又は随時に会合を開くことで連携の強化を図ることが必要である。
 - ④現地調整所の設置により、市は、消防機関による消火活動及び救助・救急活動の実施及び退避の指示、警戒区域の設定等の権限行使を行う際に、その判断に資する情報収集を行うことにより、現場での関係機関全体の活動を踏まえた国民保護措置の実施や権限を行使することが可能となる。また、現地調整所における最新の情報を、各現場で活動する職員で共有させ、その活動上の安全の確保に生かすことが可能となる。
 - ⑤現地調整所については、必要と判断した場合には、国民保護措置を総合的に推進する役割を担う市が積極的に設置することが必要であるが、他の対処に当たる機関が既に設置している場合には、市の職員を積極的に参画させることが必要である（現場に先着した関係機関が先に設置することもあり得るが、その場合においても、市は、関係機関による連携が円滑に行われるよう、主体的に調整に当たるものとする。）。
- (注) 現地調整所で調整する関係機関のメンバーをあらかじめ定めることは、困難であるが、市は、国民保護協議会や訓練を通じて、その運用の手順等について、意見交換を行うことが重要である。

(7) 市対策本部長の権限

市対策本部長は、その区域における国民保護措置を総合的に推進するため、各種の国民保護措置の実施に当たっては、次に掲げる権限を適切に行使して、国民保護措置の的確かつ迅速な実施を図る。

①市の区域内の国民保護措置に関する総合調整

市対策本部長は、市の区域に係る国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、市が実施する国民保護措置に関する総合調整を行う。

②県対策本部長に対する総合調整の要請

市対策本部長は、特に必要があると認めるときは、県対策本部長に対して、県並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する国民保護措置に関して所要の総合調整を行うよう要請する。また、市対策本部長は、県対策本部長に対して、国の対策本部長が指定行政機関及び指定公共機関が実施する国民保護措置に関する総合調整を行うよう要請することを求める。

この場合において、市対策本部長は、総合調整を要請する理由、総合調整に関係する機関等、要請の趣旨を明らかにする。

③情報の提供の求め

市対策本部長は、県対策本部長に対し、市の区域に係る国民保護措置の実施に関し総合調整を行うため必要があると認めるときは、必要な情報の提供を求める。

④国民保護措置に係る実施状況の報告又は資料の求め

市対策本部長は、総合調整を行うに際して、当該総合調整の関係機関に対し、市の区域に係る国民保護措置の実施の状況について報告又は資料の提出を求める。

⑤市教育委員会に対する措置の実施の求め

市対策本部長は、市教育委員会に対し、市の区域に係る国民保護措置を実施するため必要な限度において、必要な措置を講ずるよう求める。

この場合において、市対策本部長は、措置の実施を要請する理由、要請する措置の内容等、当該求めの趣旨を明らかにして行う。

(8) 市対策本部の廃止

市長は、内閣総理大臣から、総務大臣（消防庁）及び知事を経由して市対策本部を設置すべき市の指定の解除の通知を受けたときは、遅滞なく、市対策本部を廃止する。

(9) 合同対策協議会について

市長は、政府現地対策本部長により、政府現地対策本部と関係地方公共団体の国民保護対策本部等による武力攻撃事態等合同対策協議会が開催された場合には、国民保護措置に関する情報を交換し、それぞれの実施する国民保護措置について相互に協力するものとする。

2 通信の確保

(1) 情報通信手段の確保

市は、携帯電話、衛星携帯電話、移動系市防災行政無線等の移動系通信回線若しくはインターネット、L GWAN（総合行政ネットワーク）、防災行政無線等の固定系通信回線の利用又は臨時回線の設定等により、市対策本部と市現地対策本部、現地調整所、要避難地域、避難先地域等との間で国民保護措置の実施に必要な情報通信手段を確保する。加えて、必要に応じアマチュア無線等の協力も得るものとする。

(2) 情報通信手段の機能確認

市は、必要に応じ、情報通信手段の機能確認を行うとともに、支障が生じた情報通信施設の応急復旧作業を行うこととし、そのための要員を直ちに現場に配置する。また、直ちに総務省にその状況を連絡する。

(3) 通信集中により生じる混信等の対策

市は、武力攻撃事態等における通信集中により生ずる混信等の対策のため、必要に応じ、通信運用の指揮要員等を避難先地域等に配置し、自ら運用する無線局等の通信統制等を行うなど通信を確保するための措置を講ずるよう努める。

第3章 関係機関相互の連携

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国、県、他の市町、指定公共機関及び指定地方公共機関その他関係機関と相互に密接に連携することとし、それぞれの関係機関との連携を円滑に進めるために必要な事項について、以下のとおり定める。

1 国・県の対策本部との連携

(1) 国・県の対策本部との連携

市は、県の対策本部及び、県を通じ国の対策本部と各種の調整や情報共有を行うこと等により密接な連携を図る。

(2) 国・県の現地対策本部との連携

市は、国・県の現地対策本部が設置された場合は、連絡員を派遣すること等により、当該本部と緊密な連携を図る。また、運営が効率的であると判断される場合には、必要に応じて、県・国と調整の上、共同で現地対策本部を設置し、適宜情報交換等を行うとともに、共同で現地対策本部の運用を行う。

また、国の現地対策本部長が武力攻撃事態等合同対策協議会を開催する場合には、当該協議会へ参加し、国民保護措置に関する情報の交換や相互協力に努める。

2 知事、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長等への措置要請等

(1) 知事等への措置要請

〔法第 16 条〕

市は、市の区域における国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、知事その他県の執行機関（以下「知事等」という。）に対し、その所掌事務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行う。この場合において、市は、要請する理由、活動内容等をできる限り具体的に明らかにして行う。

(2) 知事に対する指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への措置要請〔法第 16 条〕

市は、市の区域における国民保護措置の求めを的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは、知事等に対し、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への要請を行うよう求める。

(3) 指定公共機関、指定地方公共機関への措置要請

〔法第 21 条〕

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、関係する指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、その業務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行う。この場合において、市は、当該機関の業務内容に照らし、要請する理由や活動内容等をできる限り明らかにする。

3 自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等

〔法第 20 条〕

- ①市長は、国民保護措置を円滑に実施するため必要があると認めるときは、知事に対し、自衛隊の部隊等の派遣の要請を行うよう求める（国民保護等派遣）。また、通信の途絶等により知事に対する自衛隊の部隊等の派遣の要請の求めができない場合は、努めて市の区域を担当区域とする地方協力本部長又は市の協議会委員たる隊員を通じて、陸上自衛隊にあつては市の区域を担当区域とする中部方面特科隊、海上自衛隊にあつては市の区域を警備区域とする呉地方総監、航空自衛隊にあつては市の区域を担当区域とする西部航空方面隊司令官等を介し、防衛大臣に連絡する。
- ②市長は、国民保護等派遣を命ぜられた部隊のほか、防衛出動及び治安出動（内閣総理大臣の命令に基づく出動（自衛隊法第 78 条）及び知事の要請に基づく出動（自衛隊法第 81 条））により出動した部隊とも、市対策本部及び現地調整所において緊密な意思疎通を図る。

4 他の市町長等に対する応援の要求、事務の委託

（1）他の市町長等への応援の要求

〔法第 17 条〕

- ①市長等（市長その他の執行機関）は、国民保護措置を実施するため、必要があると認めるときは、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにした上で、他の市町長等（市町長その他の執行機関）に対して応援を求める。
- ②応援を求める市町との間であらかじめ相互応援協定等が締結されている場合には、その相互応援協定等に基づき応援を求める。

（2）県への応援の要求

〔法第 18 条〕

市長等（市長その他の執行機関）は、国民保護措置を実施するため、必要があると認めるときは、知事等に対し応援を求める。この場合、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにする。

（3）事務の一部の委託

〔法第 19 条〕

- ①市が、国民保護措置の実施のため、事務の全部又は一部を他の地方公共団体に委託するときは、平素からの調整内容を踏まえ、以下の事項を明らかにして委託を行う。
- ・委託事務の範囲並びに委託事務の管理及び執行の方法
 - ・委託事務に要する経費の支弁の方法その他必要な事項
- ②他の地方公共団体に対する事務の委託を行った場合、市は、上記事項を公示するとともに、県に届け出る。
- また、事務の委託又は委託に係る事務の変更若しくは事務の廃止を行った場合は、市長は、その内容を速やかに議会に報告する。

5 指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請

〔法第 151 条、第 152 条〕

①市は、国民保護措置の実施のため必要があるときは、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は特定指定公共機関（指定公共機関である特定独立行政法人をいう。）に対し、当該機関の職員の派遣の要請を行う。また、必要があるときは、地方自治法〔第 252 条の 17〕の規定に基づき、他の地方公共団体に対し、当該地方公共団体の職員の派遣を求める。

②市は、①の要請を行うときは、県を経由して行う。ただし、人命の救助等のために特に緊急を要する場合は、直接要請を行う。また、当該要請等を行っても必要な職員の派遣が行われない場合などにおいて、国民保護措置の実施のため必要があるときは、県を経由して総務大臣に対し、①の職員の派遣について、あつせんを求める。

6 市の行う応援等

（1）他の市町に対して行う応援等

〔法第 17 条、第 19 条〕

①市は、他の市町から応援の求めがあった場合には、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。

②他の市町から国民保護措置に係る事務の委託を受けた場合、市長は、所定の事項を議会に報告するとともに、市は、公示を行い県に届け出る。

（2）指定公共機関又は指定地方公共機関に対して行う応援等

〔法第 21 条〕

市は、指定公共機関又は指定地方公共機関の行う国民保護措置の実施について労務、施設、設備又は物資の確保についての応援を求められた場合には、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。

7 ボランティア団体等に対する支援等

（1）自主防災組織等に対する支援

〔法第 4 条〕

市は、自主防災組織による警報の内容の伝達、自主防災組織や自治会長等の地域のリーダーとなる住民による避難住民の誘導等の実施に関する協力について、その安全を十分に確保し、適切な情報の提供や活動に対する資材の提供等により、自主防災組織に対する必要な支援を行う。

(2) ボランティア活動への支援等

[法第4条]

市は、武力攻撃事態等におけるボランティア活動に際しては、その安全を十分に確保する必要があることから、武力攻撃事態等の状況を踏まえ、その可否を判断する。

また、市は、安全の確保が十分であると判断した場合には、県と連携して、ボランティア関係団体等と相互に協力し、被災地又は避難先地域におけるニーズや活動状況の把握、ボランティアへの情報提供、ボランティアの生活環境への配慮、臨時に設置されるボランティアセンター等における登録・派遣調整等の受入体制の確保等に努め、その技能等の効果的な活用を図る。

(3) 民間からの救援物資の受入れ

市は、県や関係機関等と連携し、国民、企業等からの救援物資について、受入れを希望するものを把握し、また、救援物資の受入れ、仕分け、避難所への配送等の体制の整備等を図る。

8 市民への協力要請

市は、国民保護法の規定により、次に掲げる措置を行うために必要があると認める場合には、住民に対し、必要な援助についての協力を要請する。この場合において、要請を受けて協力する者の安全の確保に十分に配慮する。

- ・避難住民の誘導 [法第70条]
- ・避難住民等の救援 [法第80条]
- ・消火、負傷者の搬送、被災者の救助その他の武力攻撃災害への対処に関する措置 [法第115条]
- ・保健衛生の確保 [法第123条]

第4章 警報及び避難の指示等

市は、武力攻撃事態等において、住民の生命、身体及び財産を保護するため、警報の内容の迅速かつ的確な伝達及び通知を行うことが極めて重要であることから、警報の伝達及び通知等に必要な事項について、以下のとおり定める。

第1 警報の伝達等

1 警報の内容の伝達及び通知

(1) 警報の内容の伝達 〔法第47条〕

①市長は、知事から警報の内容の通知を受けた場合には、あらかじめ定められた伝達方法（伝達先、手段、伝達順位）により、速やかに住民及び関係のある公私の団体（消防団、社会福祉協議会、農業協同組合、漁業協同組合、森林組合、商工会議所、商工会、青年会議所、病院、学校など）に警報の内容を伝達する。

(2) 警報の内容の通知 〔法第47条〕

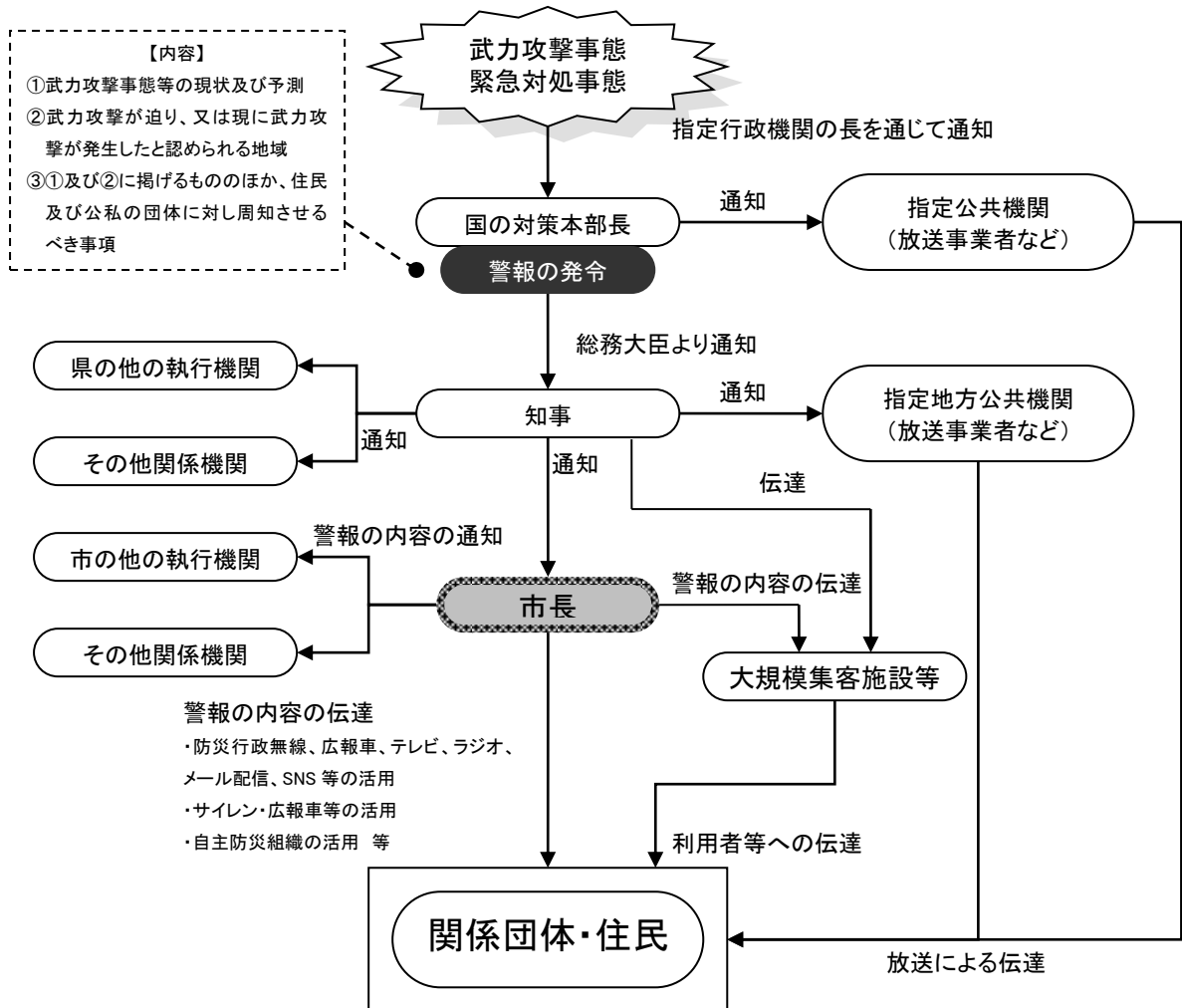
①市長は、市の他の執行機関その他の関係機関に対し、警報の内容を通知する。
②市は、警報が発令された旨の報道発表については速やかに行うとともに、市のホームページに警報の内容を掲載する。

2 警報の内容の伝達方法

警報の内容は、緊急情報ネットワークシステム（Em-net）、全国瞬時警報システム（J-ALERT）等を活用し、地方公共団体に伝達される。市長は、全国瞬時警報システム（J-ALERT）と連携している情報伝達手段等により、情報を伝達する。

※全国瞬時警報システム（J-ALERT）によって、情報伝達されなかった場合においては、緊急情報ネットワークシステム（Em-net）によって伝達された情報をホームページ等に掲載する等により、周知を図る。

【警報の通知・伝達の仕組み】



※国による警報の発令等〔法第44条、第45条〕

国の対策本部長は、武力攻撃から国民の生命、身体又は財産を保護するため緊急の必要があると認めるときは、基本指針及び対処基本方針で定めるところにより、警報を発令することとされている。

警報を発令した旨の通知を受けた総務大臣は、直ちにその内容を知事に通知することとされている。

※知事による警報の通知〔法第46条〕

知事は、総務大臣から警報の通知を受けたときは、直ちにその内容を当該区域内の市町村長、他の執行機関、知事が指定した指定地方公共機関その他の関係機関に通知することとされている。

2 警報の内容の伝達方法

①警報の内容は、緊急情報ネットワークシステム（Em-net）、全国瞬時警報システム（J-ALERT）等を活用し、地方公共団体に伝達される。市長は、全国瞬時警報システム（J-ALERT）と連携している情報伝達手段等により、原則として以下の要領により情報を伝達する。

ア 「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に市が含まれる場合

この場合においては、原則として、防災行政無線で国が定めたサイレンを最大音量で吹鳴して住民に注意喚起した後、武力攻撃事態等において警報が発令された事実等を周知する。

弾道ミサイル攻撃のように対処に時間的余裕がない事態等においては、全国瞬時警報システム（J-ALERT）により、瞬時に国から警報の内容が送信されるため、防災行政無線等を活用して迅速に住民へ警報を伝達する。

イ 「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に市が含まれない場合

a この場合においては、原則として、サイレンは使用せず、防災行政無線やホームページへの掲載をはじめとする手段により、周知を図る。

b なお、市長が特に必要と認める場合には、サイレンを使用して住民に周知を図る。

また、広報車の使用、消防団や自主防災組織による伝達などの方法も活用する。

※ 全国瞬時警報システム（J-ALERT）によって情報が伝達されなかった場合においては、緊急情報ネットワークシステム（Em-net）によって伝達された情報をホームページ等に掲載する等により、周知を図る。

②市長は、消防機関と連携し、あるいは自主防災組織等の自発的な協力を得ることなどにより、各世帯等に警報の内容を伝達することができるよう、体制を整備する。

この場合において、情報伝達部は、保有する車両・装備を有効に活用し、巡回等による伝達を行うとともに、消防団は、平素からの地域との密接なつながりを生かし、自主防災組織、町内会や避難行動要支援者等への個別の伝達を行うなど、それぞれの特性を生かした効率的な伝達が行われるように配慮する。

また、市は、県警察の交番、駐在所、パトカー等の勤務員による拡声機や標示を活用した警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、県警察と緊密な連携を図る。

③警報の内容の伝達においては、特に、高齢者、障がい者、外国人等の要配慮者に対する伝達に配慮するものとし、具体的には、避難行動要支援者について、防災・福祉部局との連携の下で、避難行動要支援者名簿を活用するなど、避難行動要支援者に迅速に正しい情報が伝達され、避難などに備えられるような体制の整備に努める。

④警報の解除の伝達については、武力攻撃予測事態及び武力攻撃事態の双方において、原則として、サイレンは使用しないこととする（その他は警報の発令の場合と同様とする。）。

3 緊急通報の伝達及び通知

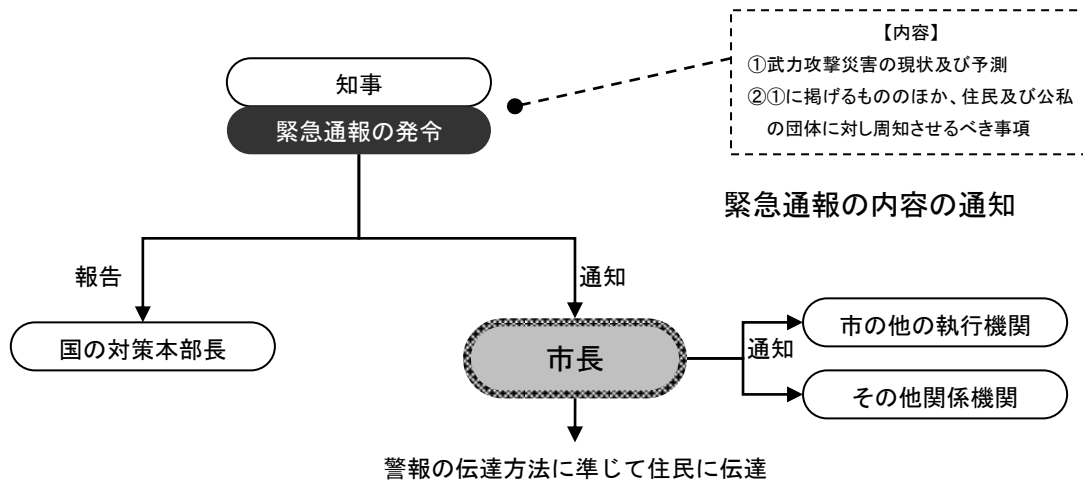
[法第 100 条]

緊急通報の住民や関係機関への伝達・通知方法については、原則として警報の伝達・通知方法と同様とする。

市長は、知事から緊急通報の通知を受けたときは、警報の伝達に準じて、緊急通報の内容を広く伝達・通知する。

緊急通報の伝達・通知の仕組みは以下のとおり。

【緊急通報の発令・通知・伝達】



※知事による緊急通報の発令等 [法第 99 条、第 100 条]

知事は、武力攻撃災害が発生し、又は正に発生しようとしている場合において、武力攻撃災害による市民の生命、身体又は財産に対する危険を防止するため緊急の必要があると認めるときは、緊急通報を発令することとされている。

知事は、緊急通報を発令したときは、直ちにその内容を当該区域内の市町長、他の執行機関並びに関係指定公共機関及び指定地方公共機関に通知することとされている。

第2 避難住民の誘導等

市長は、知事から避難の指示の通知を受けた場合、避難実施要領を作成し、避難住民の誘導を行うこととなる。市が住民の生命、身体、財産を守るための責務の中でも非常に重要なプロセスであることから、避難の指示の住民等への通知・伝達及び避難住民の誘導について、以下のとおり定める。

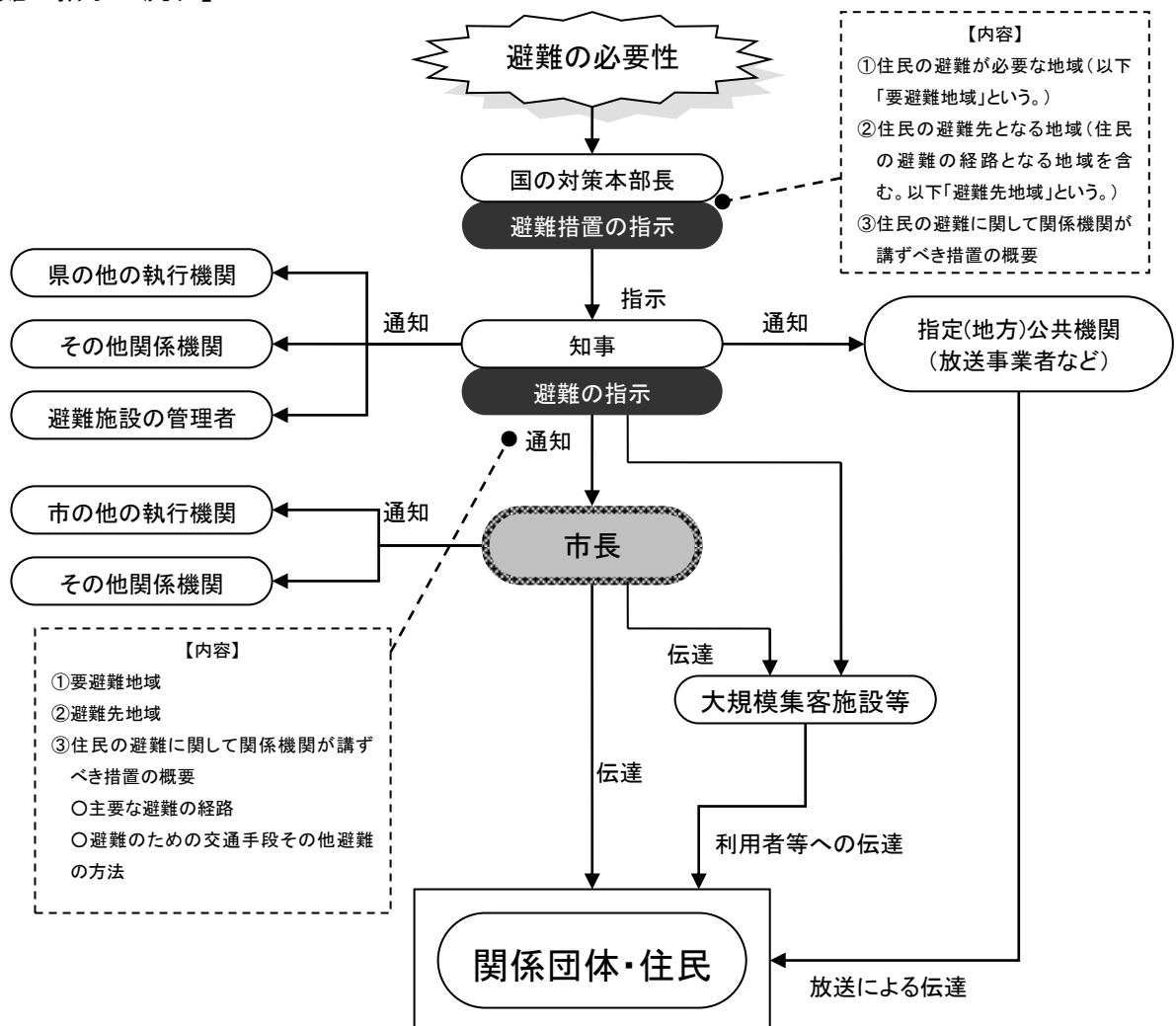
1 避難の指示の通知・伝達

①市長は、知事が迅速かつ的確に避難の指示を行えるよう事態の状況を踏まえ、被災情報や現場における事態に関する情報、避難住民数、避難誘導の能力等の状況について、収集した情報を迅速に県に提供する。

[法第54条]

②市長は、知事による避難の指示が行われた場合には、警報の内容の伝達に準じて、その内容を、住民に対して迅速に伝達する。

【避難の指示の流れ】



※国による避難措置の指示〔法第 52 条〕

国の対策本部長は、警報を発令した場合において、住民の避難が必要であると認めるときは、総務大臣を経由して、関係都道府県知事に対し、直ちに、所要の住民の避難に関する措置を講ずべきことを指示することとされている。

※県による避難の指示の通知〔法第 54 条〕

避難措置の指示を受けたときは、要避難地域を管轄する知事は、要避難地域を管轄する市町長を経由して、当該要避難地域の住民に対し、避難を指示することとされている。

2 避難実施要領の策定

(1) 避難実施要領の策定

〔法第 61 条〕

市長は、避難の指示の通知を受けた場合は、直ちに、あらかじめ策定した避難実施要領のパターンを参考にしつつ、避難の指示の内容に応じた避難実施要領の案を作成するとともに、当該案について、各執行機関、消防機関、県、県警察、海上保安部、自衛隊等の関係機関の意見を聴いた上で、迅速に避難実施要領を策定する。

その際、避難実施要領の通知・伝達が避難の指示の通知後速やかに行えるようその迅速な作成に留意する。

また、避難の指示の内容が修正された場合又は事態の状況が変化した場合には、直ちに、避難実施要領の内容を修正する。

【避難実施要領に定める事項（法定事項）】

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">・避難の経路、避難の手段その他避難の方法に関する事項・避難住民の誘導の実施方法、避難住民の誘導に係る関係職員の配置その他避難住民の誘導に関する事項・その他避難の実施に関し必要な事項 |
|--|

【避難実施要領の策定の留意点について】

避難実施要領は、避難誘導に際して、活動に当たる様々な関係機関が共通の認識の下で避難を円滑に行えるようにするために策定するものであり、県計画に記載されている市の計画作成の基準の内容に沿った記載を行うことが基本である。ただし、緊急の場合には、時間的な余裕がないことから、事態の状況等を踏まえて、法定事項を箇条書きにするなど、避難実施要領を簡潔な内容のものとする場合もあり得る。

【県計画における「市の計画作成の基準」としての避難実施要領の項目】

- ①要避難地域及び避難住民の誘導の実施単位
- ②避難先
- ③一時集合場所及び集合方法
- ④集合時間
- ⑤集合に当たっての留意事項

- ⑥避難の手段及び避難の経路
- ⑦市職員、消防職団員の配置等
- ⑧自主防災組織等の活用
- ⑨高齢者、障がい者、外国人その他特に配慮を要する者への対応
- ⑩要避難地域における残留者の確認
- ⑪避難誘導中の食料等の支援
- ⑫避難住民の携行品、服装
- ⑬避難誘導から離脱してしまった際の緊急連絡先等

(2) 避難実施要領の策定の際における考慮事項

避難実施要領の策定に際しては、以下の点に考慮する。

- ①避難の指示の内容の確認
(地域ごとの避難の時期、優先度、避難の形態)
- ②事態の状況の把握 (警報の内容や被災情報の分析)
(特に、避難の指示以前に自主的な避難が行われる状況も勘案)
- ③避難住民の概数把握
- ④誘導の手段の把握 (屋内退避、徒歩による移動避難、長距離避難 (運送事業者である指定地方公共機関等による運送))
- ⑤輸送手段の確保の調整、県との役割分担、運送事業者との連絡網、一時避難場所の選定 (※ 輸送手段が必要な場合)
- ⑥避難行動要支援者の避難方法の決定 (避難行動要支援者名簿、避難行動要支援者支援班の設置)
- ⑦避難経路や交通規制の調整 (具体的な避難経路、県警察との避難経路の選定・自家用車等の使用に係る調整、道路の状況に係る道路管理者との調整)
- ⑧職員の配置 (各地域への職員の割当て、現地派遣職員の選定)
- ⑨関係機関との調整 (現地調整所の設置、連絡手段の確保)
- ⑩自衛隊及び米軍の行動と避難経路や避難手段の調整 (県対策本部との調整、国の対策本部長による利用指針を踏まえた対応)

【国の対策本部長による利用指針の調整】

自衛隊や米軍の行動と国民保護措置の実施について、道路、港湾施設、飛行場施設等における利用のニーズが競合する場合には、市長は、国の対策本部長による「利用指針」の策定に係る調整が開始されるように、県を通じて、国の対策本部に早急に現場の状況等を連絡する。

この場合において、市長は、県を通じた国の対策本部長による意見聴取 (武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律第 6 条第 3 項等) 及び国の対策本部長からの情報提供の求め (同条第 4 項等) に適切に対応できるよう、避難の現状、施設の利用の必要性や緊急性等について、市の意見や関連する情報をまとめる。

(3) 避難実施要領の内容の伝達等

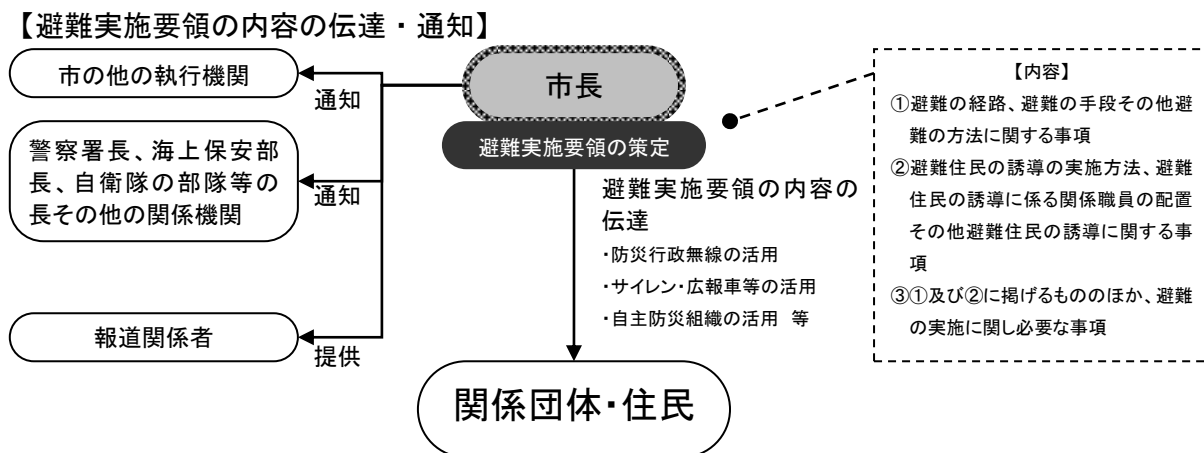
市長は、避難実施要領を策定後、直ちに、その内容を、住民及び関係のある公私の団体に伝達する。その際、住民に対しては、防災行政無線、ホームページ、広報車等の活用、消防団や自主防災組織による伝達など、警報の内容の伝達に準じた方法により伝達する。

なお、住民に対しては、迅速な対応が取れるよう、各地域の住民に関係する情報を的確に伝達するように努める。

また、県警察の交番、駐在所、パトカー等の勤務員による拡声機や標示を活用した情報の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、県警察と緊密な連携を図る。

この場合において、市長は、避難実施要領の内容を直ちに市の他の執行機関、警察署長、海上保安部長及び自衛隊並びにその他の関係機関に通知する。

さらに市長は、報道関係者に対して、避難実施要領の内容を提供する。



3 避難住民の誘導

[法第 62 条]

(1) 市長による避難住民の誘導

市長は、避難実施要領で定めるところにより、市の職員並びに消防局長及び消防団長を指揮し、避難行動要支援者に配慮しつつ、避難住民を誘導する。その際、避難実施要領の内容に沿って自治会、町内会、学校、事業所等を単位として誘導を行う。ただし、緊急の場合には、この限りではない。

また、市長は、避難実施要領に沿って、避難経路の要所要所に職員を配置して、各種の連絡調整に当たらせるとともに、行政機関の車両や案内板を配置して、誘導の円滑化を図る。

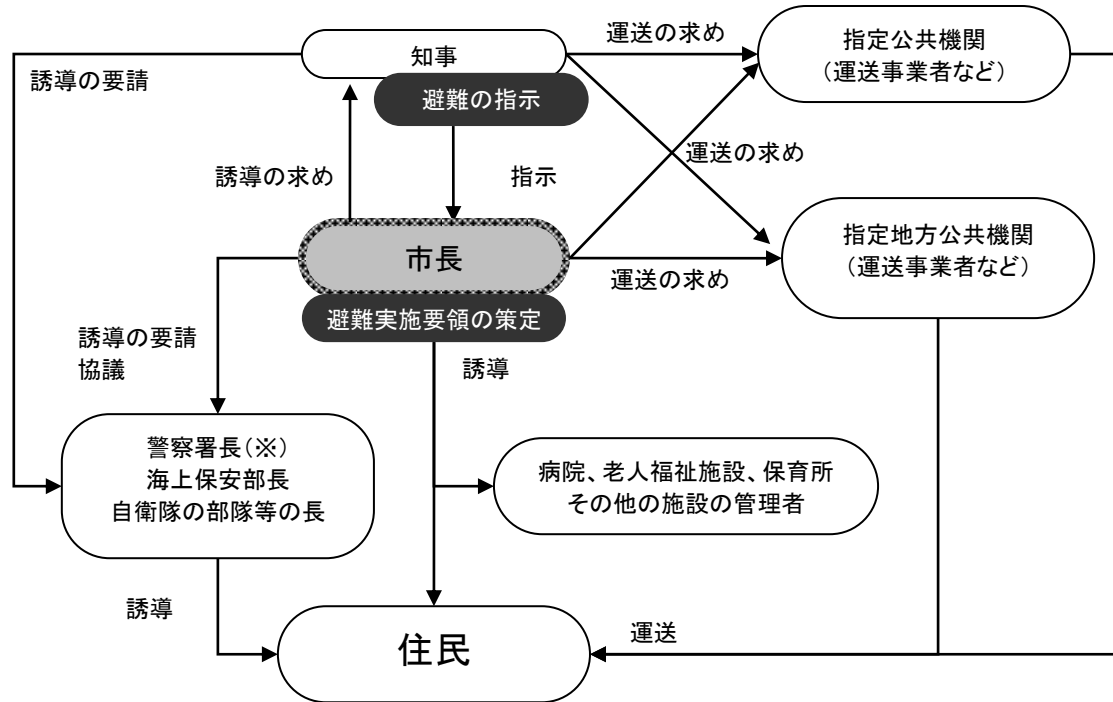
職員には、住民に対する避難誘導活動への理解や協力を得られるよう、毅然とした態度での活動を徹底させ、防災服、腕章、旗、特殊標章等を携行させる。

なお、夜間では、暗闇の中における視界の低下により人々の不安も一層高まる傾向にあることから、避難誘導員が、避難経路の要所要所において、夜間照明（投光器具、車

のヘッドライト等)を配備するなど住民の不安軽減のため必要な措置を講ずる。

市長、市の職員、消防局長及び消防団長並びに消防職員及び消防団員は、避難経路となる場所に避難の障害となるような物件を設置している者や避難の流れに逆行する者等に対して、必要な警告又は指示を行う。

【避難誘導の流れ】



※知事は、県警察本部長に対し要請する。

(2) 消防機関の活動

消防局及び消防署は、消火活動及び救助・救急活動の状況を勘案しつつ、市長の定める避難実施要領に基づき、要所に消防車両等を配置し、車載の拡声器を活用する等効果的な誘導を実施するとともに、避難行動要支援者の人員輸送車両等による運送を行う等保有する装備を有効活用した避難住民の誘導を行う。

消防団は、消防局及び消防署と連携し、消火活動及び救助・救急活動を行うとともに、自主防災組織、町内会等の協力を得て、避難住民の誘導に当たるものとする。また、避難行動要支援者に関する情報の確認や要避難地域内残留者の確認等を担当する等地域とのつながりを生かした活動を行う。

(3) 避難誘導を行う関係機関との連携

[法第 63 条、第 64 条、第 66 条]

市長は、避難実施要領の内容を踏まえ、市の職員及び消防機関のみでは十分な対応が困難であると認めるときは、警察署長、海上保安部長又は自衛隊法第 76 条第 1 項、第 78 条第 1 項若しくは第 81 条第 2 項の規定により出動を命ぜられた自衛隊の部隊等のうち国民の保護のための措置の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等若しくは同法第 77 条の 4 第 1 項の規定により派遣を命ぜられた自衛隊の部隊等（以下「出動等を命ぜられた自衛

隊の部隊等」という。)の長に対して、警察官、海上保安官又は自衛官(以下「警察官等」という。)による避難住民の誘導を要請する。この場合において、市長は、その旨を知事に通知する。

また、この場合において、避難住民を誘導する警察官等は、避難に伴う混雑等避難住民に危険な状態が発生するおそれがあるときは、必要な警告又は指示を行うことができることとされている。警告、指示を行う場合、警察官、海上保安官は、特に必要がある場合は、危険な場所への立入りを禁止し、若しくはその場所から退去させ、又は危険を生ずるおそれのある道路上の車両等の除去など必要な措置を講ずることができることとされている。

なお、警察官、海上保安官がいない場合は、消防吏員、出動等を命ぜられた自衛隊の部隊等の自衛官が措置を講ずることができることとされている。

また、警察官等が避難住民の誘導を行う場合に警察署長等から協議を受けた際は、市長は、その時点における事態の状況や避難誘導の状況に照らして、交通規制等関係機関による必要な措置が円滑に行われるよう所要の調整を行う。

これらの誘導における現場での調整を円滑に行い、事態の変化に迅速に対応できるよう、市長は、事態の規模・状況に応じて現地調整所を設け、関係機関との情報共有や活動調整を行う。

(4) 自主防災組織等に対する協力の要請

市長は、避難住民の誘導に当たっては、自主防災組織や自治会長等の地域においてリーダーとなる住民に対して、避難住民の誘導に必要な援助について、協力を要請する。

(5) 誘導時における食品の給与等の実施や情報の提供

市長は、避難住民の誘導に際しては、県と連携して、食品の給与、飲料水の供給、医療の提供その他の便宜を図る。

また、市長は、避難住民の心理を勘案し、避難住民に対して、必要な情報を適時適切に提供する。その際、避難住民の不安の軽減のために、可能な限り、事態の状況等とともに、行政側の対応についての情報を提供する。

(6) 高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者への配慮

市長は、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者の避難を万全に行うため、避難行動要支援者支援対策マニュアルに沿うとともに、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、介護保険制度関係者、障がい者団体等と協力して、避難行動要支援者への連絡、運送手段の確保を的確に行うものとする(「避難行動要支援者名簿」を活用しながら対応を行う。その際、民生委員と社会福祉協議会との十分な協議の上、その役割を考える必要がある。)

なお、ゲリラ・特殊部隊による攻撃等に際しては、被害が局地的、限定的なものにとどまることも多いことから、時間的余裕がなく、移動により攻撃に巻き込まれる可能性

が高い場合は、屋内への避難を現実的な避難方法として検討せざるを得ない場合もあり得ることを念頭に置き対処するものとする。

(7) 大規模集客施設等における避難

市は、大規模集客施設や旅客輸送関連施設の施設管理者等と連携し、施設の特性に応じ、当該施設等に滞在する者等についても、避難等の国民保護措置が円滑に実施できるよう必要な対策をとる。

(8) 残留者等への対応

避難の指示に従わずに要避難地域にとどまる者に対しては、事態の状況等に関する情報に基づき丁寧な説明を行い、残留者の説得に努めるとともに、避難に伴う混雑等により危険な事態が発生する場合には、必要な警告や指示を行う。

(9) 避難所等における安全確保等

市は、県警察が行う被災地、避難所等における犯罪の予防のための活動に必要な協力を行うとともに、県警察と協力し、住民等からの相談に対応するなど、住民等の不安の軽減に努める。

(10) 動物の保護等に関する配慮

市は「動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的考え方について（平成17年8月31日付け環境省自然環境局総務課動物愛護管理室及び農林水産省生産局畜産部畜産企画課通知）」を踏まえ、以下の事項等について、所要の措置を講ずるよう努める。

- ・危険動物等の逸走対策
- ・要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物、家畜の保護の保護等

(11) 通行禁止措置の周知

道路管理者たる市は、道路の通行禁止等の措置を行ったときは、県警察と協力して、直ちに、住民等に周知徹底を図るよう努める。

(12) 県に対する要請等

[法第67条]

市長は、避難住民の誘導に際して食料、飲料水、医療等が不足する場合には、知事に対して、必要な支援の要請を行う。

その際、特に、県による救護班等の応急医療体制との連携に注意する。

また、避難住民の誘導に係る資源配分について他の市町と競合するなど広域的な調整が必要な場合は、知事に対して、所要の調整を行うよう要請する。

市長は、知事から、避難住民の誘導に関して、是正の指示があったときは、その指示の内容を踏まえて、適切な措置を講ずる。

(13) 避難住民の運送の求め等

[法第71条、第72条]

市長は、避難住民の運送が必要な場合において、県との調整により、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対して、避難住民の運送を求める。

市長は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由なく運送の求めに応じないと認めるときは、指定公共機関にあつては、県を通じて国の対策本部長に対し、指定地方公共機関にあつては、県対策本部長にその旨を通知する。

4 避難の方法

基本指針において想定されている事態の類型を踏まえ、避難措置の内容（距離、時間的余裕、発生場所）の観点から、主な避難方法として以下の3ケースを想定する。

- ケース1：時間的余裕がなく、屋内へ緊急避難する必要がある事態
- ケース2：市内、市外の避難所に避難する必要がある事態
- ケース3：区域外に不特定多数の市民を避難させる必要がある事態

特に、市の地域特性としては、諸外国の大都市等において大規模なテロが多く発生している状況を踏まえて、緊急対処事態の中でもケース3のような対応を重視しておく必要がある。

【避難の方法として想定すべき3ケース】

避難ケース	避難の場所			時間余裕	被害有無	避難措置の指示等	想定される事態の例
	屋内	市内	市外				
ケース1 『時間的余裕がなく、屋内へ緊急避難する必要がある事態』	○			なし	—	退避の指示が先行し、避難措置の指示が事後的となる可能性あり	<ul style="list-style-type: none"> ■弾道ミサイル攻撃(着弾前) ■急襲的な航空機攻撃 ■ゲリラ・特殊部隊による攻撃 など
ケース2 『市内、市外の避難所に避難する必要がある事態』		○	○	比較的あり	—	避難措置の指示に基づく避難	<ul style="list-style-type: none"> ■着上陸侵攻 ■石油コンビナート等に対する破壊攻撃(武装工作員による占拠の場合) など ■ゲリラ・特殊部隊による攻撃など
				可及的速やか	負傷者多数	避難措置の指示に基づく避難	<ul style="list-style-type: none"> ■弾道ミサイル攻撃(着弾後) など
ケース3 『区域外に不特定多数の市民を避難させる必要がある事態』	要避難地域外			可及的速やか	負傷者多数	退避の指示が先行し、避難措置の指示が事後的となる可能性あり	<ul style="list-style-type: none"> ■都市部における爆破テロ ■都市部における化学剤を用いた攻撃 など
その他(上記ケースの組み合わせ)							<ul style="list-style-type: none"> ■ゲリラ・特殊部隊による攻撃 など

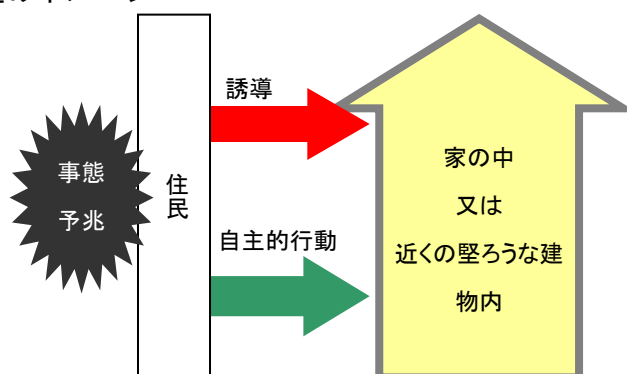
ケース 1：時間的余裕がなく、屋内へ緊急避難する必要がある事態

弾道ミサイル攻撃や急襲的な航空機攻撃、ゲリラ・特殊部隊による攻撃など、突発的な事態（受害前という意味ではその「予兆」）が発生した場合には、住民は屋内に避難することが基本となる。

①事態の例

- ・弾道ミサイル攻撃（着弾前）
- ・急襲的な航空機攻撃
- ・ゲリラ・特殊部隊による攻撃（都市部等における突発的な攻撃） など

②屋内への緊急避難のイメージ



③措置の流れ

以下のア～ウの流れを前提とする。ただし、ゲリラ・特殊部隊による急襲的な攻撃など、事態によっては、避難措置の指示を待たずに退避の指示、警戒区域の設定等を行う。

- ア 国の対策本部長：警報の発令、避難措置の指示（その他記者会見等による国民への情報提供）
- イ 知事：避難の指示
- ウ 市長：避難実施要領の策定、避難指示の伝達

④屋内への避難の指示の内容（例）

「▲▲町XX丁目の地区の住民は、屋外での行動に危険が生じるため、落ち着いてコンクリートの堅ろうな建物又は自宅に一時的に避難すること」

⑤特徴等

- ・国や県からの通知に基づきテレビやラジオによる緊急放送が行われるほか、市は、防災行政無線、広報車、SNS等を利用し、避難の指示を伝達する。
- ・被害内容が判明し、国から新たな避難措置の指示があったときは、他の安全な地域への避難を改めて指示する。

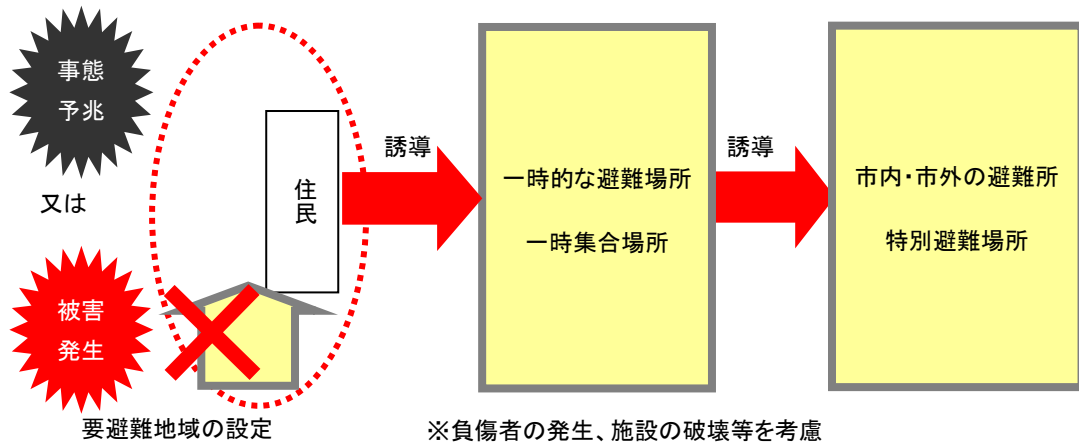
ケース 2：市内、市外の避難所に避難する必要がある事態

市が要避難地域に指定された場合、一時集合場所や一時的な避難場所に集合し、避難先地域の避難所（場合によっては市外や県外）に避難する。避難行動要支援者のための特別避難場所等の確保が必要。弾道ミサイルの着弾後など、受害後の避難もこのケースに該当する。

①事態の例

- ・着上陸侵攻
- ・石油コンビナート等に対する破壊攻撃（武装工作員による占拠）
- ・弾道ミサイル攻撃（着弾後）

②避難のイメージ



③措置の流れ

以下のア～ウの流れを前提とする。

- ア 国の対策本部長：警報の発令、避難措置の指示（その他記者会見等による国民への情報提供）
- イ 知事：避難の指示
- ウ 市長：避難実施要領の策定、避難指示の伝達

④避難の指示の内容（例）

（この場合の詳細は、避難実施要領に定める）

⑤特徴等

- ・着上陸侵攻に伴う避難は、事態発生時における国の総合的な方針に基づき避難を行うことを基本として、平素からかかる避難を想定した具体的な対応については、定めることはしない。
- ・弾道ミサイルの着弾後など、受害後の避難においては、死者及び負傷者の発生、施設の被害などを前提とする必要がある。

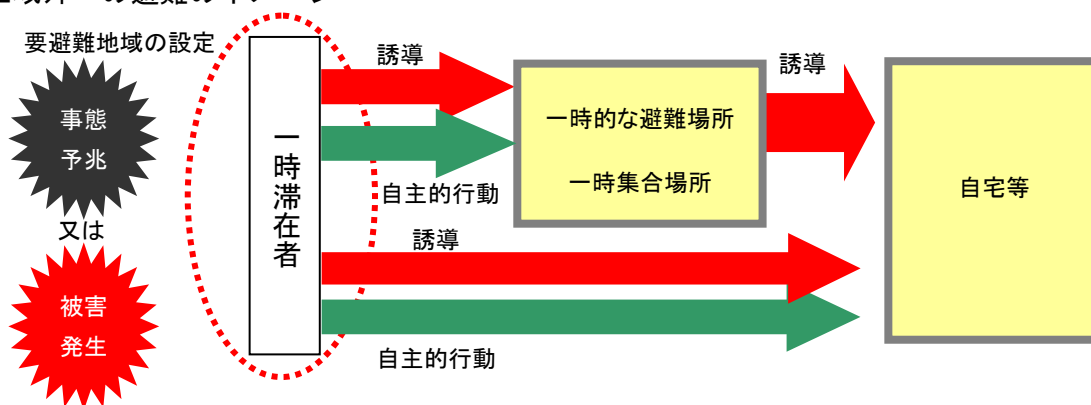
ケース3：区域外に不特定多数の市民を避難させる必要がある事態

大規模集客施設やターミナルなどにおいては、通勤客や買い物客などの一時滞在者が多く、突発的な事態が発生した場合、不特定多数の市民を区域外に避難させ、帰宅を促す。場合によっては、一時的な集合場所を設置する。

①事態の例

- ・都市部における爆破テロ
- ・都市部における化学剤を用いた攻撃 など

②区域外への避難のイメージ



③措置の流れ

以下のア～エの流れを前提とする。避難措置の指示を待たずに、市長が退避の指示、警戒区域の設定を行うこともあり得る。

- ア 市長：退避の指示、警戒区域の設定
- イ 国の対策本部長：警報の発令、避難措置の指示（その他記者会見等による国民への情報提供）
- ウ 知事：避難の指示
- エ 市長：避難実施要領の策定、避難指示の伝達

④区域外への避難の指示の内容（例）

「XXX（例えば大規模集客施設）の中にいる者は、XXXでの行動に危険が生じるため、構内の放送や施設職員の指示に従い、落ち着いて施設外に避難すること」

⑤特徴等

- ・国や県からの通知に基づきテレビやラジオによる緊急放送が行われるほか、市は、防災行政無線、広報車、SNS等を利用し、避難の指示を伝達する。
- ・大規模集客施設や駅、企業等の避難に関しては、施設管理者や事業者の協力が重要となる。
- ・NBC 攻撃の場合、避難誘導する者に防護服を着用させる等、安全を図るための措置を講ずることや風下方向を避けて避難誘導を行うことなどに留意する。

5 武力攻撃事態等の類型等に応じた留意事項

弾道ミサイル攻撃の場合

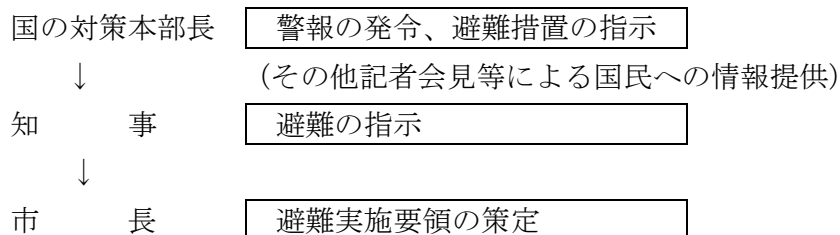
① 弾道ミサイル攻撃においては、実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、住民は屋内に避難することが基本である。

(実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、できるだけ、近傍のコンクリート造り等の堅ろうな施設や建築物の地階、地下街等の地下施設に避難することとなる。)

② 以下の措置の流れを前提として、避難実施要領の内容は、あらかじめ出される避難措置の指示及び避難の指示に基づき、弾道ミサイルが発射された段階で迅速に個人が対応できるよう、その取るべき行動を周知することが主な内容となる。

(弾道ミサイル攻撃の場合の措置の流れ)

ア 国の対策本部長は、弾道ミサイルの発射が差し迫っているとの警報を発令、避難措置を指示



イ 実際に弾道ミサイルが発射されたときは、国の対策本部長がその都度警報を発令

※ 弾道ミサイル攻撃については、発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難であり、また、ミサイルの主体（国又は国に準じる者）の意図等により攻撃目標は変化するとともに、その保有する弾道ミサイルの精度により、実際の着弾地点は変わってくる。

このため、市は、弾道ミサイル発射時に住民が適切な行動をとることができるよう、全国瞬時警報システム（J-A L E R T）による情報伝達及び弾道ミサイル落下時の行動について平素から周知に努めるとともに、弾道ミサイルが発射された場合には、全ての市町に着弾の可能性があり得るものとして、対応を考える必要がある。

また、急襲的に航空攻撃が行われる場合についても、弾道ミサイルの場合と同様の対応を取るものとする。

ゲリラ・特殊部隊による攻撃の場合

- ① ゲリラ・特殊部隊による攻撃においても、国の対策本部長の避難措置の指示及び知事による避難の指示を踏まえて、避難実施要領を策定し、迅速に避難住民の誘導を実施することが基本である。

なお、急襲的な攻撃に際しては、避難措置の指示を待たずに、退避の指示、警戒区域の設定等を行う必要が生じるが、その際にも、事後的に避難措置の指示が出されることが基本である。

- ② その際、ゲリラ・特殊部隊による攻撃からの避難は、多くの場合は、攻撃の排除活動と並行して行われることが多いことから、警報の内容等とともに、現場における自衛隊、海上保安部及び県警察からの情報や助言等を踏まえて、最終的には、住民を要避難地域の外に避難させることとなる。その際、武力攻撃が正に行われており、住民に危害が及ぶおそれがある地域については、攻撃当初は一時的に屋内に避難させ、移動の安全が確保された後、適当な避難先に移動させることが必要となる。

- ③ 以上から、避難実施要領の策定に当たっては、各執行機関、消防機関、県、県警察、海上保安部、自衛隊等の関係機関の意見を聴き、それらの機関からの情報や助言を踏まえて、避難の方法を策定することが必要であり、また、事態の変化等に機敏に対応するため、現場における関係機関の情報を共有し、関係機関からの助言に基づいた確かな措置を実施できるよう、現地調整所を設けて活動調整に当たることとする。

- 避難に際し、比較的時間に余裕がある場合の対応

「一時避難場所までの移動」～「一時避難場所からのバス等の運送手段を用いた移動」といった手順が一般には考えられる。

- 昼間の都市部において突発的に事案が発生した場合の対応

当初の段階では、個々人がその判断により危険回避のための行動を取るとともに、県警察、消防機関、海上保安部、自衛隊等からの情報や助言に基づき、各地域における屋内退避や移動による避難を決定することとなる。

特にこの場合、初動時には、住民や滞在者の自主的な避難に頼らざるを得ないことから、平素から、住民が緊急時にいかに対応すべきかについて問題意識を持ってもらうことが必要である。

- ※ ゲリラ・特殊部隊による攻撃については、相手の攻撃の意図や目的により、攻撃の態様も様々であるが、少人数のグループにより行われるため、使用可能な武器も限定され、被害の範囲も一般には狭い範囲に限定される。

特に、最小限の攻撃で最大の心理的又は物理的效果を生じさせることが考えられる

ことから、都市部の政治経済の中核、危険物質等の取扱所などは、攻撃を受ける可能性が一般に高く、注意が必要である。

着上陸侵攻の場合

- ① 大規模な着上陸侵攻やその前提となる反復した航空攻撃等の本格的な侵略事態に伴う避難については、事前の準備が可能である一方、国民保護措置を実施すべき地域が広範囲となり、県の区域を越える避難に伴う我が国全体としての調整等が必要となることから、国の総合的な方針を待って対応することが必要となる。

このため、着上陸侵攻に伴う避難は、事態発生時における国の総合的な方針に基づき避難を行うことを基本としている。

- ② 離島における避難では、島内の全住民を島外に避難させる必要がある場合は、全住民の避難が可能な運送手段を確保することが必要となるが、県が、国並びに運送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関と調整して確保することが基本となるため、市では、当該輸送手段の確保の状況を踏まえ、島内の住民を輸送の拠点となる港湾等へ輸送するバスや公用車などを確保し、各地区の住民に周知を行うことを措置の中心とする。

6 避難住民の復帰のための措置

[法第 55 条、第 69 条]

(1) 避難住民の復帰のための措置

市長は、避難の指示が解除されたときは、避難住民に対し、避難の指示の解除を伝える。避難の指示の解除の伝達については、武力攻撃予測事態及び武力攻撃事態の双方において、避難の指示の発令の場合と同様とする。

また、市長は、避難住民を通常の生活に復帰させるため、避難住民の復帰に関する要領を作成し、避難住民の誘導、情報の提供、関係機関との調整等の必要な措置を講じる。

(2) 指定地方公共機関等への運送の求め

[法第 71 条]

市長は、必要に応じて、運送事業者である指定地方公共機関に対し、避難住民の復帰のための運送の求めを行う。

第5章 救援

1 救援の実施

(1) 救援の実施

市長は、知事から実施すべき措置の内容及び期間の通知があったときは、次に掲げる措置のうちで実施することとされた救援に関する措置を関係機関の協力を得て行う。

- ① 収容施設の供与
- ② 食品、飲料水及び生活必需品等の給与又は貸与
- ③ 医療の提供及び助産
- ④ 被災者の捜索及び救出
- ⑤ 埋葬及び火葬
- ⑥ 電話その他の通信設備の提供
- ⑦ 武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理
- ⑧ 学用品の給与
- ⑨ 死体の捜索及び処理
- ⑩ 武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運び込まれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

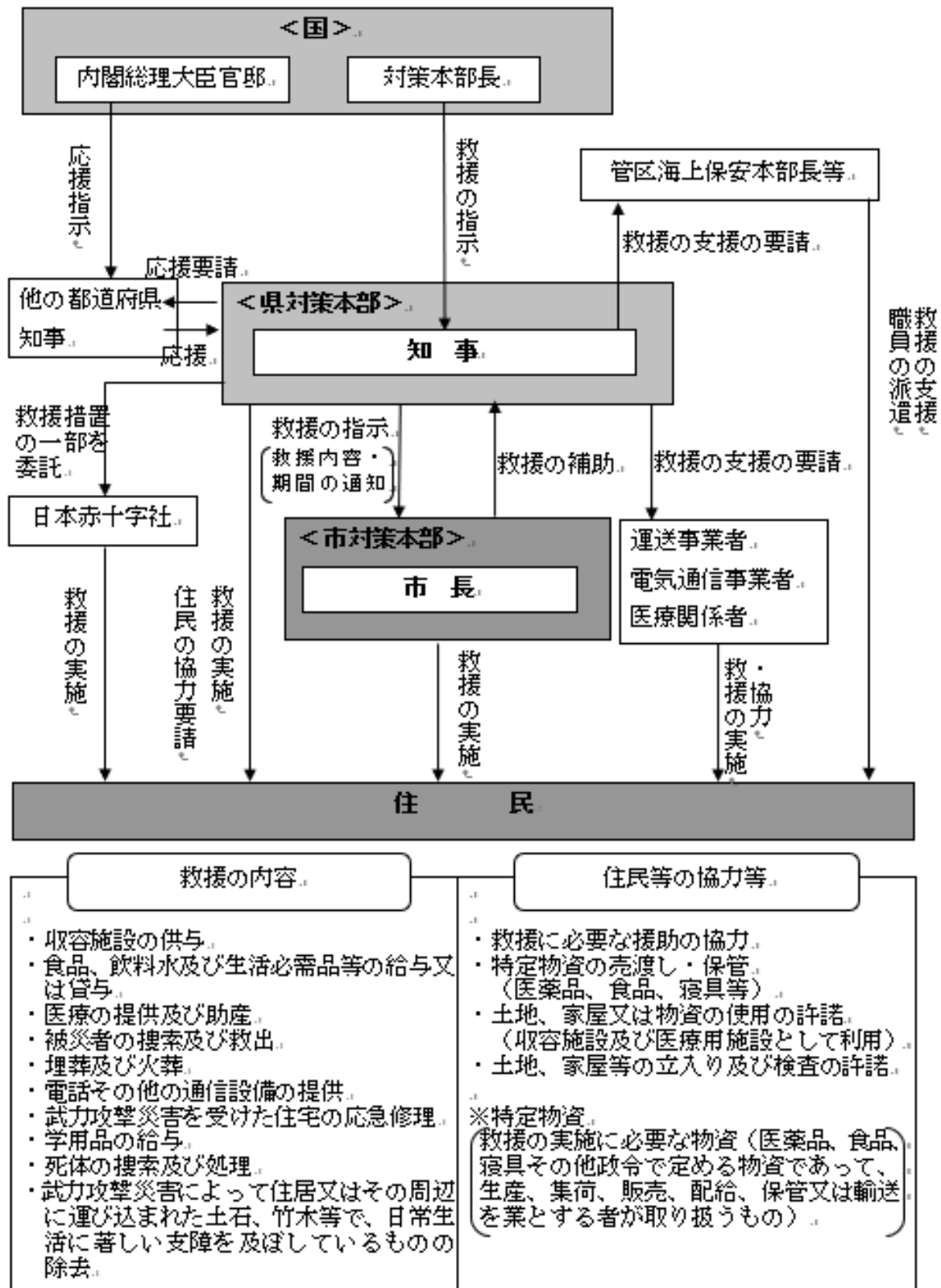
(2) 救援の補助

市長は、上記で実施することとされた措置を除き、知事が実施する措置の補助を行う。

【着上陸侵攻への対応】

大規模な着上陸侵攻やその前提となる反復した航空機攻撃等の本格的な侵略事態における救援については、避難措置の指示の場合と同様、国の総合的な方針を踏まえて行うことが基本である。このため、平素から、大規模な着上陸侵攻に係る救援を想定した具体的な対応を決めておくことは困難であり、避難の場合と同様、事態発生時に国の指示を踏まえて迅速な対応を取ることとする。

【救援の流れ】



2 関係機関との連携

(1) 県への要請等

〔法第 16 条第 4 項、第 5 項〕

市長は、事務の委任を受けた場合において、救援を実施するために必要と判断したときは、知事に対して国及び他の都道府県に支援を求めるよう、具体的な支援内容を示して要請する。

(2) 他の市町との連携

〔法第 18 条〕

市長は、事務の委任を受けた場合において、救援を実施するために必要と判断したときは、知事に対し、県内の他の市町との調整を行うよう要請する。

(3) 日本赤十字社との連携

〔法第 77 条〕

市長は、事務の委任を受けた場合において、知事が日本赤十字社に委託した救援の措置又はその応援の内容を踏まえ、日本赤十字社と連携しながら救援の措置を実施する。

(4) 緊急物資の運送の求め

〔法第 79 条〕

市長は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、緊急物資の運送を求める場合は、避難住民の運送の求めに準じて行う。

3 救援の内容

市長は、事務の委任を受けた場合は「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準（平成 25 年内閣府省告示第 229 号。以下「救援の程度及び基準」という。）」及び県国民保護計画の内容に基づき、次に掲げる救援の措置を行う。

市長は、「救援の程度及び基準」によっては救援の適切な実施が困難であると判断する場合には、知事に対し、内閣総理大臣に特別な基準の設定についての意見を申し出るよう要請する。

また、市長は、知事が集約し、所有している資料の提供を求めるなどにより平素から準備した基礎的な資料を参考にしつつ、市対策本部内に集約された情報を基に、救援に関する措置を実施する。また、県と連携して NBC 攻撃による特殊な医療活動の実施に留意する。

(1) 収容施設の供与

避難等により本来の住居で生活することができなくなった避難住民等に、収容施設を提供することにより、避難住民等を保護しその一時的な居住の安定を図るため、以下のとおり、知事が指定する避難施設を供与する。

また、避難が長期にわたることが見込まれる場合には、長期避難のための仮設住宅等

の手配を行い、避難住民等が公民館等から移ることができるよう配慮する。

- ・避難所の候補の把握（住民を収容可能な学校、公民館等公的施設、社会福祉施設、設置可能な仮設小屋、天幕等とその用地の把握）
- ・避難所におけるプライバシーの確保や男女のニーズの違い等男女双方の視点等への配慮
- ・高齢者、障がい者その他特に配慮を要する者に対する福祉避難所の供与
- ・老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有し、高齢者、障がい者その他特に配慮を要する者を収容する長期避難住宅等の供与
- ・収容期間が長期にわたる場合の対応（長期避難住宅等（賃貸住宅、宿泊施設の居室等を含む。）とその用地の把握）
- ・長期避難住宅等の設置のための資機材等に不足が生じた場合の対応
- ・提供対象人数及び世帯数の把握

①避難所の供与

ア 避難所の開設

避難が必要になった場合、県と調整の上、避難所を開設する場所を決定し、開設場所を速やかに住民に周知するとともに、自主防災組織等の協力の下、被災者が必要最低限の避難生活を確保するために必要な措置を講ずる。

イ 避難所への職員等の配置

開設した避難所には、避難者数を勘案し、避難誘導、情報の収集及び伝達、応急救護、健康管理（こころのケア等を含む）のために必要な職員を配置する。また、避難所の安全の確保と秩序の維持のため、必要により警察官の配置を要請する。

ウ 避難所における措置

a 協力体制と運営の基本

- ・避難所における情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等については、避難所施設の管理者、避難者、自主防災組織、ボランティア等の協力を得ながら実施するものとする。
- ・避難所の運営に当たっては、避難行動要支援者に配慮するとともに、保健福祉に対する要望を把握し、保健福祉サービスの提供、避難生活が困難な避難行動要支援者の社会福祉施設への移送に努める。
- ・避難生活に関する相談窓口を開設し、円滑な避難生活の運営に配慮する。
- ・自主防災組織は、相互扶助の精神により、避難住民が自主的に秩序ある避難生活を送れるように努める。

b 避難者の把握

- ・避難所ごとに収容されている避難者に係る情報の早期把握に努める。

c 避難者に対する情報の伝達等

- ・避難者に対する災害情報、応急対策実施状況等の情報伝達は迅速的確に行う。また、避難所ごとに掲示板等を設置するなど、避難者相互における情報交換の

支援に努める。

d 生活環境の管理

- ・避難所における貯水槽、井戸、仮設トイレ、マット、通信機器等のほか、高齢者、障がい者等の避難行動要支援者にも配慮した避難の実施に必要な施設・設備の整備に努めるものとする。さらに、テレビ、ラジオ等被災者による災害情報の入手に資する機器の整備を図るものとする。
- ・避難所における生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう努める。また、避難の長期化等必要に応じてプライバシーの確保、男女のニーズの違い等双方の視点等に立った環境整備に配慮するものとする。
- ・保健師等による巡回健康相談等を実施し、避難住民の健康管理（こころのケア等を含む。）を行う。特に、エコノミークラス症候群（深部下肢静脈血栓症）、生活不活発病（廃用症候群）、疲労、ストレス緩和等について配慮する。

②応急仮設住宅等の供与

市は、必要があるときは、応急仮設住宅等を手配する。なお、入居対象者としては、避難の指示が解除された後又は武力攻撃災害により新たに被害を受けるおそれなくなった後、武力攻撃災害により住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住家を得ることができない者とする。

（２）食品、飲料水及び生活必需品等の給与又は貸与

避難等により、食品、飲料水及び生活必需品等を得ることができなくなった避難住民等に、以下に示すような給与又は貸与を行う。

食品については、自宅で炊飯を行うことができず日常の食事に支障が生じる場合に、避難住民等に対し応急的に炊き出し又は弁当等の提供を行う。

飲料水については、武力攻撃災害の発生により、水道等の施設が破壊され、又は飲料水が汚染されたことなどにより、飲料水に適する水を得ることができない避難住民等に対し提供する。

生活必需品等については、日常生活に欠くことのできない被服、寝具その他の生活必需品を喪失又は損傷し、直ちに日常生活を営むことが困難となった避難住民等に対して、給与又は貸与する。

- ・食品、飲料水及び生活必需品等の備蓄物資の確認
- ・物資の供給体制の整備、流通網の確認、不足が生じた場合の県等への支援要請
- ・提供対象人数及び世帯数の把握
- ・引渡し場所や集積場所の確認、運送手段の調達、物資輸送の際の交通規制

（３）医療の提供及び助産

武力攻撃事態等において、医療又は助産を必要とする状態にあるにもかかわらず、医療又は助産を受けることができない避難住民等に対し、以下に示すような応急的な医療

の提供又は助産を行う。

なお、医療又は助産の対象は、武力攻撃災害を原因として被災した者に限るものでなく、また、経済的能力の如何を問うものでない。

- ・医薬品、医療資機材、NBC 対応資機材等の所在の確認
- ・被災状況（被災者数、被災の程度等）の収集
- ・救護班の編成、派遣及び活動に関する情報の収集
- ・避難住民等の健康状態の把握
- ・利用可能な医療施設、医療従事者の確保状況の把握
- ・医薬品、医療資機材等が不足した場合の対応
- ・物資の引渡し場所や一時集積場所の確保
- ・臨時の医療施設における応急医療体制の確保

①医療救護の実施体制

ア 救護班の編成

医療機関や松山市医師会の協力を得て保健衛生・医療対策部に救護班を編成し、被災者に対する医療救護を実施する。

イ 救護所の設置

救護所は、次のうちから、被災者にとって最も安全かつ交通便利と思われる場所を選定し、設置する。

- a 保健所
- b 避難所（小・中学校、公民館等）
- c その他本部長が必要と認めた場所

ウ 活動の内容

救護所での医療救護活動は、救護班において次の業務を実施するが、大量傷病者の救護に当たる場合、傷病者のトリアージ、応急処置、重傷者の搬送の指示・手配を重点的に行う。

- a 傷病者の傷病の程度判定（トリアージタグの装着）
- b 重症者の応急手当及び中等症者に対する処置
- c 後方医療機関への転送の要否及び転送順位の決定
- d 転送困難な傷病者及び避難所等における軽症者に対する医療
- e 被害者のこころのケア等を考慮した医療活動
- f 助産活動
- g 死体の検案
- h 医療救護活動の記録及び市対策本部への収容状況等の報告

エ 医療の実施方法

- a 対象者
避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により医療の途を失った者
- b 医療の範囲

- ・診察
- ・薬剤又は治療材料の支給
- ・処置、手術その他の治療及び施術
- ・病院又は診療所への収容
- ・看護

オ 助産の実施方法

a 対象者

避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により助産の途を失った者

b 助産の範囲

- ・分娩の介助
- ・分娩前・後の処理
- ・脱脂綿、ガーゼその他衛生材料の支給

②傷病者等の搬送

市は、被災現場から救護所への負傷者の搬送を関係機関、自主防災組織等の協力を得て行う。救護所が設置されていない場合においては、現場周辺の医療機関に搬送する。

救護班による救護ができない者又は救護が適当でない者については、救護班等の責任者の要請により、収容医療機関へ搬送を行う。

搬送は、救急車、市所有車等により行うが、状況により、県、警察署、自衛隊等に協力を要請する。

また、道路や交通機関の不通時又は遠隔地については、県消防防災航空隊、県警察本部、自衛隊等のヘリコプターの出動を要請する。

③収容医療機関等

ア 収容医療機関の受入体制等の確立

a 傷病者等の収容医療機関の受入れについては、市内の病院等の被災状況と収容可能ベッド数を速やかに把握し、収容医療機関として確保するとともに、医師・看護師からなる病院医療救護班の編成、収容スペースの確保等の受入体制の確立を要請する。

b 被災により救護病院等の機能が失われたときは、他の医療施設を救護病院として選定する。

c 市保健所は、被災地における医療救護の拠点として、県保健所と同等の次の活動を行う。

- ・被災地域及びその周辺の医療機関の医療提供機能を確認し、市、医療機関、医師会、県等に対して患者の受入れ等に関する情報を提供し、協力要請を行う。
- ・他の地域、都道府県から派遣された救護班や災害医療ボランティアに対して、

被災地域の情報等を提供するとともに、救護班等の活動場所（救護場所）の確保を図る等の調整を行う。

イ 収容可否施設の把握

収容医療機関の収容状況を常に把握し、関係部署及び救護所に必要な情報を伝達するとともに、可能な限り広範囲の収容医療機関に傷病者が振り分けて収容されるよう努める。

④医薬品等の確保

ア 医薬品等の調達

- a 救護活動を実施するのに必要な医薬品及び医療資器材等は、各医療機関で備蓄のものを使用するものとし、なお、不足するときは、市の指定業者から調達するほか、必要に応じて県に供給の要請をするものとする。
- b 救護所・救護病院等から、輸血用血液の調達・斡旋の要請を受けたときは、県に調達・あっせんを要請する。
- c 難病患者等の避難動向及び医療の継続状況について調査し、地域の医療機関等とともに必要な対策を行う。

イ 医薬品等の備蓄

被災者の応急処置に必要な災害用救急用品（救急セット）の備蓄を順次図っていく。

（４）被災者の捜索及び救出

武力攻撃災害により、現に生命若しくは身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を捜索、救出する。

この場合、県消防防災航空隊の活動など、以下の点に留意しつつ、県警察及び消防等が行う捜索、救出活動と十分な連携を図る。

- ・被災者の捜索及び救出についての県警察、消防機関、自衛隊、海上保安部との連携
- ・被災情報、安否情報等の情報収集への協力

（５）埋葬及び火葬

武力攻撃災害により死亡した者に対して、その遺族が混乱期に埋火葬を行うことが困難な場合や、死亡した者の遺族がいないような場合に、遺体の応急的な埋葬及び火葬として、棺など必要な物資及び火葬等の役務の提供を行う。

また、墓地、火葬場等関連する情報を広域的かつ速やかに収集し、遺体搬送の手配等を以下の点に留意しつつ実施する。

- ・墓地及び火葬場の被災状況、墓地の埋葬可能数及び火葬場の火葬能力等の把握
- ・埋葬及び火葬すべき遺体の所在等の情報集約体制
- ・関係行政機関等との連携による墓地及び火葬場までの遺体の搬送体制の確保
- ・あらかじめ策定している広域的な火葬計画等を踏まえた対応（「広域火葬計画の策定

について（平成 9 年 11 月 13 日衛企第 162 号厚生省生活衛生局長通知）」参考）

- ・ 県警察及び管区海上保安本部等との連携による身元の確認、遺族等への遺体の引渡し等の実施
- ・ 国民保護法第 122 条及び国民保護法施行令第 34 条の規定に基づき墓地、埋葬等に関する法律における埋葬及び火葬の手續に係る特例が定められた場合の対応（厚生労働省が定める同法第 5 条及び第 14 条の特例）

（6）電話その他の通信設備の提供

武力攻撃事態等において、避難等により、家族等と連絡を取ることや必要な情報の入手が困難となった避難住民等に対して、電気通信事業者である指定公共機関等の協力を得て、以下の点に留意しつつ、電話、インターネットその他の通信設備を設置する。

- ・ 収容施設で保有する電話その他の通信設備等の状況把握
- ・ 電気通信事業者等との設置工事の実施等を含めた調整
- ・ 電話その他の通信設備等の設置箇所の選定
- ・ 聴覚障がい者等への対応

（7）武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理

再度武力攻撃を受ける心配がなく避難が行われない場合や、避難措置が解除され被災地に復帰した場合に、武力攻撃災害のため住宅が半壊又は半焼し、自らの資力では応急修理することができない者に対して、以下の点に留意しつつ、居室、炊事場、便所等日常生活に必要最小限の部分について応急修理を行う。

- ・ 住宅の被災状況の情報収集体制（被災戸数、被災の程度）
- ・ 応急修理の施工者の把握、修理のための資材等の供給体制の確保
- ・ 住宅の応急修理時期や優先箇所の決定
- ・ 応急修理の相談窓口の設置

（8）学用品の給与

避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により、学用品を喪失し、就学上支障のある小学校児童・中学校生徒（中等教育学校の前期課程（平成 18 年 4 月以降）・特別支援学校の児童又は生徒を含む。）に対して、以下の点に留意しつつ、教科書等の教材、文房具、体操着等の体育実技用品及びカバン等の通学用品を給与する。

- ・ 児童生徒の被災状況の情報収集
- ・ 不足する学用品の把握
- ・ 学用品の給与体制の確保

（9）死体の捜索及び処理

武力攻撃災害により行方不明の状態にあり、各般の事情により既に死亡していると推定される者の捜索のほか、洗浄や消毒の処置等を以下の点に留意しつつ行う。

- ・死体の捜索及び処理についての県警察、消防機関、自衛隊及び管区海上保安本部等の関係機関との連携
- ・被災情報、安否情報の確認
- ・死体の捜索及び処理の時期や場所の決定
- ・死体の処理方法（死体の洗浄、縫合、消毒等、一時保存（原則既存の建物）及び検案等の措置）
- ・死体の一時保管場所の確保

①死体の捜索

- ア 所轄警察署、管区海上保安本部等その他関係機関及び地域住民との協力の下に行う。
- イ 捜索において建設重機等が必要となる場合は、関係団体に協力を要請する。
- ウ 地域住民等に、行方不明者についての情報を市に提供するよう広報する。

②遺体の検案及び安置

原則として、所轄警察署等が検視（見分）した後の遺体は、以下のとおり処理を実施する。

- ア 検案は、原則として救護班が行い、状況により、松山市医師会及び日本赤十字社愛媛県支部等に協力要請をする。
- イ 検案は、死亡診断のほか、洗浄、縫合、消毒等の必要な処理を行うとともに、検案書を作成する。
- ウ 身元不明者については、遺体及び所持品等を証拠写真に撮り、併せて人相、所持品、着衣、その他特徴等を記録し、遺留品を保管する。
- エ 被害現場付近の適当な場所（寺院、公共の建物等）に遺体安置所を設け、検案を終えた遺体を一時保管する。
- オ 遺体は、氏名等の識別を行った後、親族等に引き渡す。

（１０）武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運び込まれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

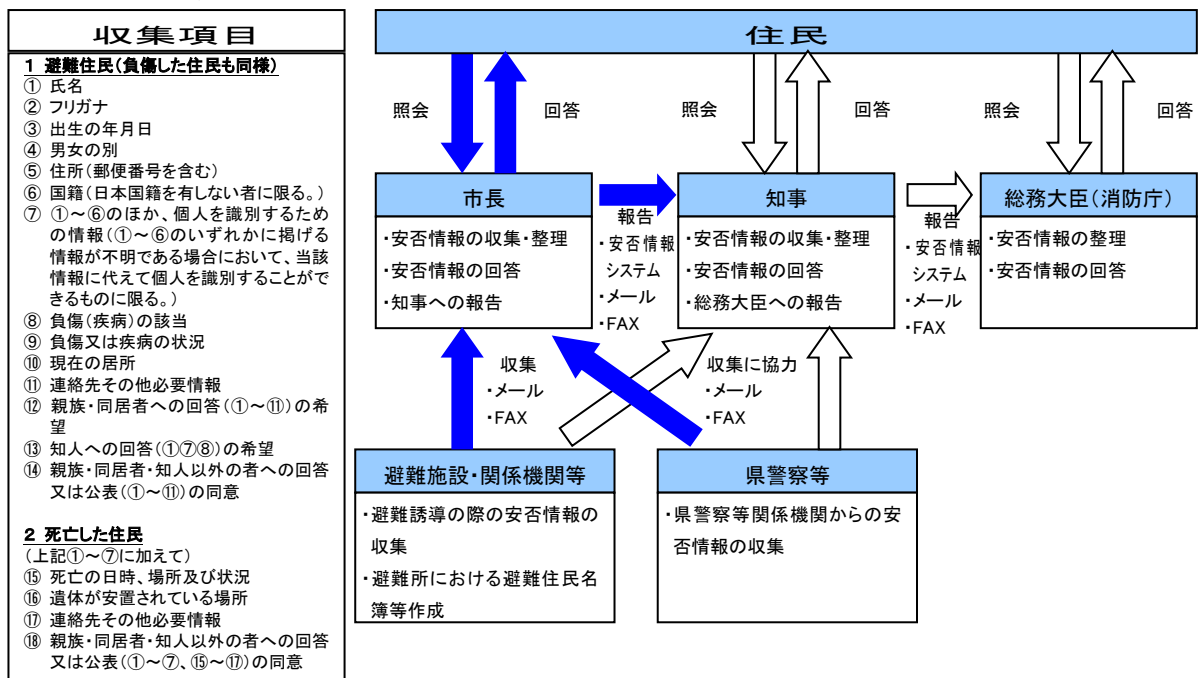
再度武力攻撃を受ける心配がなく避難が行われない場合や、避難措置が解除され被災地に復帰した後に、日常生活に著しい支障を及ぼしている者に対し、以下の点に留意しつつ、個人の敷地内の土石、竹木等の障害物の除去を行う。

- ・障害物の除去の対象となる住居等の被災状況の収集
- ・障害物の除去の施工者との調整
- ・障害物の除去の実施時期
- ・障害物の除去に関する相談窓口の設置

第6章 安否情報の収集・提供

市は、安否情報の収集及び提供を行うに当たっては、他の国民保護措置の実施状況を勘案の上、その緊急性や必要性を踏まえつつ、個人情報の保護及び報道の自由に十分に配慮をすることが重要であるため、安否情報の収集、整理及び報告並びに照会への回答について必要な事項を以下のとおり定める。

安否情報の収集、整理及び報告並びに提供の流れを図示すれば、下記のとおりである。



(「武力攻撃事態等における安否情報の報告方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令の一部を改正する省令」平成18年4月1日施行、に基づく)

1 安否情報の収集

(1) 安否情報の収集

市は、避難所において安否情報の収集を行うほか、平素から把握している市が管理する医療機関、諸学校等からの情報収集、県警察への照会などにより安否情報の収集を行う。

また、安否情報の収集は、避難所において、避難住民から任意で収集した情報のほか、住民基本台帳等、市が平素から行政事務の円滑な遂行のために保有する情報等を活用して行う。

(2) 安否情報収集の協力要請

市は、安否情報を保有する運送機関、医療機関、報道機関等の関係機関に対し、必要な範囲において、安否情報の提供への協力を行うよう要請する場合には、当該協力は各機関の業務の範囲内で行われるものであり、当該協力は各機関の自主的な判断に基づくものであることに留意する。

(3) 安否情報の整理

市は、自ら収集した安否情報について、できる限り重複を排除し、情報の正確性の確保を図るよう努める。この場合、重複している情報や必ずしも真偽が定かでない情報についても、その旨が分かるように整理をしておく。

2 県に対する報告

市は、県への報告に当たっては、原則として安否情報システムを使用する。システムが使用できない場合は、必要事項を記載した書面（電磁的記録を含む。）を、電子メール等で県に送付する。ただし、事態が急迫してこれらの方法によることができない場合は、口頭や電話などでの報告を行う。

【避難住民】

○「避難住民」とは、国民保護法第 52 条第 3 項で、「第 54 条第 1 項の規定による指示（避難の指示）を受けた住民をいい、当該指示に係る地域に滞在する者を含む。」と定義されているが、安否情報を収集する対象は、運用上、避難住民等の負担を鑑み、主に避難施設又は収容施設に向けて誘導する避難住民及びこれらの施設に滞在する避難住民と解されている。

【「死亡」、「負傷（重傷、軽傷）」】

○「死亡」とは、当該武力攻撃災害が原因で死亡し、死体を確認した者又は死体は確認できないが、死亡したことが確実な者とする。
○「重傷」とは、当該武力攻撃災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち 1 月以上の治療を要する見込みのものとする。
○「軽傷」とは、当該武力攻撃災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち 1 月未満で治療できる見込みのものとする。

（『武力攻撃等における安否情報の報告方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令の一部を改正する省令』の施行並びに安否情報の収集及び回答に係る留意事項等について（通知）』平成 18 年 4 月 3 日）付け消防庁国民保護・防災部長通知

3 安否情報の照会に対する回答

(1) 安否情報の照会の受付

- ①市は、安否情報の照会窓口、電話及びFAX番号並びにメールアドレスについて、市対策本部を設置すると同時に住民に周知する。
- ②住民からの安否情報の照会については、原則として市対策本部に設置する対応窓口
に、安否情報省令に規定する安否情報照会書の様式に必要事項を記載した書面を提出することにより受け付ける。なお、安否情報の照会に当たっては、本人確認等を行うため、照会者に対し、本人であることを証明する書類（運転免許証、健康保険の被保険者証、マイナンバーカード等）を照会窓口において提出又は提示させることとする。ただし、安否情報の照会を緊急に行う必要がある場合や照会をしようとする者が遠隔地に居住している場合など、書面の提出によることができない場合は、照会者の住所、氏名、生年月日及び性別（以下「4情報」という。）について、照会者の住所地市町村が保有する住民基本台帳と照合することにより本人確認を行った上で、口頭や電話、電子メールなどでの照会も受け付ける。
この場合において、市は、安否情報省令及び市個人情報保護条例に基づき、照会者の本人確認を行うため、照会者の住所地市町村に問い合わせることにより、4情報の照会を行うこととする。

(2) 安否情報の回答

- ①市は、安否情報の照会があったときは、照会者の本人確認を行った上で、当該照会が不当な目的によるものではなく、また、照会に対する回答により知り得た事項を不当な目的に使用されるおそれがないと認めるときは、安否情報省令に規定する安否情報回答書の様式により、当該照会に係る者の意向に沿って必要と考えられる安否情報項目を回答する。
- ②市は、公益上特に必要があると認めるときは、照会をしようとする者が必要とする安否情報に応じ、必要と考えられる安否情報を、安否情報回答書の様式により回答する。
- ③市は、安否情報の回答を行った場合には、当該回答を行った担当者、回答の相手の氏名や連絡先等を把握する。

(3) 個人の情報の保護への配慮

- ①安否情報は個人の情報であることに鑑み、その取扱いについては十分留意すべきことを職員に周知徹底するなど、安否情報データの管理を徹底する。
- ②安否情報の回答に当たっては、必要最小限の情報の回答にとどめるものとし、負傷又は疾病の状況の詳細、死亡の状況等個人情報の保護の観点から特に留意が必要な情報については、あらかじめ定める安否情報回答責任者が判断する。

4 日本赤十字社に対する協力

市は、日本赤十字社愛媛県支部の要請があったときは、当該要請に応じ、その保有する外国人に関する安否情報を提供する。

当該安否情報の提供に当たっても、3（2）及び（3）と同様に、個人の情報の保護に配慮しつつ、情報の提供を行う。

第7章 武力攻撃災害への対処

第1 武力攻撃災害への対処

市は、武力攻撃災害への対処においては、災害現場における通常への対応とともに、特殊な武力攻撃災害への対応、活動時の安全の確保に留意しながら他の機関との連携の下で活動を行う必要があり、武力攻撃災害への対処に関して基本的な事項を以下のとおり定める。

1 武力攻撃災害への対処の基本的考え方

[法第97条]

(1) 武力攻撃災害への対処

市長は、国や県等の関係機関と協力して、市の区域に係る武力攻撃災害への対処のために必要な措置を講ずる。

(2) 知事への措置要請

市長は、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずる場合において、武力攻撃により多数の死者が発生した場合や、NBC攻撃による災害が発生し、国民保護措置を講ずるため高度な専門知識、訓練を受けた人員、特殊な装備等が必要となる場合など、市長が武力攻撃災害を防除し、及び軽減することが困難であると認めるときは、知事に対し、必要な措置の実施を要請する。

(3) 対処に当たる職員の安全の確保

市は、武力攻撃災害への対処措置に従事する職員に対して、必要な情報の提供や放射能や化学剤等に対応する防護服の着用等の安全確保のための措置を講ずる。

2 武力攻撃災害の兆候の通報

[法第98条]

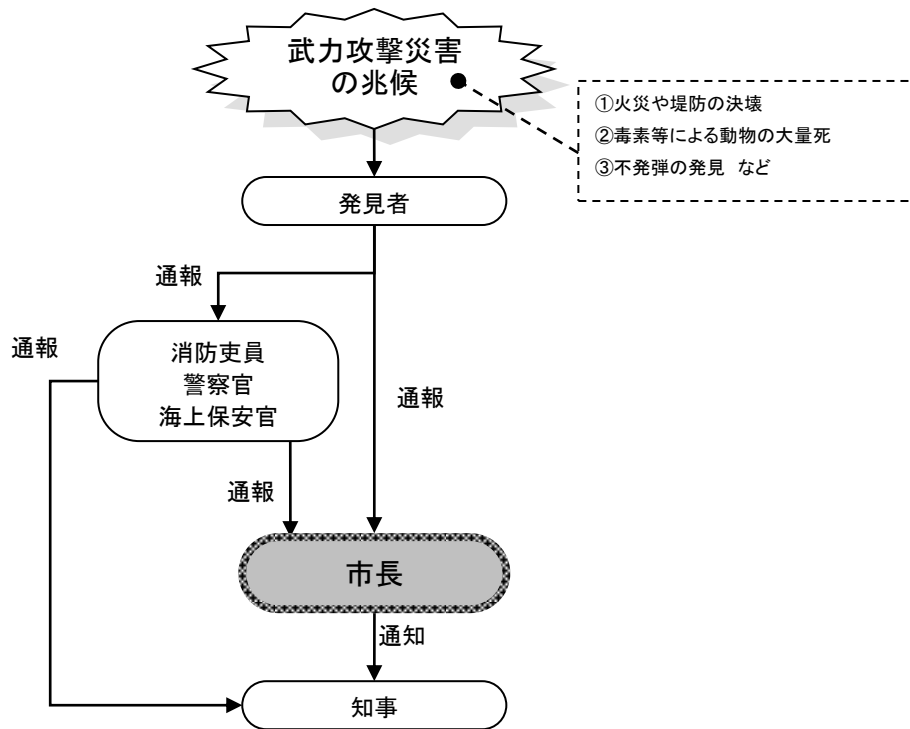
(1) 市長への通報

消防吏員は、武力攻撃に伴って発生する火災や堤防の決壊、毒素等による動物の大量死、不発弾の発見などの武力攻撃災害の兆候を発見した者から通報を受けたときは、速やかに、その旨を市長に通報する。

(2) 知事への通知

市長は、武力攻撃災害の兆候を発見した者、消防吏員、警察官又は海上保安官から通報を受けた場合において、武力攻撃災害が発生するおそれがあり、これに対処する必要があると認めるときは、速やかにその旨を知事に通知する。

【武力攻撃災害の兆候の通報】



第2 応急措置等

市は、武力攻撃災害が発生した場合において、特に必要があると認めるときは、自らの判断に基づき、退避の指示や警戒区域の設定を行うことが必要であり、それぞれの措置の実施に必要な事項について、以下のとおり定める。

1 退避の指示

〔法第112条〕

(1) 退避の指示

市長は、武力攻撃災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特に必要があると認めるときは、住民に対し退避の指示を行う。

この場合において、退避の指示に際し、必要により現地調整所を設けて（又は関係機関により設置されている場合には、職員を早急に派遣し）、関係機関との情報の共有や活動内容の調整を行う。

また、市長は、住民に退避の指示を行う場合において、その場から移動するよりも、屋内にとどまる方がより危険性が少ないと考えられるときには、「屋内への退避」を指示する。「屋内への退避」は、次のような場合に行うものとする。

- ①NBC 攻撃と判断されるような場合において、住民が何ら防護手段なく移動するよりも、外気から接触が少ない屋内の場所にとどまる方がより危険性が少ないと考えら

れるとき。

- ②敵のゲリラや特殊部隊が隠密に行動し、その行動の実態等についての情報がない場合において、屋外で移動するよりも屋内にとどまる方が不要の攻撃に巻き込まれるおそれが少ないと考えられるとき。

【退避の指示（一例）】

- ・「〇〇町×丁目、△△町〇丁目」地区の住民については、外での移動に危険が生じるため、近隣の堅ろうな建物や地下街など屋内に一時退避すること。
- ・「〇〇町×丁目、△△町〇丁目」地区の住民については、「〇〇地区の△△（一時）避難場所」へ退避すること。

（２）退避の指示に伴う措置等

- ①市は、退避の指示を防災行政無線、広報車・防災メール等により速やかに必要な地域の住民に伝達するとともに、放送事業者に対してその内容を連絡する。また、市長は、退避の指示の内容等について、知事に通知を行う。
- ②市長は、退避の必要がなくなったとして指示を解除した場合は、直ちに、その旨を公示するとともに、知事に通知する。
- ③市長は、退避の指示をする場合において、必要があると認めるときは、その退避先を指示することができる。
- ④市長は、必要があると認めるときは、警察官又は海上保安官に対し、必要と認める地域の住民に対する退避の指示を要請する。このとき、警察官又は海上保安官は、必要と認める地域の住民に対し、退避の指示をすることができることとされている。
- ⑤市長は、知事、警察官、海上保安官又は自衛官から退避の指示をした旨の通知を受けた場合は、退避の指示を行った理由、指示の内容等について情報の共有を図り、退避の実施に伴い必要な活動について調整を行う。

（３）安全の確保等

- ①市長は、退避の指示を住民に伝達する市の職員に対して、二次被害が生じないよう国及び県からの情報や市で把握した武力攻撃災害の状況、関係機関の活動状況等についての最新情報を共有するほか、消防機関、県警察及び海上保安部等と現地調整所等において連携を密にし、活動時の安全の確保に配慮する。
- ②市の職員及び消防職団員が退避の指示に係る地域において活動する際には、市長は、必要に応じて県警察、海上保安部、自衛隊の意見を聴くなど安全確認を行った上で活動させるとともに、各職員が最新の情報を入手できるよう緊急の連絡手段を確保し、また、地域からの退避方法等の確認を行う。
- ③市長は、退避の指示を行う市の職員に対して、武力攻撃事態等においては、必ず特殊標章等を交付し、着用させる。

2 事前措置

[法第 111 条]

市長は、武力攻撃災害の拡大を防止するため緊急の必要があると認めるときは、武力攻撃災害を拡大させるおそれがある設備又は物件の所有者等に対し、武力攻撃災害の拡大を防止するため必要な限度において、当該設備等の除去、保安その他必要な措置を講ずべきことを指示する。

また、市長は、必要があるときは、警察署長及び海上保安部長に対し、事前措置の指示を行うことを要請する。

3 警戒区域の設定

[法第 114 条]

(1) 警戒区域の設定

市長は、武力攻撃災害が発生し、又は正に発生しようとしている場合において、住民からの通報内容、関係機関からの情報提供、現地調整所等における関係機関の助言等から判断し、住民の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域の設定を行う。

(2) 警戒区域の設定に伴う措置等

- ①市長は、警戒区域の設定に際しては、市対策本部に集約された情報のほか、現地調整所における県警察、海上保安部、自衛隊等からの助言を踏まえて、その範囲等を決定する。また、事態の状況の変化等を踏まえて、警戒区域の範囲の変更等を行う。また、NBC 攻撃等により汚染された可能性のある地域については、専門的な知見や装備等を有する機関に対して、必要な情報の提供を求め、その助言を踏まえて区域を設定する。
- ②市長は、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずる者以外の者に対し、当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。警戒区域の設定に当たっては、ロープ、標示板等で区域を明示し、広報車等を活用し、住民に広報・周知する。また、市は、放送事業者に対してその内容を連絡する。
- ③警戒区域内では、交通の要所に職員を配置し、県警察、海上保安部、消防機関等と連携して車両、船舶、航空機及び住民が立ち入らないよう必要な措置を講ずるとともに、不測の事態に迅速に対応できるよう、現地調整所等における関係機関との情報共有に基づき、緊急時の連絡体制を確保する。
- ④市長は、必要があると認めるときは、警察官又は海上保安官に対し、必要と認める地域に対する警戒区域の設定を要請する。このとき、警察官又は海上保安官は、警戒区域を設定し、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずる者以外の者に対し、当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該警戒区域からの退去を命

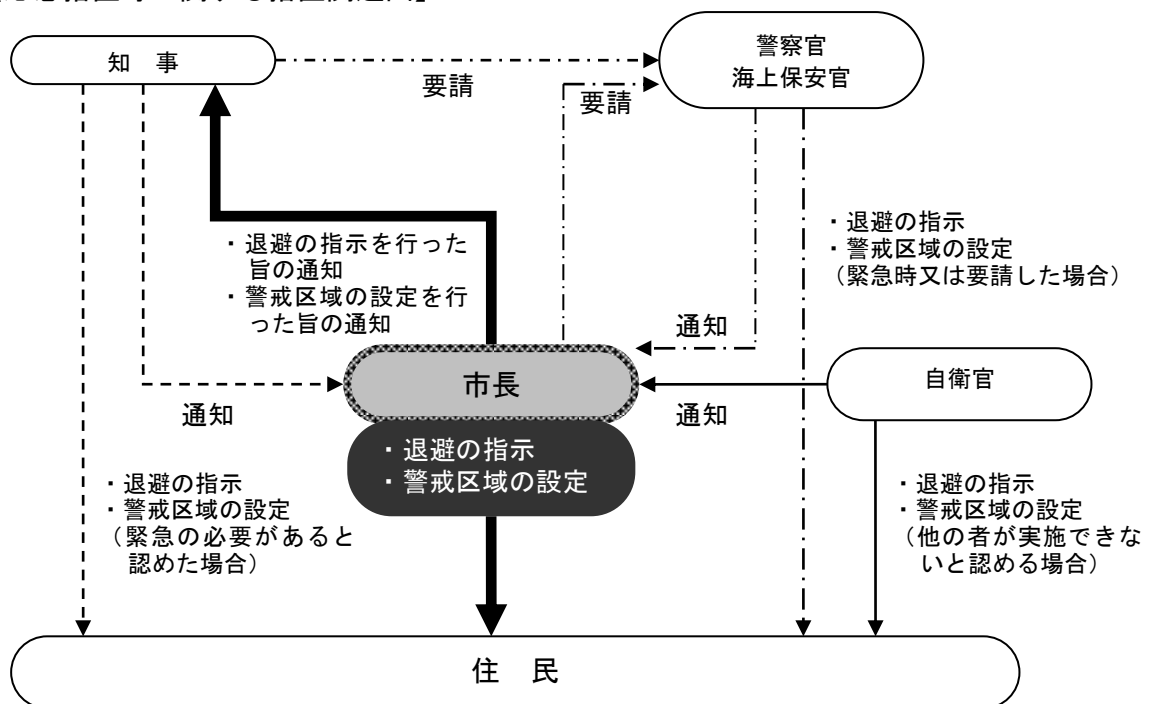
ることができることとされている。

- ⑤市長は、知事、警察官、海上保安官又は自衛官から警戒区域の設定を行った旨の通知を受けた場合は、警戒区域を設定する理由、設定範囲等について情報の共有を図り、警戒区域設定に伴い必要な活動について調整を行う。

(3) 安全の確保

市長は、警戒区域の設定を行った場合についても、退避の指示の場合と同様、区域内で活動する職員の安全の確保を図る。

【応急措置等に関する措置関連図】



※知事、警察官、海上保安官及び自衛官が退避の指示を行った場合は、直ちにその旨を市長に通知しなければならないとされている。退避の必要がなくなったときは、直ちにその旨を公示しなければならないとされている。

※知事、警察官、海上保安官及び自衛官が警戒区域の設定を行った場合は、直ちにその旨を市長に通知しなければならないとされている。

4 応急公用負担

[法第 113 条]

市長は、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずるため緊急の必要があると認めるときは、次に掲げる措置を講ずる。

- ①他人の土地、建物その他の工作物の一時使用又は土石、竹木その他の物件の使用若しくは収用
- ②武力攻撃災害を受けた現場の工作物又は物件で当該武力攻撃災害への対処に関する措置の実施の支障となるものの除去その他必要な措置(工作物等を除去したときは保管)

5 消防に関する措置等

[法第 97 条、第 119 条、第 120 条]

(1) 市が行う措置

市長は、消防機関による武力攻撃災害への対処措置が適切に行われるよう、武力攻撃等や被害情報の早急な把握に努めるとともに、県警察等と連携し、効率的かつ安全な活動が行われるよう必要な措置を講じる。

(2) 消防機関の活動

消防機関は、その施設及び人員を活用して、国民保護法のほか、消防組織法、消防法その他の法令に基づき、武力攻撃災害から住民を保護するため、消防職団員の活動上の安全確保に配慮しつつ、消火活動及び救助・救急活動等を行い、武力攻撃災害を防除し、被害を軽減する。

この場合において、消防局及び消防署は、その装備、資機材、人員、技能等を活用し武力攻撃災害への対処を行うとともに、消防団は、消防局長又は消防署長の所轄の下で、消防団が保有する装備・資機材等の活動能力に応じ地域の実状に即した活動を行う。

(3) 消防相互応援協定等に基づく応援要請

市長は、市の区域内の消防力のみをもってしては対処できないと判断した場合は、知事又は他の市町長に対し、相互応援協定等に基づく消防の応援要請を行う。

(4) 緊急消防援助隊等の応援要請

市長は、(3)による消防の応援のみでは十分な対応が取れないと判断した場合又は武力攻撃災害の規模等に照らし緊急を要するなど必要と判断した場合は、緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画及び緊急消防援助隊運用要綱に基づき、知事を通じ又は、必要に応じ、直接に消防庁長官に対し、緊急消防援助隊等による消火活動及び救助・救急活動の応援等を要請する。

(5) 消防の応援の受入体制の確立

市長は、消防に関する応援要請を行ったとき及び消防庁長官の指示により緊急消防援助隊の出動に関する指示が行われた場合、これらの消防部隊の応援が円滑かつ適切に行われるよう、知事と連携し、出動部隊に関する情報を収集するとともに、進出拠点等に関する調整や指揮体制の確立を図るなど消防の応援の受入れに関して必要な事項の調整を行う。

(6) 消防の相互応援に関する出動

市長は、他の被災市町の長から相互応援協定等に基づく応援要請があった場合及び消防庁長官による緊急消防援助隊等の出動指示があった場合に伴う消防の応援を迅速かつ円滑に実施するために、武力攻撃災害の発生状況を考慮し、知事との連絡体制を確保するとともに、消防局長と連携し、出動可能な消防部隊の把握を行うなど、消防の応援出動等のための必要な措置を行う。

(7) 医療機関との連携

市長は、消防機関とともに、搬送先の選定、搬送先への被害情報の提供、トリアージの実施等について医療機関と緊密な連携の取れた活動を行う。

(8) 安全の確保

- ①市長は、消火活動及び救助・救急活動等を行う要員に対し、二次被害を生じることがないように、国対策本部及び県対策本部からの情報を市対策本部に集約し、全ての最新情報を提供するとともに、県警察等との連携した活動体制を確立するなど、安全の確保のための必要な措置を行う。
- ②その際、市長は、必要により現地に職員を派遣し、消防機関、県警察、海上保安部、自衛隊等と共に現地調整所を設けて、各機関の情報の共有、連絡調整に当たらせるとともに、市対策本部との連絡を確保させるなど安全の確保のための必要な措置を行う。
- ③市長は、知事又は消防庁長官から消防の応援等の指示を受けたときは、武力攻撃の状況及び予測、武力攻撃災害の状況、災害の種別、防護可能な資機材、設備、薬剤等に関する情報を収集するとともに、出動する要員に対し情報の提供及び支援を行う。
- ④消防団は、施設、装備、資機材及び通常の活動体制を考慮し、災害現場においては、消防局と連携し、その活動支援を行うなど団員に危険が及ばない範囲に限定して活動する。
- ⑤市長、消防局長は、特に現場で活動する消防職団員等に対し、必ず特殊標章等を交付し着用させるものとする。

第3 生活関連等施設における災害への対処等

1 生活関連等施設の安全確保

[法第102条]

市は、生活関連等施設などの特殊な対応が必要となる施設について、国の方針に基づき、必要な対処が行えるよう、国、県その他の関係機関と連携した市の対処に関して、以下のとおり定める。

(1) 生活関連等施設の状況の把握

市は、市対策本部を設置した場合においては、当該生活関連等施設の安全に関する情報、各施設における対応状況等の必要な情報を収集する。

(2) 消防機関による支援

消防機関は、生活関連等施設の管理者から支援の求めがあったときは、指導、助言、連絡体制の強化、資機材の提供、職員の派遣など、可能な限り必要な支援を行う。また、自ら必要があると認めるときも、同様とする。

(3) 市が管理する施設の安全の確保

市長は、市が管理する生活関連等施設について、当該施設の管理者としての立場から、安全確保のために必要な措置を行う。

この場合において、市長は、必要に応じ、県警察、海上保安部、消防機関その他の行政機関に対し、支援を求める。

また、このほか、生活関連等施設以外の市が管理する施設についても、生活関連等施設における対応を参考にして、可能な範囲で警備の強化等の措置を講ずる。

2 危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除

[法第103条]

(1) 危険物質等に関する措置命令

市長は、危険物質等に係る武力攻撃災害の発生を防止するため緊急の必要があると認めるときは、危険物質等の取扱者に対し、武力攻撃災害発生防止のための必要な措置を講ずべきことを命ずる。

なお、避難住民の運送などの措置において当該物質等が必要となる場合は、関係機関と市対策本部で所要の調整を行う。

※ 危険物質等について市長が命ずることができる対象及び措置

【対象】

- ①市の区域に設置される消防法第2条第7項の危険物の製造所、貯蔵所若しくは取扱

所（移送取扱所を除く。）又は市の区域のみに設置される移送取扱所において貯蔵し、又は取り扱うもの（国民保護法施行令第 29 条）

- ②毒物及び劇物取締法第 2 条第 1 項の毒物及び同条第 2 項の劇物（同法第 3 条第 3 項の毒物劇物営業者、同法第 3 条の 2 第 1 項の特定毒物研究者並びに当該毒物及び劇物を業務上取り扱う者が取り扱うものに限る。）を同法第 4 条第 1 項の登録を受けた者が取り扱うもの（国民保護法施行令第 29 条）

【措置】

- ①危険物質等の取扱所の全部又は一部の使用の一時停止又は制限（危険物については消防法第 12 条の 3、毒物劇物については国民保護法第 103 条第 3 項第 1 号）
②危険物質等の製造、引渡し、貯蔵、移動、運搬又は消費の一時禁止又は制限（国民保護法第 103 条第 3 項第 2 号）
③危険物質等の所在場所の変更又はその廃棄（国民保護法第 103 条第 3 項第 3 号）

（2）警備の強化及び危険物質等の管理状況報告

市長は、危険物質等の取扱者に対し、必要があると認めるときは、警備の強化を求める。また、市長は、(1)の①から③までの措置を講ずるために必要があると認める場合は、危険物質等の取扱者から危険物質等の管理の状況について報告を求める。

3 石油コンビナート等に係る武力攻撃災害への対処

[法第 104 条]

市は、石油コンビナート等に係る武力攻撃災害の対処については、石油コンビナート等災害防止法の規定が適用されることから、同法に定める措置を行うことを基本とする。

また、石油コンビナート等は、危険物質等の取扱所として生活関連等施設に該当することから、石油コンビナート等災害防止法に基づく対処に加えて、生活関連等施設に関する措置及び危険物質等の取扱所に関する措置も併せて講ずる。

第 4 NBC 攻撃による災害への対処

[法第 107 条、第 108 条]

市は、NBC 攻撃による汚染が生じた場合の対処について、国による基本的な方針を踏まえた対応を行うことを基本としつつ、特に、対処の現場における初動的な応急措置を講ずる。

（1）応急措置の実施

市長は、NBC 攻撃が行われた場合においては、その被害の現場における状況に照らして、現場及びその影響を受けることが予想される地域の住民に対して、退避を指示し、又は警戒区域を設定する。

市は、保有する装備、資機材等により対応可能な範囲内で関係機関とともに、原因物質の特定、被災者の救助等の活動を行う。

(2) 国の方針に基づく措置の実施

市は、内閣総理大臣が、関係大臣を指揮して、汚染拡大防止のための措置を講ずる場合においては、内閣総理大臣の基本的な方針及びそれに基づく各省庁における活動内容について、県を通じて国から必要な情報を入手するとともに、当該方針に基づいて、所要の措置を講ずる。

(3) 関係機関との連携

市長は、NBC 攻撃が行われた場合は、市対策本部において、消防機関、県警察、海上保安部、自衛隊、医療関係機関等から被害に関する情報や関係機関の有する専門的知見、対処能力等に関する情報を共有し、必要な対処を行う。

その際、必要により現地調整所を設置し（又は職員を参画させ）、現場における関係機関の活動調整の円滑化を図るとともに、市長は、現地調整所の職員から最新の情報についての報告を受けて、当該情報を基に、県に対して必要な資機材や応援等の要請を行う。

(4) 汚染原因に応じた対応

市は、NBC 攻撃のそれぞれの汚染原因に応じて、国及び県との連携の下、次の点に留意して措置を講ずる。

①核攻撃等の場合

市は、核攻撃等による災害が発生した場合、国の対策本部による汚染範囲の特定を補助するため、汚染の範囲特定に資する被災情報を県に直ちに報告する。

また、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、被ばく線量の管理を行いつつ、活動を実施させる。

②生物剤による攻撃の場合

市は、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、必要に応じワクチン接種を行い、関係機関が行う汚染の原因物質の特定等に資する情報収集などの活動を実施する。また、感染症法の枠組みに従い、患者の移送等を行うとともに、県警察等の関係機関と連携して、保健所による消毒等の措置を行う。

③化学剤による攻撃の場合

市は、風下方向への拡散に対して警戒区域の設定等の措置を講ずるほか、措置に当たる要員に防護服を着用させ、関係機関が行う原因物質の特定、汚染地域の範囲の特定、被災者の救助及び除染等に資する情報収集などの活動を行う。

※【生物剤を用いた攻撃の場合における対応】

天然痘等の生物剤は、人に知られることなく散布することが可能であり、また、発症するまでの潜伏期間に感染者が移動することにより、生物剤が散布されたと判明したときには既に被害が拡大している可能性がある。生物剤を用いた攻撃については、こうした特殊性に鑑み、特に留意が必要である。

このため、安全対策部においては、生物剤を用いた攻撃の特殊性に留意しつつ、生物剤の散布等による攻撃の状況について、通常の被害の状況等の把握の方法とは異なる点に鑑み、保健衛生・医療対策部と緊密な連絡を取り合い、厚生労働省を中心とした一元的情報収集、データ解析等サーベランス（疾病監視）による感染源及び汚染地域への作業に協力することとする。

（５）汚染拡大防止措置の実施

市長は、知事より汚染の拡大を防止するため協力の要請があったときは、措置の実施に当たり、県警察等関係機関と調整しつつ、次の表に掲げる権限を行使する。

（国民保護法第 108 条より）

	対象物件等	措置
1 号	飲食物、衣類、寝具その他の物件	占有者に対し、以下を命ずる。 ・移動の制限 ・移動の禁止 ・廃棄
2 号	生活の用に供する水	管理者に対し、以下を命ずる。 ・使用の制限又は禁止 ・給水の制限又は禁止
3 号	死体	・移動の制限 ・移動の禁止
4 号	飲食物、衣類、寝具その他の物件	・廃棄
5 号	建物	・立入りの制限 ・立入りの禁止 ・封鎖
6 号	場所	・交通の制限 ・交通の遮断

市長は、上記表中の第 1 号から第 4 号までに掲げる権限を行使するときは、当該措置の名宛て人に対し、次の表に掲げる事項を通知する。ただし、差し迫った必要があるときは、当該措置を講じた後、相当の期間内に、同事項を当該措置の名宛て人（上記表中の占有者、管理者等）に通知する。

市長は、上記表中の第 5 号及び第 6 号に掲げる権限を行使するときは、適当な場所に次の表に掲げる事項を掲示する。ただし、差し迫った必要があるときは、その職員が現場で指示を行う。

【権限行使時に掲げる事項】

1	当該措置を講ずる旨
2	当該措置を講ずる理由
3	当該措置の対象となる物件、生活の用に供する水又は死体（上記表中第5号及び第6号に掲げる権限を行使する場合にあっては、当該措置の対象となる建物又は場所）
4	当該措置を講ずる時期
5	当該措置の内容

（6）要員の安全の確保

市長は、NBC 攻撃を受けた場合、武力攻撃災害の状況等の情報について、現地調整所や県からの積極的な収集に努め、当該情報を速やかに提供するなど、応急対策を講ずる要員の安全の確保に配慮する。

第8章 被災情報の収集及び報告

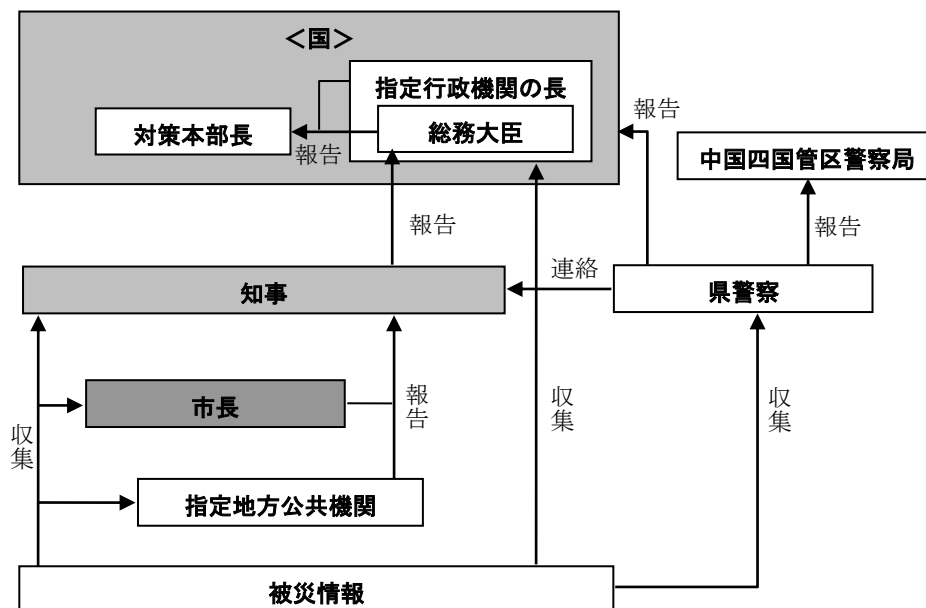
市は、被災情報を収集し、知事に報告することとされていることから、被災情報の収集及び報告に当たり必要な事項について、以下のとおり定める。

○被災情報の収集及び報告

- ①市は、電話、防災行政無線その他の通信手段により、武力攻撃災害が発生した日時及び場所又は地域、発生した武力攻撃災害の状況の概要、人的及び物的被害の状況等の被災情報について収集する。
- ②市は、情報収集に当たっては、県警察、海上保安部等との連絡を密にする。また、特に消防機関は、機動的な情報収集活動を行うため、必要に応じ消防車両等を活用した情報の収集を行う。
- ③市は、被災情報の収集に当たっては、県及び消防庁に対し、火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付け消防災第267号消防庁長官通知）に基づき、電子メール、FAX等により直ちに被災情報の第一報を報告する。
- ④市は、第一報を消防庁に報告した後も、随時被災情報の収集に努めるとともに、収集した情報についてあらかじめ定めた様式に従い、電子メール、FAX等により速やかに県に対し報告する。

なお、新たに重大な被害が発生した場合など、市長が必要と判断した場合には、直ちに、火災・災害等即報要領に基づき、県及び消防庁に報告する。

【被災情報の収集等の措置関連図】



第9章 保健衛生の確保その他の措置

市は、避難所等の保健衛生の確保を図り、武力攻撃災害により発生した廃棄物の処理を適切かつ迅速に行うことが重要であることから、保健衛生の確保その他の措置に必要な事項について、以下のとおり定める。

1 保健衛生の確保

[法第 123 条]

市は、避難先地域における避難住民等についての状況等を把握し、その状況に応じて、地域防災計画に準じた次に掲げる措置を実施する。

(1) 保健衛生対策

市は、避難住民等の健康維持及び避難先地域の衛生状態保持のため、県と連携し医師等保健医療関係者による健康相談、指導等を実施する。

- ①市は、市医師会、県（保健所）等と連携し、保健師による健康相談を実施し、被災者の健康状態の把握、栄養指導、精神保健相談等の健康管理を行う。特に、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等の避難行動要支援者の心身双方の健康状況には特段の配慮を行う。また、必要に応じ福祉施設等への入所、介護職員の派遣、車椅子等の手配等を、福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得て、計画的に実施する。
- ②避難住民に対し、台所、便所等の衛生的管理及び消毒手洗いの励行等を指導する。
- ③塵芥、^{じんがい}汚泥等を積換所及び分別所を経て埋め立て又は焼却するとともに、し尿の処理に万全を期す。
- ④被災者の衛生状態を良好に維持するため、入浴施設に係る情報提供を行う。
- ⑤必要に応じて、国民保護措置従事者の健康診断を実施する。

(2) 防疫対策

市は、避難住民等の生活環境の悪化、病原体に対する抵抗力の低下による感染症等の発生を防ぐため、保健衛生・医療対策部に防疫班を編成し、県等と連携し、感染症予防のための啓発、健康診断及び消毒等の措置を実施する。

(防疫活動)

防疫活動は、次のとおりとする。

- ア 感染症の病原体に汚染された場所及び感染症発生のおそれのある場所の消毒
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号。以下「感染症法」という。）第 27 条の規定により消毒を実施する。
- イ ねずみ族、昆虫等の駆除
感染症法第 28 条の規定により、区域を指定し、消毒を実施する。

ウ 物件及び建物に係る措置

感染症法第 29 条及び第 32 条の規定により、感染症の発生を予防し、又はまん延を防止するために必要な措置を講じる。

エ 検病調査及び健康診断

避難所等において、検病調査を実施し、その結果に基づき健康診断を実施する。

(3) 感染症患者発生等への対応

市は、次の措置を講じる。

ア 感染症発生状況の早期把握

被災地及び避難所における感染症患者又は無症状病原体保有者の早期発見に努める。

イ 患者の移送

入院勧告を必要とする感染症患者又は無症状病原体保有者が発生した場合は、患者移送車により感染症指定医療機関等に移送する。

ウ 感染拡大防止措置

患者の家族等接触者の調査等を行い、他の患者の早期発見、消毒の指導、感染経路の遮断等感染拡大防止の措置を行う。

エ 予防接種

インフルエンザ等の感染症が蔓延するおそれのある場合は、県と協議の上、予防接種法に基づき臨時の予防接種を実施する。

また、被災地及び避難所の乳幼児の定期予防接種の実施に努めるとともに、市外避難者の定期予防接種の実施については、関係自治体に協力を要請する。

(4) 食品衛生確保対策

市は、避難先地域における食中毒等の防止をするため、県と連携し、食品等の衛生確保のための措置を実施する。

- ①食中毒や感染症の予防のため、被災者等への食品衛生知識の普及や避難所等における食品衛生指導及び検査の徹底を図る。
- ②被災地、避難所等での飲食物による食中毒等を防止するため、必要に応じ、食品衛生監視等を実施する。

(5) 飲料水衛生確保対策

- ①市は、避難先地域における感染症等を防止するため、県と連携し、飲料水確保、飲料水の衛生確保のための措置及び飲料水に関して保健衛生上留意すべき事項等について、住民に対し、情報提供を実施する。
- ②市は、市地域防災計画の定めに準じて、水道水の供給体制を整備する。

- ③市は、水道施設の被害状況の把握を行うとともに、供給能力が不足する、又は不足

すると予想される場合については、県に対して水道用水の緊急応援に係る要請を行う。

(6) 栄養指導対策

市は、避難先地域の住民の健康維持のため、栄養管理、栄養相談及び指導を県と連携し実施する。

2 廃棄物の処理

[法第 124 条]

(1) 廃棄物処理の特例

- ①市は、環境大臣が指定する特例地域においては、県と連携し、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく廃棄物処理業の許可を受けていない者に対して、必要に応じ、環境大臣が定める特例基準に定めるところにより、廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行わせる。
- ②市は、①により廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行う者により特例基準に適合しない廃棄物の収集、運搬又は処分が行われたことが判明したときは、速やかにその者に対し、期限を定めて廃棄物の収集、運搬又は処分の方法の変更その他の必要な措置を講ずべきことを指示するなど、特例基準に従うよう指導する。

(2) 廃棄物処理対策

- ①市は、市地域防災計画の定めに準じて、「災害廃棄物対策指針」（平成 30 年 3 月環境省環境再生・資源循環局災害廃棄物対策室作成）に基づく市の計画によって廃棄物等の適正処理を推進する。
- ②市は、廃棄物関連施設などの被害状況の把握を行うとともに、処理能力が不足する、又は不足すると予想される場合については、県に対して、他の市町による応援等に係る要請を行う。

第10章 国民生活の安定に関する措置

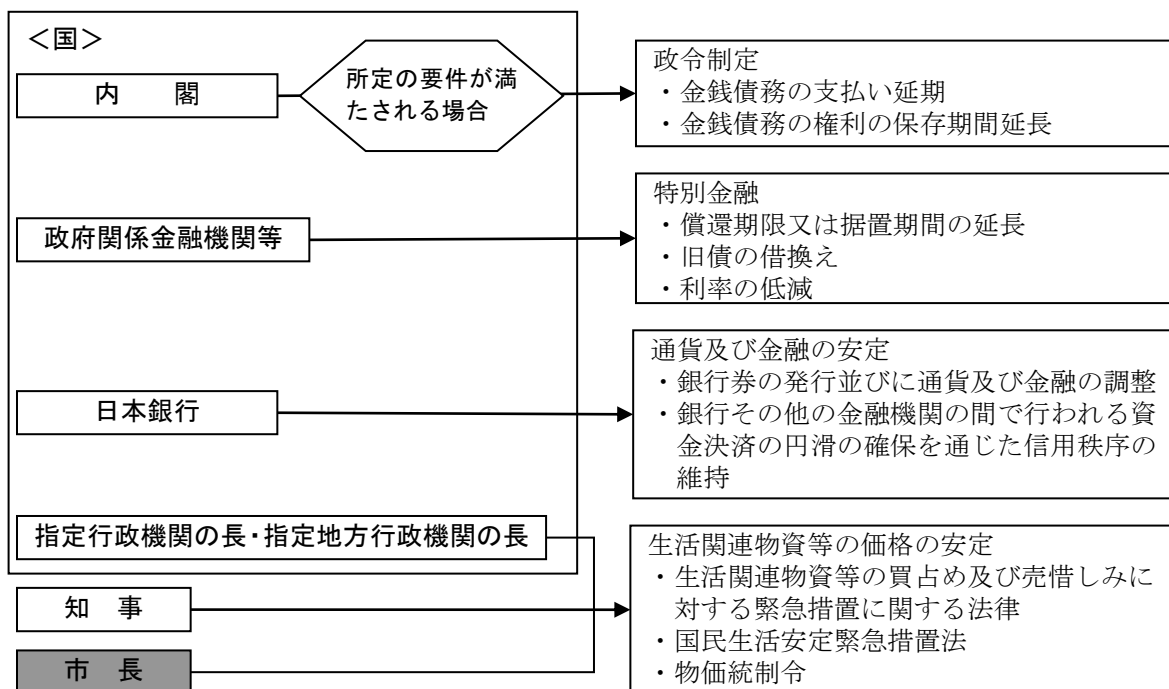
市は、武力攻撃事態等における国民生活の安定に関する措置について、以下のとおり定める。

1 生活関連物資等の価格安定

〔法第129条〕

市は、武力攻撃事態等において、物価の安定を図り、国民生活との関連性が高い物資若しくは役務又は国民経済上重要な物資若しくは役務（以下「生活関連物資等」という。）の適切な供給を図るとともに、価格の高騰や買占め及び売惜しみを防止するために県等の関係機関が実施する以下の措置に協力する。

- ・生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律に係る措置
- ・国民生活安定緊急措置法に係る措置
- ・物価統制令に係る措置



2 避難住民等の生活安定等

(1) 被災児童生徒等に対する教育

市教育委員会は、県教育委員会と連携し、被災した児童生徒等に対する教育に支障が生じないようにするため、避難先での学習機会の確保、教科書の供給、保育料の減免、奨学金の貸与、被災による生活困窮家庭の児童生徒に対する就学援助等を行うとともに、

避難住民等が被災地に復帰する際の必要に応じた学校施設等の応急復旧等について、関係機関と連携し、以下の事項に留意しつつ、適切な措置を講ずる。

①被害状況の把握及び報告

市立学校は、応急教育の円滑な実施を図るため、速やかに児童生徒及び施設設備の被害状況を把握し、市教育委員会に報告する。

②応急教育の実施

学校の施設が被災した場合には、授業が長期間にわたって中断することを避けるため、応急教育を実施する。

③教職員の確保

教職員の被災状況を把握するとともに、不足数の状況により、県教育委員会と教職員の確保について連携を図る。

④学校給食対策

学校給食は、できる限り継続実施する。

⑤保育料の減免等

市教育委員会は、被災によって保育料の減免等が必要と認められる者については、関係条例及び規則の定めるところにより、保育料の全部又は一部を免除する等の特別措置を講じる。

⑥学校施設の応急復旧

被害の軽微な校舎については、被害の程度を十分調査し、即時補修等の措置を行う。被害が甚大で応急修理が不可能な場合は、校舎再建、仮校舎建設等の計画を立て、その具体化を図る。

(2) 公的徴収金の減免等

市は、避難住民等の負担軽減のため、法律及び条例の定めるところにより、市税に関する申告、申請及び請求等の書類、納付又は納入に関する期間の延期並びに市税（延滞金を含む。）の徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて実施する。

3 生活基盤等の確保

(1) 水の安定的な供給

[法第 134 条]

水道事業者及び工業用水道事業者として市は、消毒その他衛生上の措置、被害状況に応じた送水停止等、武力攻撃事態等において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。

①応急的な措置

以下の手順で応急的な措置を実施する。

- ア 緊急配水作業
- イ 配水管等の被害調査
- ウ バルブ操作の作業

②水質の保全

ア 災害発生後は、原水から給水栓に至るまでの水質監視を強化する。

イ 消毒施設に被害が生じた場合は、水質監視を強化し、必要な残留塩素濃度を確保するため、配水池における次亜塩素酸ナトリウムの注入を行う。

(2) 公共的施設の適切な管理

道路、港湾等の管理者として、市は、当該公共的施設を適切に管理する。

第11章 特殊標章等の交付及び管理

[法第 158 条]

市は、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書に規定する特殊標章及び身分証明書（以下「特殊標章等」という。）を交付及び管理することとなるため、これらの標章等の適切な交付及び管理に必要な事項について、以下のとおり定める。

※ 特殊標章等の意義について

1949年8月12日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（第一追加議定書）において規定される国際的な特殊標章等は、国民保護措置に係る職務、業務又は協力（以下この章において「職務等」という。）を行う者及びこれらの者が行う職務等に使用される場所若しくは車両、船舶、航空機等（以下この章において「場所等」という。）を識別するために使用することができ、それらは、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書の規定に従って保護される。

1 特殊標章等

ア 特殊標章

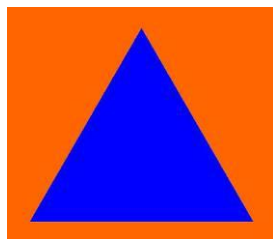
第一追加議定書第 66 条 3 に規定される国際的な特殊標章（オレンジ色地に青の正三角形）。

イ 身分証明書

第一追加議定書第 66 条 3 に規定される身分証明書（様式のひな型は下記のとおり）。

ウ 識別対象

国民保護措置に係る職務等を行う者、国民保護措置に係る協力等のために使用される場所等。



（オレンジ色地に青の正三角形）



（日本工業規格 JIS 7474 オートレ、縦 165mm (リポートA)）

（身分証明書のひな型）

2 特殊標章等の交付及び管理

市長及び消防局長は、「赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン」（平成 17 年 8 月 2 日閣副安危第 321 号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参事官（事態法制担当）通知）に基づき、具体的な交付要綱を作成した上で、それぞれ以下に示す職員等に対し、特殊標章等を交付及び使用させる。

①市長

- ・市の職員（消防局長の所轄の消防職員を除く。）で国民保護措置に係る職務を行うもの
- ・消防団長及び消防団員
- ・市長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- ・市長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

②消防局長

- ・消防局長の所轄の消防職員で国民保護措置に係る職務を行うもの
- ・消防局長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- ・消防局長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

3 特殊標章等に係る普及啓発

市は、国、県及びその他関係機関と協力しつつ、特殊標章等及び赤十字標章等の意義及びその使用に当たっての濫用防止について、教育や学習の場などの様々な機会を通じて啓発に努める。

第4編 復旧等

第1編 「総論」	第1章 市の責務、計画の位置付け、構成等
	第2章 国民保護措置に関する基本方針
	第3章 関係機関の事務又は業務の大綱等
	第4章 市の地域特性
	第5章 市国民保護計画が対象とする事態
	第6章 市の国民保護ビジョン
第2編 「平素からの備えや予防」	第1章 組織・体制の整備等
	第2章 避難、救援に関する平素からの備え
	第3章 避難行動要支援者支援に関する平素からの備え
	第4章 生活関連等施設の把握等
	第5章 物資及び資材の備蓄、整備
	第6章 国民保護に関する啓発
第3編 「武力攻撃事態等への対処」	第1章 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置
	第2章 市対策本部の設置等
	第3章 関係機関相互の連携
	第4章 警報及び避難の指示等
	第5章 救援
	第6章 安否情報の収集・提供
	第7章 武力攻撃災害への対処
	第8章 被災情報の収集及び報告
	第9章 保健衛生の確保その他の措置
	第10章 国民生活の安定に関する措置
	第11章 特殊標章等の交付及び管理
第4編 「復旧等」	第1章 応急の復旧
	第2章 武力攻撃災害の復旧
	第3章 国民保護措置に要した費用の支弁等
第5編 「地域特性に応じた避難」	第1章 市中心部における避難
	第2章 周辺居住区（北部）における避難
	第3章 周辺居住区（西部）における避難
	第4章 周辺居住区（南部）における避難
	第5章 島嶼部における避難
	第6章 山間部における避難
第6編 「緊急対処事態への対処」	第1章 対象とする緊急対処事態及びその対処

138
139
140

第1章 応急の復旧

市は、その管理する施設及び設備について、武力攻撃災害による被害が発生したときは、一時的な修繕や補修など応急の復旧のため必要な措置を講じることとし、応急の復旧に関する必要な事項について、以下のとおり定める。

1 基本的考え方

[法第 139 条、第 140 条]

(1) 市が管理する施設及び設備の緊急点検等

市は、武力攻撃災害が発生した場合には、安全の確保をした上でその管理する施設及び設備の被害状況について緊急点検を実施するとともに、被害の拡大防止及び被災者の生活確保を最優先に応急の復旧を行う。

(2) 通信機器の応急の復旧

市は、武力攻撃災害の発生により、防災行政無線等関係機関との通信機器に被害が発生した場合には、代替通信手段の確保を行うとともに、保守要員により速やかな復旧措置を講ずる。また、復旧措置を講じてもおお障害がある場合は、他の通信手段により関係機関との連絡を行うものとし、直ちに総務省にその状況を連絡する。

(3) 県に対する支援要請

市は、応急の復旧のための措置を講ずるに当たり必要があると認める場合には、県に対し、それぞれ必要な人員や資機材の提供、技術的助言その他必要な措置に関し支援を求める。

2 ライフライン施設の応急の復旧

市は、武力攻撃災害が発生した場合には、市が管理するライフライン施設（上下水道施設）について、速やかに被害の状況を把握するとともに、被害の状況に応じて、応急の復旧のための措置を講ずる。

3 輸送の確保に関する応急の復旧等

市は、武力攻撃災害が発生した場合には、その管理する道路、漁港施設及びその所有する港湾施設について、速やかに被害の状況を把握し、その状況を県に報告するとともに、被害の状況に応じて、障害物の除去その他避難住民の運送等の輸送の確保に必要な応急の復旧のための措置を講ずる。

第2章 武力攻撃災害の復旧

市は、その管理する施設及び設備について、武力攻撃災害による被害が発生したときは、武力攻撃災害の復旧を行うこととし、武力攻撃災害の復旧に関する必要な事項について、以下のとおり定める。

1 国における所要の法制の整備等を踏まえた復旧の実施

[法第 141 条]

武力攻撃災害が発生したときは、国において財政上の措置その他本格的な復旧に向けた所要の法制が整備されるとともに、特に、大規模な武力攻撃災害が発生したときは、本格的な復旧に向けての国全体としての方向性について速やかに検討することとされており、市は、武力攻撃災害の復旧について、国が示す方針にしたがって県と連携して実施する。

2 市が管理する施設及び設備の復旧

市は、武力攻撃災害により市の管理する施設及び設備が被災した場合は、被災の状況、周辺地域の状況等を勘案しつつ迅速な復旧を行う。また、必要があると判断するときは、地域の実情等を勘案し、県と連携して、当面の復旧の方向を定める。

第3章 国民保護措置に要した費用の支弁等

市が国民保護措置の実施に要した費用については、原則として国が負担することとされており、国民保護措置に要した費用の支弁等に関する手続等に必要な事項について、以下のとおり定める。

1 国民保護措置に要した費用の支弁、国への負担金の請求

[法第 168 条]

(1) 国に対する負担金の請求方法

市は、国民保護措置の実施に要した費用で市が支弁したものについては、国民保護法により原則として国が負担することとされていることから、別途国が定めるところにより、国に対し負担金の請求を行う。

(2) 関係書類の保管

市は、武力攻撃事態等における国民保護措置の実施に要する費用の支出に当たっては、その支出額を証明する書類等を保管する。

2 損失補償及び損害補償

[法第 159 条、第 160 条]

(1) 損失補償

市は、国民保護法に基づく次の行政処分を行った結果、通常生ずべき損失については、国民保護法施行令に定める手続等に従い、補償を行う。

- ・ 土地、建物その他の工作物の一時使用及び土石、竹木その他の物件の使用又は収用
 - ・ 特定物資の収用及び保管命令
 - ・ 土地、家屋又は物資の使用
- } (市長が知事から委任された事務において
処分を行い、かつ、立替支弁の要請を受けた場合)

(2) 損害補償

市は、国民保護措置の実施について次の協力を要請し、その要請を受けて協力をした者がそのために死傷したときは、国民保護法施行令に定める手続等に従い、損害補償を行う。

- ・ 避難住民の誘導に必要な援助
- ・ 救援に必要な援助
- ・ 消火、負傷者の搬送、被災者の救助等の実施に必要な援助
- ・ 保健衛生の確保に必要な援助

3 総合調整及び指示に係る損失の補てん

[法第 161 条]

市は、県の対策本部長が総合調整を行い、又は避難住民の誘導若しくは避難住民の運送に係る指示をした場合において、当該総合調整又は指示に基づく措置の実施に当たって市が損失を受けたときは、国民保護法施行令に定める手続に従い、県に対して損失の請求を行う。

ただし、市の責めに帰すべき事由により損失が生じたときは、この限りではない。

第5編 地域特性に応じた避難

第1編 「総論」	第1章 市の責務、計画の位置付け、構成等	
	第2章 国民保護措置に関する基本方針	
	第3章 関係機関の事務又は業務の大綱等	
	第4章 市の地域特性	
	第5章 市国民保護計画が対象とする事態	
	第6章 市の国民保護ビジョン	
第2編 「平素からの備えや予防」	第1章 組織・体制の整備等	
	第2章 避難、救援に関する平素からの備え	
	第3章 避難行動要支援者支援に関する平素からの備え	
	第4章 生活関連等施設の把握等	
	第5章 物資及び資材の備蓄、整備	
	第6章 国民保護に関する啓発	
第3編 「武力攻撃事態等への対処」	第1章 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置	
	第2章 市対策本部の設置等	
	第3章 関係機関相互の連携	
	第4章 警報及び避難の指示等	
	第5章 救援	
	第6章 安否情報の収集・提供	
	第7章 武力攻撃災害への対処	
	第8章 被災情報の収集及び報告	
	第9章 保健衛生の確保その他の措置	
	第10章 国民生活の安定に関する措置	
	第11章 特殊標章等の交付及び管理	
第4編 「復旧等」	第1章 応急の復旧	
	第2章 武力攻撃災害の復旧	
	第3章 国民保護措置に要した費用の支弁等	
第5編 「地域特性に応じた避難」	第1章 市中心部における避難	142
	第2章 周辺居住区（北部）における避難	144
	第3章 周辺居住区（西部）における避難	145
	第4章 周辺居住区（南部）における避難	146
	第5章 島嶼部における避難	147
	第6章 山間部における避難	149
第6編 「緊急対処事態への対処」	第1章 対象とする緊急対処事態及びその対処	

第1章 市中心部における避難

1 地区の特徴

おおむね松山環状線の内側を区域とする。行政機能、商業・サービス、ビジネス、観光・文化、文教などの都市機能が集約されており、エリア内は、JR、伊予鉄道、路線バスなどの交通網が発達している。昼間は、市内全域から通勤・通学者、買い物客、観光客等の一時滞在者が集中する。

市中心部から北、東方面への道路が少なく、南、南東方面への道路が比較的多い。

2 地区内の重要施設

当該地区内には、以下の重要施設が存在する。

- JR 松山駅、松山市駅などの交通拠点
- 県庁、市役所、県警察本部などの行政機関
- 事業所本支店などの経済活動拠点
- デパート・大型スーパー、地下商店街、松山市総合コミュニティセンター、愛媛県県民文化会館、松山市民会館などの大規模集客施設
- 愛媛大学などの大学・教育施設
- 松山城、道後温泉本館などの観光施設
- 竹原浄水場、中央浄化センターなどの上下水道施設 等

3 地域特性に応じた避難計画

○武力攻撃やテロの目的は、軍事的占領、威力誇示、経済停滞、市民殺傷や恐怖扇動など、様々であるが、いずれの動機においても、都市機能が集約した市中心部は、標的となりやすい。

○特に、大規模集客施設を標的としたテロ攻撃などへの対応をはじめとして、市中心部における昼間の不特定多数の市民（従業者や通学者、観光客等）を対象とした避難計画をあらかじめ定めることとする。突発的かつ局所的な事態、例えばゲリラ・特殊部隊等による攻撃の際には、市は、事態発生当初は屋内に一時的に避難させ、その後安全措置を講じつつ適切な避難所に避難させる等の対応を実施する。なお、状況により、市は、緊急通報の伝達・通知、退避の指示、警戒区域の設定等を実施する。

○ゲリラ・特殊部隊等による攻撃に伴う避難は、攻撃への防御活動と並行して行われることが多く、警報の内容等とともに、現場における県警察、自衛隊等からの情報や助言等を踏まえて判断することとし、状況に応じて、最終的には、住民を攻撃の区域外に避難させる。

○大規模集客施設や交通機関等への攻撃の際には、市は施設管理者に対して次の措置を

要請する。

- ・警察等と連携した施設の警備強化
- ・避難誘導や構内放送等が速やかに行われるような態勢の保持
- ・警察、消防、自衛隊等関係機関と連携した施設利用者等の避難誘導

また、市は、市が管理する施設、大規模集客施設及び繁華街等を往来する人に対して速やかに情報伝達が行えるよう、防災行政無線や広報車両等の充実を図る。

○市中心部には、行政機関や事業所、大規模商業施設等が多く、緊急の避難のための「堅ろうな建物」も多くあるが、これらの建物の使用可否について、施設管理者とあらかじめ調整を実施することとする。弾道ミサイル攻撃や航空攻撃の際には、当初はこのようなできるだけ近くのコンクリート造りの堅ろうな施設や建築物の地階、地下街、地下駐車場等地下施設への避難の指示の伝達を実施する。

○市郊外又は市外への避難を実施する際には、事態の状況を踏まえながら、市は、方面別の道路の輸送力等を考慮した避難実施要領を作成し、避難誘導を実施する。

第2章 周辺居住区(北部)における避難

1 地区の特徴

おおむね市中心部より北（東側山間部を除く。）を区域とする。北条から堀江地域までの沿岸域は、道の駅や海水浴場、ゴルフ場等、スポーツ・レクリエーション関連の施設が整備されている。地区内の交通網としては、JR 予讃線と国道 196 号が地区内をほぼ南北に走っている。

2 地区内の重要施設

当該地区内には、以下の重要施設が存在する。

- 北条港などの海上輸送拠点
- 堀江海水浴場、北条スポーツセンター、文化の森公園などのスポーツ・レクリエーション関連施設
- 大学・教育施設
- 北条浄水場、北部浄化センター、北条浄化センターなどの上下水道施設 等

3 地域特性に応じた避難計画

- 東方面の山間部に向かう道路が少ないため、避難の際は、国道 196 号など南北方向の移動が原則となる。
- 夏場の海水浴客の避難などについては、上記のような道路事情を踏まえた上で、避難路や避難計画等をあらかじめ検討するものとする。
- 島嶼部しよからの避難を実施する場合においては、北条港が受入口となるため、これら港湾等を拠点とした避難所までの二次搬送の体制をあらかじめ検討する。

第3章 周辺居住区(西部)における避難

1 地区の特徴

おおむね市中心部より西（石手川以北西）を区域とする。松山空港や松山港など、空と海の交通拠点が存在する。また、三津浜、高浜の両港は、島嶼部との往来の拠点となっている。港湾・空港に近接した臨海部においては、石油コンビナート地区となっており、大規模な工場等が存在する。

2 地区内の重要施設

当該地区内には、以下の重要施設が存在する。

- 石油コンビナート地区
- 松山空港などの航空輸送拠点
- 三津浜港、松山観光港などの海上輸送拠点
- 愛媛国際貿易センター（アイテムえひめ）などの大規模集客施設
- 中央卸売市場などの卸売・商業施設
- 松山総合公園などのレクリエーション関連施設
- 垣生浄水場、西部浄化センター、西クリーンセンターなどの上下水道、衛生関連施設等

3 地域特性に応じた避難計画

- 石油コンビナート等は、危険物施設であり、武力攻撃（例えばミサイル攻撃）の標的となりやすい。愛媛県石油コンビナート等防災計画を踏まえた上で、事態の状況に応じた避難範囲や避難方法等を検討する。有毒ガスの漏洩の危険性がある場合は、その時点の気象状況、風向、地形等により拡散の範囲が決まることから、周辺住民の居住状況等を考慮しつつ、風上や風横に住民を避難誘導又は屋内への避難を実施する。また、大規模な爆発が発生した場合は、その影響が広範囲に及ぶ可能性があることから、可能な限り予防的に影響が予想される地域の範囲外に住民を避難させることとするが、時間や場合によっては、屋内に避難させることもあり得る。
- 市は、危険物施設の実態を把握するとともに、必要に応じて施設管理者との緊急連絡体制を整備する。また、市は、施設管理者に対して、対処マニュアルの整備、資機材等の定期検査及び継続的な巡視等安全確保措置を要請する。
- 島嶼部からの避難を実施する場合には、三津浜港や松山観光港が受入口となるため、これら港湾等を拠点とした避難所までの二次搬送の体制をあらかじめ検討する。

第4章 周辺居住区(南部)における避難

1 地区の特徴

おおむね市中心部より南、東方面（石手川以南及び東方面、南部山間部を除く）を区域とする。石手川と重信川に挟まれた地区に居住区が密集している。地区内の交通網としては、東温市方面への国道 11 号及び松山自動車道、砥部町方面への国道 33 号、西部方面への松山外環状道路などが走っている。また、交通拠点として松山 IC がある。ほかに、陸上自衛隊松山駐屯地の存在が挙げられる。

2 地区内の重要施設

当該地区内には、以下の重要施設が存在する。

- 松山 IC などの陸上交通拠点
- 松山中央公園、えひめこどもの城、愛媛県総合運動公園などのスポーツ・レクリエーション等施設
- 陸上自衛隊松山駐屯地
- 南クリーンセンターなどの衛生関連施設
- 大学・教育施設
- かきつばた浄水場、高井神田浄水場、久谷浄水場などの上水道施設 等

3 地域特性に応じた避難計画

○国道 11 号及び県道松山川内線は、陸上自衛隊松山駐屯地の部隊行動においても重要な経路であると同時に、東温市との市境付近に、国立病院機構四国がんセンター、東温市に愛媛大学医学部附属病院、国立病院機構愛媛病院などの大規模病院があり、重症患者等の搬送の際に重要な経路となる。当該地区の住民の区域外への避難を実施する際には、上記の道路事情を踏まえた上で、避難路や避難計画等をあらかじめ検討するものとする。

第5章 島嶼部しよにおける避難

1 地区の特徴

おおむね中島、興居島などの島嶼を区域とする。中島、興居島、野忽那島、睦月島、怒和島、津和地島、二神島、釣島、安居島など、有人・無人合わせて多くの島々から構成される。他の地区に比べて高齢化率（総人口のうち 65 歳以上の高齢者が占める割合）が高い。上述の主な有人島には、公民館、小学校等があり、小学校のグラウンドなどが臨時ヘリポートに指定されている。市中心部との往来は、民間事業者が運航するフェリーや高速船等による。

2 地区内の重要施設

当該地区内には、以下の重要施設が存在する。

- 大浦港などの海上輸送拠点
- 中島総合文化センターなどの集客施設
- 浄水場などの上水道施設 等

3 地域特性に応じた避難計画

○特殊部隊やゲリラなどの攻撃主体の作戦行動上の観点において、島嶼部は、要所となり得、島嶼部からの避難の際は、主に船舶での避難となり、輸送手段が限定的であることから、避難の困難性が内在している。また、通信、電気、水道、ガスなどのライフラインが意図的な破壊を受けた場合、島全体が孤立する可能性がある。

○島嶼部は全般的に高齢化率が高いことから、情報の伝達や避難、救援などの措置の実施に当たっては、高齢者への配慮が特に重要となる。

○島嶼部における避難に際しては、平時から、警報、避難の指示の伝達及び避難誘導に必要な準備を実施する。市は、島嶼部の住民の避難について、国から示された「離島の住民の避難に係る運送事業者の航空機や船舶の使用等についての基本的な考え方」を踏まえ、可能な限り全住民の避難を視野に入れた体制を整備する。この場合、市は、県及び指定地方公共機関との連携・協力を努め、以下に掲げる情報についてあらかじめ把握しておくものとする。

- ・島の全住民を避難させる場合に必要となる輸送手段（市保有車両、船舶、マイカー等）
- ・想定される避難先までの輸送経路
- ・島外からの輸送手段を受け入れる場合の受入体制
- ・島内にある港湾等までの輸送体制
- ・島の住民及び滞在者の概数 等

なお、避難実施要領のパターンをあらかじめ定めるものとする。

- また、島嶼部における避難において、市は、警報の内容の伝達、避難の指示の伝達、退避の指示、警戒区域の設定、避難住民の誘導、避難所の運営等救援に関する協力、安否情報の収集・提供等を実施する。島嶼部からの避難住民の誘導に際して、市は、島内の住民を輸送の拠点となる港湾等へ輸送するバスや公用車などを確保し、各地区の住民に周知を行うとともに、あらかじめ定めた避難実施要領のパターンを基に、県警察その他関係機関の意見を聴いて避難実施要領を作成し、避難誘導を実施する。この際、市長は、避難住民の誘導を実施するため必要があると認めるときは、知事に対して応援を求めるものとする。また、市長は、海上保安庁や自衛隊による避難住民の運送が特に必要であると認めるときは、知事に対し要請を求めるものとする。
- 市長は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し避難住民の運送を求める場合は、関係機関及びその職員に危険が及ぶことがないように、当該指定公共機関又は指定地方公共機関に当該運送を的確かつ安全に実施するために必要な情報を随時十分に提供すること等により、関係機関及びその職員の安全確保に十分に配慮するものとする。

第6章 山間部における避難

1 地区の特徴

おおむね市東部及び市南部の山間部を区域とする。市東部の山間部には、国道 317 号沿いに奥道後温泉地区、石手川ダムなどがある。周辺居住区（北部）にかけて、ゴルフ場がある。

また、南部の山間部では、県道三坂松山線沿いに集落が存在する。

2 地区内の重要施設

当該地区内には、以下の重要施設が存在する。

○石手川ダム、市之井手浄水場などの生活関連等施設 等

3 地域特性に応じた避難計画

○他の地区に比べれば、直接的に攻撃の対象となる可能性は低いため、山間部が要避難地域になる可能性は低いと考えられる。しかし、市中心部を含む全市的な避難が必要となる場合には、山間部が避難先又は避難経路となる可能性があるため、これら山間部の交通ルートを活用した避難計画等についてあらかじめ検討するものとする。

○一方で、石手川ダムが攻撃対象となり決壊した場合には、当該地区以外の下流域（市中心部を含む）が浸水する可能性があるため、市内の広い範囲の避難が必要となることに留意する必要がある。

第6編 緊急対処事態への対処

第 1 編 「総論」	第 1 章	市の責務、計画の位置付け、構成等
	第 2 章	国民保護措置に関する基本方針
	第 3 章	関係機関の事務又は業務の大綱等
	第 4 章	市の地域特性
	第 5 章	市国民保護計画が対象とする事態
	第 6 章	市の国民保護ビジョン
第 2 編 「平素からの備えや予防」	第 1 章	組織・体制の整備等
	第 2 章	避難、救援に関する平素からの備え
	第 3 章	避難行動要支援者支援に関する平素からの備え
	第 4 章	生活関連等施設の把握等
	第 5 章	物資及び資材の備蓄、整備
	第 6 章	国民保護に関する啓発
第 3 編 「武力攻撃事態等への対処」	第 1 章	初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置
	第 2 章	市対策本部の設置等
	第 3 章	関係機関相互の連携
	第 4 章	警報及び避難の指示等
	第 5 章	救援
	第 6 章	安否情報の収集・提供
	第 7 章	武力攻撃災害への対処
	第 8 章	被災情報の収集及び報告
	第 9 章	保健衛生の確保その他の措置
	第 10 章	国民生活の安定に関する措置
	第 11 章	特殊標章等の交付及び管理
第 4 編 「復旧等」	第 1 章	応急の復旧
	第 2 章	武力攻撃災害の復旧
	第 3 章	国民保護措置に要した費用の支弁等
第 5 編 「地域特性に応じた避難」	第 1 章	市中心部における避難
	第 2 章	周辺居住区（北部）における避難
	第 3 章	周辺居住区（西部）における避難
	第 4 章	周辺居住区（南部）における避難
	第 5 章	島嶼部における避難
	第 6 章	山間部における避難
第 6 編 「緊急対処事態への対処」	第 1 章	対象とする緊急対処事態及びその対処

第1章 対象とする緊急処理事態及びその対処

[法第178条]

1 緊急処理事態

市国民保護計画が対象として想定する緊急処理事態については、第1編第5章2に掲げるとおりである。

市は、緊急処理事態は、原則として、武力攻撃事態等におけるゲリラや特殊部隊による攻撃等と類似の事態が想定されるため、緊急処理事態対策本部の設置や緊急対処保護措置の実施などの緊急処理事態への対処については、警報の通知及び伝達を除き、原則として武力攻撃事態等への対処に準じて行う。

2 緊急処理事態における警報の通知及び伝達

緊急処理事態においては、国の対策本部長により、攻撃の被害又はその影響の及ぶ範囲を勘案して、警報の内容の通知・伝達の対象となる地域の範囲が決定されることを踏まえ、市は、緊急処理事態における警報については、その内容の通知及び伝達の対象となる地域を管轄する機関並びに当該地域に所在する施設の管理者等に対し通知及び伝達を行う。

緊急処理事態における警報の内容の通知及び伝達については、上記によるほか、武力攻撃事態等における警報の内容の通知及び伝達に準じて、これを行う。